

牟岐町地域防災計画 資料編



目次

牟岐町地域防災計画 資料編

第1部 防災上注意すべき自然条件	1
1-1. 町内の主要な山岳・河川	2
(1) 山岳	2
(2) 河川	2
1-2. 気象	3
(1) 震度計設置場所	3
(2) 雨量観測所一覧	3
(3) 主な台風経路図	4
(4) 月別の台風主要経路傾向図	5
1-3. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	6
1-4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	7
(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	7
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	8
(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	10
1-5. 地すべり防止区域一覧	11
1-6. 砂防指定地一覧	11
1-7. 山地に起因する災害危険箇所一覧	12
(1) 山地崩壊危険地区	12
(2) 崩壊土砂流出危険地区	13
1-8. 土石流危険溪流一覧	15
(1) 土石流危険溪流Ⅰ	15
(2) 土石流危険溪流Ⅱ	15

1-9. 重要水防区域・施設等一覧	17
(1) 重要水防区域	17
(2) 重要な水門・樋門等	18
(3) 排水機場	19
1-10. 保安林配備一覧	20
1-11. 海岸保全区域一覧	20
第2部 災害対策に関する資料	21
2-1. 災害救助法	22
(1) 災害救助法の適用基準	22
(2) 災害救助の主な事務のあらまし	23
(3) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	24
2-2. 無線局局名録	27
2-3. アマチュア無線関係	28
2-4. 災害対策本部（牟岐町役場新庁舎）	29
2-5. 指定緊急避難場所一覧	30
2-6. 指定避難所一覧	34
2-7. 要配慮者利用施設一覧	36
(1) 養護老人ホーム	36
(2) 特別養護老人ホーム	36
(3) 老人保健施設	36
(4) 通所介護（デイサービスセンター）	37
(5) 通所リハビリ	37
(6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	37
(7) 短期入所（ショートステイ）	38
(8) 認知症対応型共同生活介護	38
(9) 福祉避難所指定一覧	38

2-8. 教育施設一覧	39
(1) 保育所	39
(2) 小・中学校	39
2-9. 牟岐町医療機関一覧	40
2-10. 避難確保計画の作成が必要な施設一覧	41
2-11. 薬剤師会開局会員一覧	42
2-12. 救急病院等一覧	43
(1) 災害拠点病院	43
(2) DMA T 指定医療機関	43
(3) 救急告示医療機関	44
2-13. 町有自動車保有台数一覧	46
2-14. 輸送業者（タクシー）	48
2-15. 消防力	48
(1) 消防団関係	48
(2) 公設消防水利状況	49
(3) 常備消防の状況	49
(4) 水防倉庫・消防倉庫の備蓄資材状況	50
2-16. 都市公園一覧	51
2-17. ため池一覧	51
2-18. 自主防災組織一覧	52
2-19. 備蓄状況	53
(1) 備蓄資機材・食料品	53
(2) 医療用資機材	55
2-20. 注意報・警報発表の細分区域名	57
2-21. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）	59
2-22. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図	62
2-23. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	63

第3部 条例・規則等	64
3-1. 牟岐町防災会議設置条例	65
3-2. 牟岐町災害対策本部設置条例	68
3-3. 牟岐町消防団の設置等に関する条例	69
3-4. 牟岐町消防団の定員、任命、服務等に関する条例	70
3-5. 災害による被災者に係る国民健康保険税の減免に関する条例	72
3-6. 牟岐町海難救助捜索要綱	74
3-7. 牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例	75
3-8. 牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	79
3-9. 徳島県排出油等防除協議会会則	107
3-10. 徳島県排出油等防除協議会運営要領	110
3-11. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	114
3-12. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画	115
3-13. 海部地区協議会排出油等防除組織図及び情報伝達図	118
3-14. 指定各機関	121
3-15. 牟岐町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する規則	123
3-16. 牟岐町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例	124
3-17. 牟岐町国民保護協議会条例	125
3-18. 徳島県広域消防相互応援協定書	126
3-19. 牟岐町災害被害者に対する町税の減税に関する規則	130
3-20. 牟岐町災害時避難行動要支援制度実施要綱	135
3-21. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領	139

4-21.	海部郡消防相互応援協定	205
4-22.	災害時の協力に関する協定書	208
4-23.	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	210
4-24.	避難所等施設利用に関する協定書	213
4-25.	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	219
4-26.	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	221
4-27.	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	223
4-28.	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	226
4-29.	砂防関係協力市町村災害時応援協定書	229
4-30.	災害時の応急対策業務についての協定書	232
4-31.	災害時における避難施設の 被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	234
4-32.	災害時の配置薬等活用に関する協定書	236
4-33.	地域防災包括協定	239
4-34.	災害発生時における牟岐町と 牟岐郵便局及び阿南郵便局の協力に関する協定	241
4-35.	大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書	243
4-36.	災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書	246
4-37.	徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書	248
4-38.	徳島県保有の災害用備蓄物資の保管等に関する覚書	250
4-39.	GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した 情報の活用に関する協定	252
4-40.	牟岐町と特定非営利活動法人アムダとの連携協力に関する協定書	254
4-41.	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (旧県立海部病院)	256
4-42.	日本赤十字社徳島県支部南部救護倉庫の使用に関する覚書	258

4-43. 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書 (NTT 牟岐ビル)	260
4-44. 広告付防災標識看板に関する協定書	262
第5部 様式	264
5-1. り災届出証明書	265
5-2. 自衛隊派遣要請文書様式	266
5-3. 自衛隊撤収要請文書様式	267
5-4. 災害報告記入要領	268
5-5. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式	271
5-6. 災害等状況報告書様式	272
5-7. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式	273
5-8. 火災・災害等即報要領に基づく様式	274
5-9. 災害中間報告・災害確定報告	280
5-10. 通行の禁止又は制限するときの標識(様式1)	281
5-11. 緊急通行車両の標章(様式2)	281
5-12. 緊急通行車両確認証明書(様式3)	282
5-13. 避難情報の放送依頼様式(放送に係る申し合わせ)	283
5-14. 避難行動要支援者名簿	286
5-15. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙	289
5-16. 徳島県管理河川水防警報(津波)発表受報用紙	291
5-17. 徳島県水位周知海岸氾濫警戒情報等発表受報用紙	292

第 1 部 防災上注意すべき自然条件

1-1. 町内の主要な山岳・河川

(1) 山岳

山 岳 名	標 高 (m)
矢 筈 山	801
胴 切 山	884
五 剣 山	638
百 々 路 山	386

(2) 河川

河川名	水 系	区 間		延長 (m)
		上 流 端	下 流 端	
牟岐川	牟岐川	左岸 河内字奥谷1465番地先 右岸 河内字奥谷1463番の1地先	太平洋	7,745
橘 川		左岸 橘字ふどの874番地先 右岸 橘字ふどの88番地先	牟岐川への合流点	8,300
喜来川		左岸 橘字しいのき811番の12地先 右岸 橘字さこやしき804番地先	橘川への合流点	3,000
辺川川		左岸 辺川字大谷273番地先 右岸 辺川字大谷269番地先	橘川への合流点	2,180
はやま谷川		左岸 河内字はやま谷1716番地先 右岸 河内字はやま谷1716番の1地先	牟岐川への合流点	700
になぎ川		左岸 辺川字になぎ810番の16地先 右岸 辺川字になぎ120番地先	橘川への合流点	930
内妻川	内妻川	左岸 内妻字白木65番の1地先 右岸 内妻字白木66番	太平洋	3,000
瀬戸川	瀬戸川	左岸 中村字杉谷188分岐点 右岸 中村字山田37分岐点	牟岐港内吐出口	3,000
古江川	古江川	左岸 内妻字古江75番の4地先 右岸 内妻字古江126番	太平洋	700
東谷川	東谷川	左岸 灘字東谷74番地先 右岸 灘字東谷68番の1地先	太平洋	1,000

なお、準用河川は

堀越谷川、雨露の谷川、市宇谷川、白木谷川、神子屋敷谷川、こん谷川、北峯川、かると川、観音寺川、新中村川の10河川、総延長6,685m

1-2. 気象

(1) 震度計設置場所

所 管	設 置 場 所	
独立行政法人 防災科学技術研究所	旧牟岐小学校	中村字本村10-57

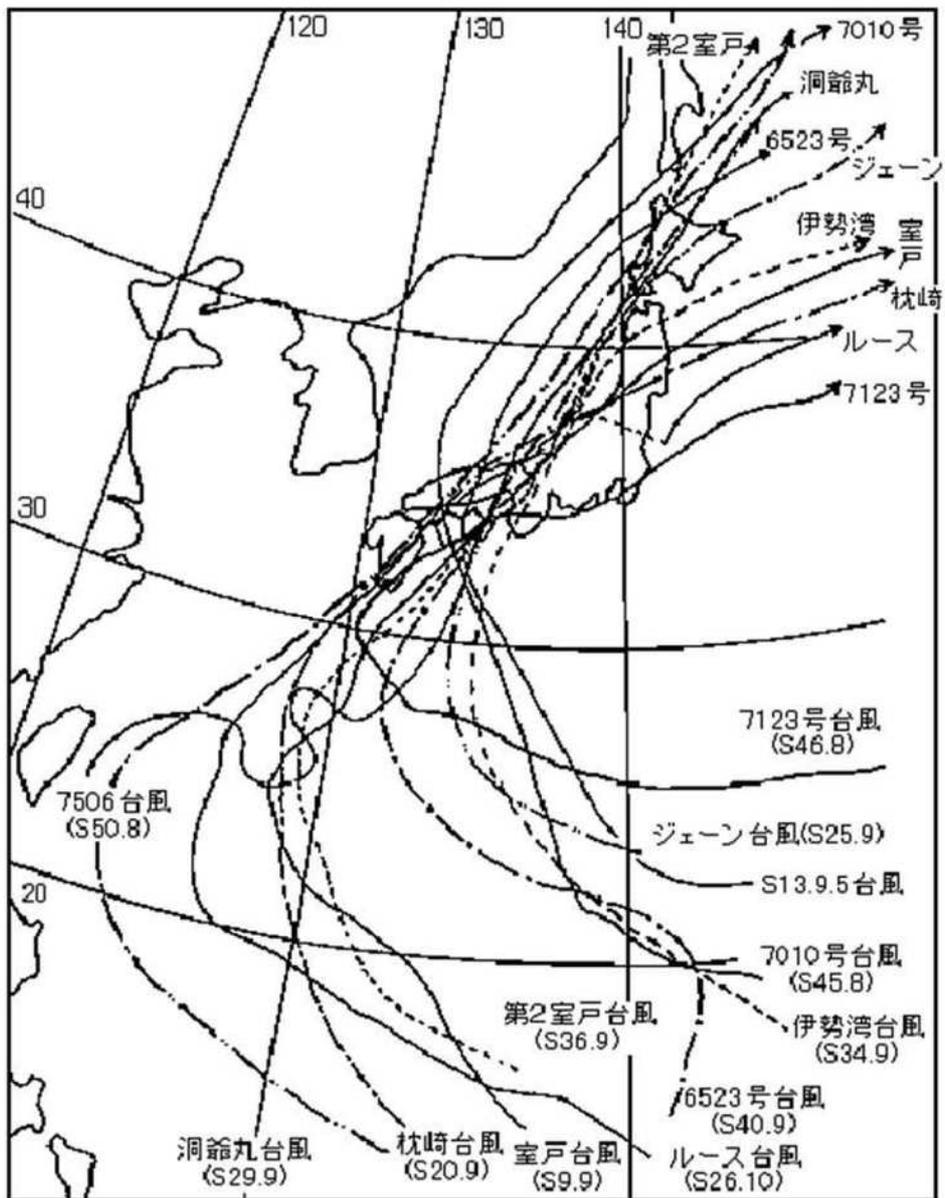
(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

(2) 雨量観測所一覧

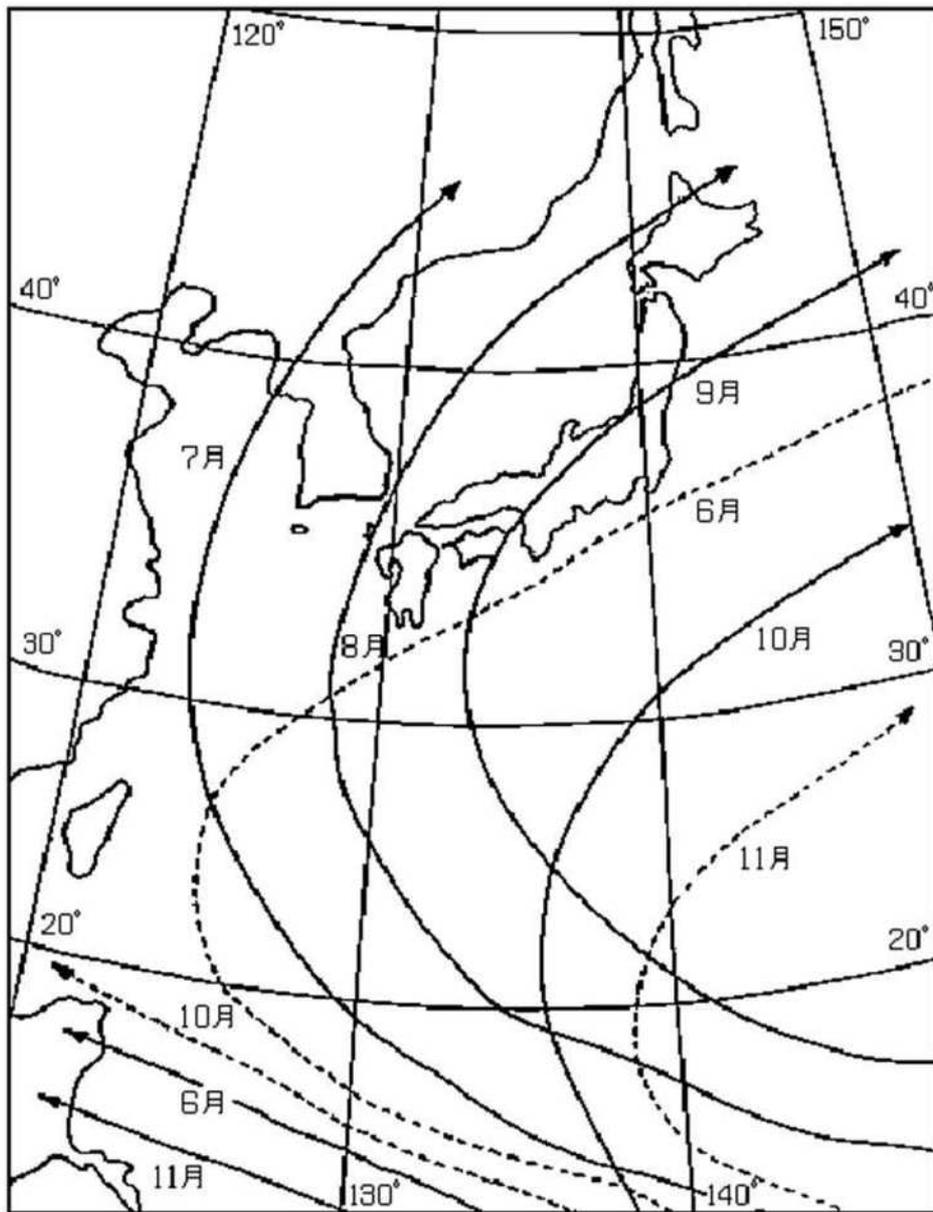
令和3年2月現在

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型 式	管 理 者	データ取得
徳島県 県土整備部	牟岐	中村字本村47-2	0.5mm転倒ます型隔測 自記雨量計・テレメーター	南部総合県民局 (美波)	河川振興課
徳島県 県土整備部	清水 (IoT) 雨量観測所	中村字清水120	転倒ます型雨量計	徳島県、 海部老人ホーム	徳島県
徳島県 県土整備部	出羽島 (IoT) 雨量観測所	出羽島46-2 出羽島集会所グラウンド	転倒ます型雨量計	徳島県、牟岐町	徳島県
四国旅客鉄道 株式会社	牟岐	中村字本村	警報機付雨量計	徳島保線区	徳島保線区
海部消防組合	海部消防組合 牟岐出張所	川長字新光寺98-1	転倒ます型雨量計 (RT-5型)	海部消防組合	海部消防組合

(3) 主な台風経路図



(4) 月別の台風主要経路傾向図



1-3. 急傾斜地崩壊危険区域一覧

指定 番号	区 域 名	告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面面積 (ha)
5	大谷	S46.08.27	645	3.07	4.27
20	牟岐東	S47.01.18	60	1.78	2.42
40	宮田	S47.08.29	621	1.03	1.26
40	宮田（追加）	H19.02.06	91	0.36	0.41
41	出羽島北	S47.08.29	621	0.75	0.94
42	天神前	S47.08.29	621	0.71	1.06
463	天神前(2)	H29.02.21	76	0.63	0.70
48	杉谷	S48.03.09	155	1.88	2.09
49	牟岐大谷	S48.03.09	155	1.02	1.19
113	清開	S49.03.26	172	1.20	1.30

（「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より）

1-4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

定義

- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館のほか社会福祉施設等の災害弱者施設のある場合を含む）ある箇所。
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家はないが、今後新規に住宅が立地する可能性がある箇所。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					警戒区域		特別警戒区域		
					指定年月日	番号	指定年月日	番号	
1806	自然斜面	橋	橋	橋	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
1807	自然斜面	辺川	辺川	辺川					
1808	自然斜面	平野	河内	平野	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
1809	自然斜面	笹見	河内	笹見	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
1810	自然斜面	河内	河内	河内	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
1811	自然斜面	川又	河内	川又	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
1812	自然斜面	牟岐東	灘	牟岐東	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1813	自然斜面	砂美ノ浜	灘	砂美ノ浜	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1814	自然斜面	下浜辺(1)	灘	下浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1815	自然斜面	古牟岐	灘	古牟岐	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1816	自然斜面	奥前(1)	中村	奥前					
1817	自然斜面	天神前(1)	中村	天神前	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1818	自然斜面	天神前(2)	中村	天神前	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1819	自然斜面	天神前(3)	中村	天神前	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1820	自然斜面	宮田	中村	宮田	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1821	自然斜面	出羽島北	中村	出羽島北	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1822	自然斜面	清開	中村	清開	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1823	自然斜面	杉谷(1)	中村	杉谷	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1824	自然斜面	杉谷(2)	中村	杉谷					
1825	自然斜面	杉谷(4)	中村	杉谷	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1826	自然斜面	大谷	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1827	自然斜面	牟岐大谷	中村	大谷	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1828	自然斜面	牟岐大谷(2)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1829	自然斜面	牟岐大谷(3)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1830	自然斜面	大谷(2)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1831	自然斜面	大谷(3)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1832	自然斜面	大戸(1)	中村	大戸					
1833	自然斜面	大戸(2)	中村	大戸					
1834	自然斜面	山田(1)	中村	山田	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
1835	自然斜面	清水(1)	中村	清水	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
1836	自然斜面	清水(2)	中村	清水	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1837	自然斜面	関(1)	川長	関	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
1838	自然斜面	市宇谷(1)	川長	市宇谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1839	自然斜面	山戸	川長	山戸					
1840	自然斜面	山戸(2)	川長	山戸					
1841	自然斜面	山戸(3)	川長	山戸	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
1842	自然斜面	白木(1)	内妻	白木	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1843	自然斜面	白木(2)	内妻	白木	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
1844	自然斜面	丸山(1)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
1845	自然斜面	丸山(2)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
2088	人工斜面	杉谷(3)	中村	杉谷					
2089	人工斜面	奥前(2)	中村	奥前					

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					警戒区域		特別警戒区域		
					指定年月日	番号	指定年月日	番号	
6992	自然斜面	杉谷(5)	中村	杉谷					
6993	自然斜面	杉谷(6)	中村	杉谷	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
6994	自然斜面	杉谷(7)	中村	杉谷					
6995	自然斜面	杉谷(8)	中村	杉谷					
6996	自然斜面	杉谷(9)	中村	杉谷					
6997	自然斜面	杉谷(10)	中村	杉谷					
6998	自然斜面	清水(3)	中村	清水	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
6999	自然斜面	清水(4)	中村	清水	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7000	自然斜面	清水(5)	中村	清水	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7001	自然斜面	清水(6)	中村	清水	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7002	自然斜面	奥前(3)	中村	奥前					
7003	自然斜面	奥前(4)	中村	奥前					
7004	自然斜面	大谷(4)	中村	大谷	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
7005	自然斜面	大谷(5)	中村	大谷	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
7006	自然斜面	大谷(6)	中村	大谷	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
7007	自然斜面	大谷(7)	中村	大谷	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
7008	自然斜面	大谷(8)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7009	自然斜面	大谷(9)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7010	自然斜面	大谷(10)	中村	大谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7011	自然斜面	大谷(11)	中村	大谷	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7012	自然斜面	大戸(3)	中村	大戸					
7013	自然斜面	大戸(4)	中村	大戸					
7014	自然斜面	大戸(5)	中村	大戸					
7015	自然斜面	大戸(6)	中村	大戸					
7016	自然斜面	山田(2)	中村	山田	H25.03.29	164	H25.03.29	165	
7017	自然斜面	山田(3)	中村	山田	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7018	自然斜面	山田(4)	中村	山田	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7019	自然斜面	むかえ(1)	橘	むかえ	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7020	自然斜面	しらかし(1)	橘	しらかし	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7021	自然斜面	しらかし(2)	橘	しらかし	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7022	自然斜面	岩屋(1)	橘	岩屋	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7023	自然斜面	うち	橘	うち	H22.10.06	584	H22.10.06	585	もとうち(1)
7024	自然斜面	芝ノ原(1)	橘	芝ノ原	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7025	自然斜面	寒葉(1)	橘	寒葉	H22.10.06	584	H22.10.06	585	
7026	自然斜面	寒葉(2)	橘	寒葉	H24.01.12	18	H24.01.12	19	
7027	自然斜面	うえひらま(1)	橘	うえひらま					
7028	自然斜面	うえひらま(2)	橘	うえひらま					
7029	自然斜面	喜来(1)	橘	喜来					
7030	自然斜面	喜来(2)	橘	喜来					
7031	自然斜面	喜来(3)	橘	喜来					
7032	自然斜面	喜来(4)	橘	喜来					
7033	自然斜面	喜来(5)	橘	喜来					
7034	自然斜面	喜来(6)	橘	喜来					
7035	自然斜面	喜来(7)	橘	喜来					
7036	自然斜面	喜来(8)	橘	喜来					
7037	自然斜面	ふじのそ(1)	橘	ふじのそ					
7038	自然斜面	ふじのそ(2)	橘	ふじのそ	H24.01.12	18	H24.01.12	19	あかみず(1)
7039	自然斜面	宮田(2)	牟岐浦	宮田	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7040	自然斜面	天神前(4)	牟岐浦	天神前	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7041	自然斜面	馬地(1)	牟岐浦	馬地	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
7042	自然斜面	牟岐浦(1)	牟岐浦	牟岐浦	H26.03.28	202	H26.03.28	203	
7043	自然斜面	西の山(1)	灘	西の山	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7044	自然斜面	大平間(1)	灘	大平間	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7045	自然斜面	中浜辺(1)	灘	中浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7046	自然斜面	上浜辺(1)	灘	上浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7047	自然斜面	上浜辺(2)	灘	上浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					警戒区域		特別警戒区域		
					指定年月日	番号	指定年月日	番号	
7048	自然斜面	水落(1)	灘	水落	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7049	自然斜面	水落(2)	灘	水落	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7050	自然斜面	下浜辺(2)	灘	下浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7051	自然斜面	下浜辺(3)	灘	下浜辺	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7052	自然斜面	中山(1)	灘	中山	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7053	自然斜面	中山(2)	灘	中山	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7054	自然斜面	中山(3)	灘	中山	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7055	自然斜面	陰栗道(1)	灘	陰栗道	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7056	自然斜面	古江(1)	内妻	古江	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7057	自然斜面	古江(2)	内妻	古江	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7058	自然斜面	古江(3)	内妻	古江	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7059	自然斜面	古江(4)	内妻	古江	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7060	自然斜面	古江(5)	内妻	古江					
7061	自然斜面	白木(3)	内妻	白木					
7062	自然斜面	大畑(1)	内妻	大畑					
7063	自然斜面	大畑(2)	内妻	大畑					
7064	自然斜面	島屋敷(1)	内妻	島屋敷					
7065	自然斜面	丸山(3)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7066	自然斜面	丸山(4)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7067	自然斜面	丸山(5)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7068	自然斜面	丸山(6)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7069	自然斜面	丸山(7)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7070	自然斜面	丸山(8)	内妻	丸山	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7071	自然斜面	大坪(1)	川長	大坪	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7072	自然斜面	大坪(2)	川長	大坪	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7073	自然斜面	山戸(4)	川長	山戸					
7074	自然斜面	山戸(5)	川長	山戸	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
7075	自然斜面	山戸(6)	川長	山戸	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
7076	自然斜面	山戸(7)	川長	山戸	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
7077	自然斜面	関(2)	川長	関	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7078	自然斜面	関(3)	川長	関	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7079	自然斜面	関(4)	川長	関	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7080	自然斜面	関(5)	川長	関					
7081	自然斜面	関(6)	川長	関	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
7082	自然斜面	市宇谷(2)	川長	市宇谷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
7083	自然斜面	碁石(1)	辺川	碁石					
7084	自然斜面	碁石(2)	辺川	碁石					
7085	自然斜面	碁石(3)	辺川	碁石					
7086	自然斜面	碁石(4)	辺川	碁石					
7087	自然斜面	ひうら(1)	辺川	ひうら					
7088	自然斜面	ひうら(2)	辺川	ひうら					
7089	自然斜面	ほりた(1)	辺川	ほりた					
7090	自然斜面	ほりた(2)	辺川	ほりた					
7091	自然斜面	よこぜ(1)	辺川	よこぜ					
7092	自然斜面	よこぜ(2)	辺川	よこぜ					
7093	自然斜面	新田(1)	辺川	新田					
7094	自然斜面	ふるわん(1)	辺川	ふるわん					
7095	自然斜面	中山(1)	河内	中山	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7096	自然斜面	たなかち(1)	河内	たなかち	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7097	自然斜面	たなかち(2)	河内	たなかち	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7098	自然斜面	しもつい(1)	河内	しもつい	H23.08.25	563	H23.08.25	565	しもつい(1)
7099	自然斜面	しもつい(2)	河内	しもつい	H24.01.12	18	-	-	しもつい(2)
7100	自然斜面	河内(2)	河内	河内	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7101	自然斜面	河内(3)	河内	河内	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7102	自然斜面	笹見(2)	河内	笹見	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7103	自然斜面	笹見(3)	河内	笹見	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7104	自然斜面	笹見(4)	河内	笹見	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7105	自然斜面	笹見(5)	河内	笹見	H22.03.19	139	H22.03.19	140	

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					警戒区域		特別警戒区域		
					指定年月日	番号	指定年月日	番号	
7106	自然斜面	あいごや(1)	河内	あいごや	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7107	自然斜面	あいごや(2)	河内	あいごや	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7108	自然斜面	あいごや(3)	河内	あいごや	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7109	自然斜面	西又(1)	河内	西又	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7110	自然斜面	西又(2)	河内	西又	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7111	自然斜面	宮ノ内(1)	河内	宮ノ内	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7112	自然斜面	宮ノ内(2)	河内	宮ノ内	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7113	自然斜面	宮ノ内(3)	河内	宮ノ内	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7114	自然斜面	山口(1)	河内	山口	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7115	自然斜面	山口(2)	河内	山口	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7116	自然斜面	山口(3)	河内	山口	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7117	自然斜面	こん谷口(1)	河内	こん谷口	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7118	自然斜面	こん谷口(2)	河内	こん谷口	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7119	自然斜面	かげ(1)	河内	かげ	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7120	自然斜面	ひきち(1)	河内	ひきち	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
7121	自然斜面	おくよし(1)	河内	おくよし	H23.08.25	563	H23.08.25	565	

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					警戒区域		特別警戒区域		
					指定年月日	番号	指定年月日	番号	
204	自然斜面	大戸(3)	中村	大戸					
205	自然斜面	島屋敷(2)	中山	島屋敷	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
206	自然斜面	島屋敷(3)	中山	島屋敷					
207	自然斜面	水落(3)	灘	水塞					
208	自然斜面	東谷(1)	灘	東谷					
209	自然斜面	中山(3)	河内	中山					
210	自然斜面	赤水(1)	河内	赤水					
211	自然斜面	山戸(7)	河内	山戸	H30.03.29	221	H30.03.29	222	

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準

	前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40mm~100mmあった 場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを 越えたとき	当日の日雨量が80mmを 越えたとき	当日の日雨量が100mmを 越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを 越え、時雨量30mm程度 の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪・融雪時ならびに地震・地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

1-5. 地すべり防止区域一覧

指定番号	区域名	町名	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
150	牟岐浦	牟岐町	牟岐浦	S36.08.26	1887	14.06
278	中村	牟岐町	中村	S37.10.17	2655	11.30
385	出羽島	牟岐町	牟岐浦	S39.06.22	1537	10.64

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

1-6. 砂防指定地一覧

番号	町名	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
1	牟岐町	牟岐川	牟岐川	牟岐川	S22.12.29	398	2.06
2	牟岐町	牟岐川	橘川	橘川	S26.02.12	64	1.48
3	牟岐町	瀬戸川	瀬戸川	瀬戸川	S42.12.28	4605	5.88
4	牟岐町	牟岐川	辺川川	辺川川	S42.12.28	4605	5.37

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

1-7. 山地に起因する災害危険箇所一覧

(1) 山地崩壊危険地区

平成26年3月31日現在

危険地区番号		年 度	保 安 林 等	他 等 の 法 指 令 定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 度	面積(ha)		治 進 山 歩 事 業 況	位 置		公 共 施 設 等 の 実 態					被 災 危 険 度	自 然 条 件 (最 高 点 メ ッ シ ユ に よ る)										山 腹 崩 壊 危 険 度					
市 町 村 名	地 区 名						調 査 地 区	※ 100メ ット 以上 の 危 険 地 区		大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 〜 10 戸	人 家 9 〜 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設		道 路	メ ッ シ ユ 番 号	地 質 類 別	傾 斜 点 数	縦 断 面 形 点 数	横 断 面 形 点 数	土 層 深 度 点 数	樹 種 点 数	齢 級 点 数	点 計		補 正 点 数				合 計
																													崩 壊 地 有	地 震	落 石	加 算 点	
383	1(地震調査有) 牟岐町 内山	H18	有	無	無	C	6.00	6.00	無	河内	内山			4		県道	c2	2	3	62	28	28	6	14	11	149		29	0	0	178	b1	
	2(地震調査有) 芝ノ原	H18	無	無	無	C	6.00	4.00	無	橋	しもたちばな			5		町道 鉄道	b2	2	3	62	14	14	6	14	0	110		27	0	0	137	c1	
	3(地震調査有) 芝原	H18	無	無	無	C	4.00	3.00	無	橋	むかえ					国道	c2	2	3	62	6	28	14	14	11	135		23	0	0	158	b1	
	4(地震調査有) 笠松	H18	無	無	無	C	2.00	1.00	無	橋				3		町道	c2	2	3	62	6	14	14	0	11	107		24	0	0	131	c1	
	5(地震調査有) 橋	H18	無	無	無	C	4.00	2.00	無	橋				7		町道 鉄道	b2	1	3	28	14	14	14	14	0	84		23	0	0	107	c1	
	6(地震調査有) 新田	H18	無	無	無	C	5.00	2.00	無	辺川	やました			4		町道	c2	5	3	62	6	0	14	14	11	107		26	0	0	133	c1	
	7(地震調査有) 小松	H18	無	無	無	C	5.00	3.00	無	辺川	ふるわん			2		町道	c2	4	3	62	28	28	6	14	11	149		26	0	0	175	b1	
	8(地震調査有) 赤水1	H18	無	無	無	C	7.00	4.00	無	河内	小松			4		国道 町道 鉄道	c2	3	3	62	28	28	6	0	0	124		23	0	0	147	b1	
	9(地震調査有) 赤水2	H18	無	無	無	C	7.00	4.00	無	河内	川又			4		国道 鉄道	c2	7	3	62	28	28	6	14	0	138		25	0	0	163	b1	
	10(地震調査有) 関	H18	無	無	無	A	5.00	4.00	無	川長	関		16		国道 町道 鉄道	a2	2	3	62	14	28	14	14	11	143		25	0	0	168	b1		
	11(地震調査有) 山田	H18	有	有	有	B	2.00	2.00	無	中村	奥前		22		町道	a2	2	3	28	14	28	14	14	11	109		22	0	0	131	c1		
	12(地震調査有) 大谷	S60	無	無	無	B	1.00	1.00	無	中村	大谷		11		老人福祉施設	国道	a2	1	3	28	6	28	6	14	11	93		26	0	0	119	c1	
	13(地震調査有) ほりた	H24	有	無	有	A	22.11	22.11	一部 概成	辺川	ほりた			5	橋	町道	a2	4	3	74	28	14	14	14	6	150		20	0	0	170	b1	

(徳島県資料より)

(2) 崩壊土砂流出危険地区

平成26年3月31日現在

危険地区番号		年 度	保安 林等	地区 滑域 の指 防定 止	他等 の法 指 令定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 度	面 積 (ha)	治 進 山 歩 事 業 況	位 置		公 共 施 設 等 の 実 態					被 災 危 険 度	荒 廃 発 生 源			崩 壊 土 砂 流 出 区 間							崩 壊 土 砂 流 出 危 険 度								
市 町 村 名	地 区 名									大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ― 10 戸	人 家 9 ― 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設		道 路	山 腹	地 す へ り	地 質 類 の 別 ・ 区 分	転 混 石 入 の 割 合	奔 直 溪 生 下 床 源 の 勾 配	溪 流 延 長		平 溪 均 床 勾 配	点 数 計		補 正 加 算 点	総 点 数						
																								点 数	点 数						m	点 数	点 数			
383 牟岐町	1 西又	H18	有	無	無	無	A	6.60	無	河内	西又								16			県道 町道	a2	183		3	9	27	2,200	37	24	145	0	145	a1	
	2 神子屋敷	S60	有	無	無	有	A	1.80	無	河内	神子屋敷								6			県道	b2	217		3	9	27	2,000	37	16	145	0	145	a1	
	3 こん谷	S60	有	無	無	有	B	2.85	無	河内	こん谷											県道	c2	178		3	20	27	1,900	37	16	148	0	148	a1	
	4 カゲ1	H18	有	無	無	無	A	3.60	無	河内	かげ											県道 林道	a2	112		3	9	27	1,200	37	16	129	0	129	b1	
	5 カゲ2	H18	無	無	無	無	B	0.60	無	河内	かげ											県道 町道	a2	137		3	9	14	200	14	30	107	0	107	c1	
	6 笹見	H18	有	無	無	無	A	2.40	無	河内	笹見											県道 町道	a2	137		3	9	27	800	37	30	143	0	143	a1	
	7 とどろ	S60	無	無	無	無	A	0.63	無	河内	とどろ											県道	b2	206		3	9	27	700	37	16	145	0	145	a1	
	8 羽山谷	H18	有	無	無	有	B	1.20	無	河内	羽山谷											小学校 鉄道	町道	a2	142		3	9	27	400	14	16	114	0	114	c1
	9 笠松	S60	有	無	無	有	C	6.00	無	橘	サコヤシキ											町道	c2	153		3	9	27	2,500	37	16	137	0	137	b1	
	10 ふどの	S60	無	無	無	無	A	0.72	無	橘	ふどの											町道	b2	190		3	5	27	800	37	16	141	0	141	a1	
	11 向	S60	無	無	無	無	C	0.12	無	橘	向											国道	c2	152		3	9	27	200	14	30	128	0	128	b1	
	12 横瀬	S60	無	無	無	有	A	0.96	無	辺川	横瀬											県道 町道	a2	163		3	9	27	800	37	16	137	0	137	b1	

(徳島県資料より)

危険地区番号		年 度	保安 林等	地区 滑域 の指 定止	他等 の法 指 令定	荒 廃 状 況	危 険 地 区 度	面 積 (ha)	治 進 山 拂 事 業 況	位 置		公 共 施 設 等 の 実 態					被 災 危 険 度	荒廃発生源			崩壊土砂流出区間					崩 流 出 土 砂 険 度				
市 町 村 名	地 区 名									大 字	字	人 家 50 戸 以 上	人 家 49 10 戸	人 家 9 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設		道 路	山 腹	地 す べ り	地 質 類 の 別 ・ 区 分	転 混 石 入 の 割 合	発 直 溪 生 下 床 源 の 勾 配	溪 流 延 長			平 溪 均 床 勾 配	点 数 計	補 正 加 算 点	総 点 数
																								点 数	点 数					
383 牟岐町	13 河内	H18	有	無	無	有	A	3.00	無	河内	西川又				鉄道	国道	a2	127		3	9	27	1,000	37	24	137	0	137	b1	
	14 山戸	S60	無	無	無	有	C	1.08	無	川長	山戸					町道	c2	142		3	5	27	1,200	37	8	125	0	125	b1	
	15 清水	S60	有	有	有	有	A	0.96	一部 概成	中村	清水		20		老人ホーム JR	国道 町道	a2	142		3	20	27	800	37	16	148	0	148	a1	
	16 東谷	S60	無	無	無	有	B	0.36	無	灘	東谷			2	海の家	県道 町道	a2	119		3	20	27	400	14	16	117	0	117	c1	
	17 大畑1	H10	有	無	無	有	B	0.12	無	内妻	大畑					林道	c2	221		3	20	27	200	14	30	147	0	147	a1	
	18 大畑2	S60	無	無	無	有	C	1.80	無	内妻	大畑		7			県道 林道	b2	175		3	20	0	2,000	37	0	105	0	105	c1	
	19 大畑3	S60	有	無	無	有	B	1.05	一部 概成	内妻	大畑		7			県道 林道	b2	163		3	9	27	700	37	16	137	0	137	b1	
	20 奥前	H18	無	有	有	無	A	1.80	無	中村	奥前		30		老人ホーム	町道	a2	129		3	9	27	600	37	30	143	0	143	a1	
	21 丸山	S60	無	無	無	無	B	0.06	無	内妻	丸山			3	鉄道	国道	a2	210		3	0	14	100	0	30	100	0	100	c1	
	22 中浜辺1	S60	無	無	無	無	C	0.12	無	灘	水落					県道 町道	c2	147		3	5	27	200	14	30	124	0	124	b1	
	23 中浜辺2	S60	無	無	無	無	C	0.03	無	灘	水落		1			町道 県道	c2	147		3	0	27	100	0	30	105	0	105	c1	
	24 水落	S60	無	無	無	無	B	0.18	無	灘	水落			3		町道	c2	235		3	20	27	300	14	30	147	0	147	a1	

(徳島県資料より)

1-8. 土石流危険渓流一覧

定義

- 土石流危険渓流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または人家5戸未満であっても官公署、学校、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある渓流。
- 土石流危険渓流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流。

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

番号	水系名	河川名	渓流名	字	渓流概要		土石流災害防止法に基づく 土石流災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域		
							指定年月日	番号	指定年月日	番号	
19-2	牟岐川	牟岐川	白木谷	河内	1.76	0.90	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
19-3	牟岐川	牟岐川	平野谷	河内	0.35	0.09	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
19-4	牟岐川	牟岐川	関谷	中村	0.55	0.11	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-6	牟岐川	牟岐川	杉谷	中村	0.12	0.02	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-7	瀬戸川	瀬戸川	奥前谷	中村	0.50	0.11	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
19-9	牟岐川	牟岐川	宮田谷	牟岐浦	0.15	0.01	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-10	瀬戸川	瀬戸川	西大谷	中村	0.11	0.01	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
19-11	瀬戸川	瀬戸川	大戸谷	中村	0.05	0.01	H30.03.29	221	H30.03.29	222	
19-12	瀬戸川	瀬戸川	東大谷	中村	0.07	0.01	H30.03.29	221			
19-19	牟岐川	牟岐川	きやの谷	川長	0.25	0.16	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
19-23			鍛冶屋谷	灘	0.30	0.14	H28.11.01	672	H28.11.01	673	

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

番号	水系名	河川名	渓流名	字	渓流概要		土石流災害防止法に基づく 土石流災害警戒区域等の指定				警戒区域名
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域		
							指定年月日	番号	指定年月日	番号	
19-5	牟岐川	牟岐川	大坪谷	川長	0.23	0.02	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-8	牟岐川	牟岐川	市宇谷	川長	0.60	0.13	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-15	牟岐川	牟岐川	堀越谷	河内	0.90	0.30	H23.08.25	563	H23.08.25	565	
19-16	内妻川	内妻川	大畑谷	河内	0.50	0.10	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-17	内妻川	内妻川	丸山谷	内妻	0.20	0.04	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-18	古江川	古江川	家谷川	内妻	0.23	0.03	H28.11.01	672	H28.11.01	673	
19-20	牟岐川	牟岐川	笹見谷	河内	0.20	0.05	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
19-21	牟岐川	牟岐川	東笹見	河内	0.72	0.28	H22.03.19	139	H22.03.19	140	
19-22			なだ谷	灘	0.40	0.13	H28.11.01	672	H28.11.01	673	

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

土石流対策雨量基準

区 分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日 量	150 //	200 //
6時間量	120 //	180 //
4時間量	100 //	150 //
2時間量	70 //	100 //
1時間量	50 //	60 //

1-9. 重要水防区域・施設等一覧

(1) 重要水防区域

河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考	
	重要箇所名	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別	水防対策 工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所	収容能力 (人)		
牟岐川 左右岸 (県)	中村字清水 (川長字山戸 ～川長字関)	2,000		2,000		堤防高	積土のう工	清水 関戸	165	351	第5,6分団 22 24	皆の谷団地駐車場 三崎神社 山戸地区高台1	751		
牟岐川 左岸 (県)	河内	250	250			//	堆積物 除去作業	平野	48	98	第3分団 33	平野コミュニティーセンター	30		
橘川 右岸 (県)	河内	550	550			//	//	//	(48)	(98)	// (33)	//	(30)		
瀬戸川 左岸 (県)	牟岐浦 字浜崎	1箇所				樋門	工作物 (陸閘)	//	西の西	59	112	第2分団 26	大谷避難広場	633	

(令和2年度 徳島県水防計画より)

(2) 重要な水門・樋門等

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状		機能		管理者	代表連絡先(TEL)
		郡	町	字	寸法 縦×横(m)	連数	何製扉	何式		
牟岐川	中村 樋門	海部郡	牟岐町	中村	1.85×3.00	1	ステンレス製	電動ラック式	徳島県 (河川整備課)	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
〃	川長 〃	〃	〃	川長	2.00×3.40	1	鋼製	手動、エンジンラック式	〃	〃
〃	市宇谷 〃	〃	〃	〃	2.50×4.00	1	ステンレス製	電動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
瀬戸川	瀬戸川 〃	〃	〃	中村	1.10×1.00	1	〃	手動スピンドル式	〃	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
内妻海岸	内妻第1 〃	〃	〃	内妻	1.15×1.07	1	合成木材	〃	〃	〃
〃	内妻第2 〃	〃	〃	〃	1.15×1.07	1	〃	〃	〃	〃
〃	内妻第3 〃	〃	〃	〃	2.0×2.50	1	ステンレス製	手動ラック式	〃	徳島県南部総合県民局 県土整備部(美波) (0884) 74-7461
馬地地先海岸	馬地地先海岸 〃	〃	〃	灘	1.10×1.20	1	アルミ合金製	手動スピンドル式	〃	牟岐町総務課 (0884) 72-3412
出羽島海岸	出羽島 〃	〃	〃	牟岐浦	1.55×1.60	1	鋼製	手動ラック式	〃	〃
牟岐漁港	牟岐防波水門 (漁牟-42) 水門	〃	〃	中村	3.30×20.30	1	〃	電動ローラーゲート	徳島県 (生産基盤課)	徳島県南部総合県民局 農林水産部(美波) (0884) 74-7383

(令和2年度 徳島県水防計画より)

(3) 排水機場

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)	機能			管理者	代表連絡先(TEL)
		郡	町	字		口径φ (mm)	出力	台数		
新中村川	牟岐川排水機場	海部郡	牟岐町	中村字本村	1.14	700	1.0m ³ /S	1	徳島県(河川整備課) (牟岐町に管理委託)	牟岐町建設課 (0884) 72-3418

(令和2年度 徳島県水防計画より)

1-10. 保安林配備

(民有保安林配備現況表)

町名	保安林の種類				計	
	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林			
牟岐町	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
		17	1,207	12	50	29

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

1-11. 海岸保全区域一覧

(国土交通省水管理・国土保全局所管分)

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
海部灘	牟岐	灘	浜辺	540	S34.11.19	548
		牟岐浦	馬地	460	//	//
		//	出羽島	492	//	//
		内妻		1,395	S36.11.15	540

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

(水産庁所管分)

沿岸名	漁港海岸名	保全区域指定済延長		告示番号
		(m)	指定年月日	
海部灘	牟岐	959	S34.07.30	360
	出羽島	320	//	//

(「徳島県地域防災計画 資料編」.令和2年10月より)

第2部 災害対策に関する資料

2-1. 災害救助法

(1) 災害救助法の適用基準

人口数※	県、市町村名	適用世帯数 (世帯)	
		①被害世帯数	②被害世帯数
5,000 人未満	上勝町、佐那河内村、牟岐町	30世帯	15世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	勝浦町、神山町、那賀町、美波町 海陽町、板野町、上板町、 つるぎ町、東みよし町	40世帯	20世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	三好市、石井町、 松茂町、北島町	50世帯	25世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市、吉野川市 阿波市、美馬市、藍住町	60世帯	30世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市、阿南市	80世帯	40世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100世帯	50世帯
1,000,000 人未満	徳島県		1,000世帯

※平成27年国勢調査による人口数（平成27年10月1日現在）

（備考）被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

(2) 災害救助の主な事務のあらまし

平成25年10月1日現在

順序	厚生労働省	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の可否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を厚生労働大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

(3)「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

令和元年10月23日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者・障害者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合において、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1戸当たり 29.7m ² 2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全 壊 全 流	夏	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
			冬	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
		半 壊 半 流 床上浸水	夏	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬	10,000円		13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円		
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内						
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり 次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所屬区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-2. 無線局局名録

	所在地	免許人	無線局名	出力	電波の型式及び周波数	移動局数
消防 関係	海部郡牟岐町	海部 消防組合	海部消防基地局	5	5K80G1D 274.90625 274.23125 274.53125 MHz 5K80G1E 5K80G1D 274.68125 MHz 5K80G1E 5K80G1D 274.725 274.8 MHz 5K80G1E	6

	所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海岸局 関係	海部郡牟岐町	徳島県	牟岐海岸局	50	J3E 1778.5 2182 2394.5 2582 3340 KHz	
				200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz	
	//	徳島県 無線漁業 協同組合	//	50	J3E 1778.5 2182 2582 3340 KHz	
				200	J3E 4360 4393 8719 8743 13107 13146 17311 17320 22741 22795 KHz	
				1	A3E 27524 27836 26776 26840 26872 26888 26896 26928 26944 27548 27556 27628 27644 27652 27660 27676 27724 27740 27748 27764 27780 27852 27884 27892 27908 27916 27932 27940 27956 27964 27980 27988 KHz	
				25	J3E 27338.5 KHz	
				6	H3E 27524 KHz	

(徳島県資料より)

	所在地	免許人	無線局名	備考
警察 関係	海部郡牟岐町	警察庁長官	牟岐固定局	超短波

(徳島県資料より)

2-3. アマチュア無線関係

徳島県支部事務局
〒779-0104
徳島県板野郡板野町吹田町東 51

徳島県支部長 吉田 稔 (ヨシダ ミノル)
(JA5NC 板野町)

防災担当
〒770-0874
徳島県徳島市南沖洲2丁目7の1

滝口 豊 (タキグチ ユタカ)
(JA5ENN 徳島市)

アマチュア無線局数

牟岐町 39局数

2-4. 災害対策本部（牟岐町役場新庁舎）

令和8年度に竣工予定の牟岐町役場新庁舎において、移転中、もしくは移転後直後に発災することも考えられるため、災害対策本部室等の必要な事項を事前に計画する。

令和6年度から策定している「牟岐町災害時受援計画」では、応援職員の執務スペース等各目的に応じた必要スペースを算出し、これを防災拠点施設としての目標値として整備に努める。

1. 想定される必要な執務スペース

危機管理執務室、災害対策本部室、応援職員用執務スペース、物資集積所、一時待避所など、緊急対策業務を実施するにあたり必要なスペースについて検討する。

2. 各執務環境について

牟岐町災害時受援計画内で示している各執務環境の必要面積に加え、危機管理執務室の必要面積、また、新庁舎に向けた整備方針等は下記のとおりとする。

名称	必要面積	平時と発災時における用途案	新庁舎に向けた整備方針	備考
危機管理執務室	22.4㎡以上	平時：消防防災担当及び危機管理監の執務室兼応接室 発災時：災害対策本部事務局室及びオペレータールーム 災害対策本部会議準備室等	1階執務室内、もしくは災害対策本部室と隣接する位置。	
災害対策本部室	45.5㎡以上	平時：会議室・日常災害発災時の災害対策本部室 発災時：大規模災害時の災害対策本部室	町長室付近、かつ、1階玄関付近で災害対応を円滑に行える位置。	
応援職員用執務スペース	82.55㎡以上	平時：多目的スペース（投票所・申告会場等）、会議室 発災時：災害対策本部室及び応援職員用執務室 罹災証明書発行会場等	平時と発災時のどちらの運用においても、正面入り口に最も近い位置が望ましい。	
物資集積所	63.9㎡以上	平時：備蓄物資や緊急対策業務に必要な資機材の保管 発災時：町職員、避難住民、応援職員に対する備蓄物資等保管庫	BCP対策及び避難者用の物資を備蓄するため、一時待避所付近が望ましい。	受援計画の必要面積に導線の必要面積を追加。
一時待避所	57.75㎡以上	平時：日常災害時の避難住民の避難所 発災時：初期は避難住民の緊急避難場所 初期以降は町職員、応援職員の休憩所等	夜間対応に備え執務スペースから一定距離は離れる位置、かつ、2階WC付近。	

2-5. 指定緊急避難場所一覧

令和3年1月14日現在

(1/4)

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類 (○=避難可能、○内数字=避難可能な階層)							指定避難所との重複	想定収容人数 (人)
				崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	内水氾濫		
1	出羽島集会所	牟岐浦字出羽島46-12	0884-72-3411					○			○	247 (2人/3.3m ²)
2	出羽島漁村センター	牟岐浦字出羽島4-1	0884-72-0564	○	②	○					○	50 (2人/3.3m ²)
3	平野コミュニティセンター	河内字東平野785-3	0884-72-3411	○		○					○	30 (2人/3.3m ²)
4	辺川農業構造改善センター	辺川字寺ノ前508	0884-72-3419	○							○	40 (2人/3.3m ²)
5	小松コミュニティセンター	辺川字小松692	0884-72-3411	○		○					○	20 (2人/3.3m ²)
6	横瀬文化センター	辺川字横瀬675-26	0884-72-3414	○							○	30 (2人/3.3m ²)
7	喜来多目的集会所	橋字みやのもと1142	0884-72-3419	○		○					○	40 (2人/3.3m ²)
8	橋コミュニティセンター	橋字しばのはら182-4	0884-72-3411	○		○					○	30 (2人/3.3m ²)
9	東の中コミュニティセンター	灘字大牟岐田68-1	0884-72-3411	○		○					○	50 (2人/3.3m ²)
10	宮の本コミュニティセンター	牟岐浦字宮ノ本167-1	0884-72-3411	○	②	○					○	70 (2人/3.3m ²)
11	天神前コミュニティセンター	川長字天神前52-3	0884-72-3411	○	②	○					○	40 (2人/3.3m ²)
12	川長コミュニティセンター	川長字新光寺24	0884-72-3411	○		○					○	30 (2人/3.3m ²)
13	牟岐中学校体育館	川長字市宇谷100	0884-72-0066	○	○	○					○	410 (2人/3.3m ²)
14	町民体育館	川長字大坪177	0884-72-0107	○	○		②				○	289 (1人/1m ²)
15	町民センター	川長字大坪100-2	0884-72-0107	○	○	○	②				○	348 (1人/1m ²)
16	海の総合文化センター	川長字新光寺82	0884-72-0107	○	○	○	②				○	1,945 (1人/1m ²)
17	古牟岐コミュニティセンター	灘字下浜辺184-7	0884-72-3411			○					○	20 (2人/3.3m ²)
18	灘コミュニティセンター	灘字大平間43-4	0884-72-3411	○		○					○	50 (2人/3.3m ²)

※令和3年2月時点では、洪水及び内水氾濫の指定緊急避難場所は設定されていない

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類 (○=避難可能、○内数字=避難可能な階層、屋上=屋上のみ避難可能)							指定避難所との重複	想定収容人数 (人)
				崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	内水氾濫		
19	旧牟岐小学校体育館	中村字本村14	0884-72-0107	○		○					○	430 (2人/3.3m ²)
20	西浦コミュニティセンター	牟岐浦字浜崎192	0884-72-3411	○	○	○	③				○	98 (1人/1m ²)
21	高齢者交流施設 浜の家	牟岐浦字浜崎214-1	0884-72-3414	○	②	○	屋上				○	152 (1人/1m ²)
22	内妻コミュニティセンター	内妻字丸山142-3	0884-72-3411	○	○	○	○	○			○	388 (1人/1m ²)
23	同倫コミュニティセンター	灘字宮田114-1	0884-72-3411		○						○	30 (2人/3.3m ²)
24	牟岐町役場	中村字本村7-4	0884-72-3411	○	②						○	775 (1人/1m ²)
25	本町会館	中村字本村	0884-72-3411	○							○	20 (2人/3.3m ²)
26	杉王神社	中村字杉谷	-				○	○				210 (1人/2m ²)
27	大田氏宅周辺	中村字杉谷	-				○					189 (1人/2m ²)
28	清水文化センター	中村字清水78-1	0884-72-3414		○						○	70 (2人/3.3m ²)
29	関コミュニティセンター	川長字関85-7	0884-72-3411	○		○					○	20 (2人/3.3m ²)
30	牟岐町隣保館	中村字山田142	0884-72-3143		○						○	50 (2人/3.3m ²)
31	三崎神社	川長字関	-				○					87 (1人/2m ²)
32	皆の谷団地駐車場	中村字清水	0884-72-3414				○					428 (1人/2m ²)
33	海部老人ホーム	中村字清水120	0884-72-0209				○				○	896 (1人/2m ²)
34	正観寺前広場	中村字奥前158-1	0884-72-0300				○					544 (1人/2m ²)
35	山田地区高台	中村字杉谷	-				○					389 (1人/2m ²)
36	杉谷ハイツ	中村字杉谷	-				○					4,910 (1人/2m ²)
37	旧海部病院	牟岐町中村本村75-1	0884-72-1166				④					489 (1人/1m ²)
38	旧牟岐小学校(北校舎)	中村字本村14	0884-72-3411		②	○	③					1,018 (1人/1m ²)

※令和3年2月時点では、洪水及び内水氾濫の指定緊急避難場所は設定されていない

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類 (○=避難可能、○内数字=避難可能な階層)							指定避難所との重複	想定収容人数 (人)
				崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	洪水	内水 氾濫		
39	中村津波避難タワー	中村字本村	0884-72-3411				○					100 (1人/2m ²)
40	大谷避難広場	中村字大谷	0884-72-3411				○	○				633 (1人/2m ²)
41	大谷地区西高台	中村字大谷	-				○					980 (1人/2m ²)
42	大谷地区高台	中村字大谷	-				○					47 (1人/2m ²)
43	楠の浦地区高台	中村字大谷	-				○					487 (1人/2m ²)
44	八坂地区高台	中村字大谷	-				○					337 (1人/2m ²)
45	山戸地区高台1	中村字山戸	-				○					450 (1人/2m ²)
46	山戸地区高台2	中村字山戸	-				○					268 (1人/2m ²)
47	老人保健施設「和楽」	川長字山戸28	0084-72-3535				○			○		334 (1人/1m ²)
48	洞雲寺裏山	川長字大坪31	0884-72-1343				○					15 (1人/2m ²)
49	大坪地区高台	川長字大坪	-				○					138 (1人/2m ²)
50	牟岐小学校	川長字市宇谷100	0884-72-0792		○	○	○			○		1,578 (1人/1m ²)
51	牟岐中学校	川長字市宇谷100	0884-72-0066		○	○	○			○		2,502 (1人/1m ²)
52	市宇谷地区高台	川長字市宇谷	-				○					334 (1人/2m ²)
53	天神前地区高台	川長字天神前	-				○					30 (1人/2m ²)
54	天神社南側山道	川長字天神前	-				○					25 (1人/2m ²)
55	秋葉避難広場	川長字天神前	0884-72-3411				○					70 (1人/2m ²)
56	八幡避難広場裏山	牟岐浦字八幡山	-				○					30 (1人/2m ²)
57	海蔵寺	牟岐浦字八幡山4	0884-72-0543				○					238 (1人/2m ²)
58	海蔵寺墓地	牟岐浦字八幡山	-				○					164 (1人/2m ²)

※令和3年2月時点では、洪水及び内水氾濫の指定緊急避難場所は設定されていない

No.	施設名	所在地	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類 (○=避難可能、○内数字=避難可能な階層、屋上=屋上のみ避難可能)							指定避難所との重複	想定収容人数 (人)
				崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	洪水	内水氾濫		
59	サンライン入口	灘字西ノ山	-				○					839 (1人/2m ²)
60	柿久保・浦岡氏宅付近	灘字西ノ山	-				○					143 (1人/2m ²)
61	東部コミュニティセンター裏山	牟岐浦字馬地	0884-72-3411				○					66 (1人/2m ²)
62	中山地区高台	灘字中山	-				○					55 (1人/2m ²)
63	内妻地区高台1	内妻	-				○					30 (1人/2m ²)
64	内妻地区高台2	内妻	-				○					1,105 (1人/2m ²)
65	スバナ地区高台	牟岐浦字出羽島	-				○					19 (1人/2m ²)
66	出羽島地区ヘリポート	牟岐浦字出羽島	0884-72-3411				○	○				973 (1人/2m ²)
67	平野氏宅跡地	牟岐浦字出羽島	-				○					30 (1人/2m ²)
68	観栄寺裏山	牟岐浦字出羽島	-				○					49 (1人/2m ²)
69	出羽島地区津波避難タワー	牟岐浦字出羽島	0884-72-3411				○					40 (1人/2m ²)
70	蛭子神社上高台	灘字下浜辺	-				○					215 (1人/2m ²)
71	コミュニティセンター上高台	灘字下浜辺	-				○					195 (1人/2m ²)
72	古牟岐地区東高台	灘字下浜辺	-				○					57 (1人/2m ²)
73	特別養護老人ホーム「緑風荘」	中村字山田30	0884-72-3155				②				○	1,522 (1人/1m ²)
74	徳島大正銀行牟岐支店	中村字本村155-14	0884-72-1131				③					36 (1人/2m ²)
75	徳島県立少年自然の家	灘字東谷116-35	0884-72-2811				○	○			○	4,541 (1人/2m ²)
76	河内地区軍人墓地	河内字西川又	-				○					113 (1人/2m ²)
77	NTT牟岐ビル	中村字本村128-1	-		②		屋上					455 (1人/2m ²)
78	海部病院北側避難広場	中村字杉谷	-			○	○	○				712 (1人/2m ²)

※令和3年2月時点では、洪水及び内水氾濫の指定緊急避難場所は設定されていない

2-6. 指定避難所一覧

(1/2)

令和3年1月14日現在

No	避難所名称	所在地	連絡先 (0884)	地盤高 (T.P.m)	津波 浸水深 (m)	建物構造	階数	指定緊急避難場所との重複					想定収容人数 (人)	
								崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事		
1	出羽島集会所	牟岐浦字出羽島46-12	72-3411	26.2	—	鉄骨	2					○	101	(1人/4m ²)
2	出羽島漁村センター	牟岐浦字出羽島4-1	72-0564	2.4	4.8	木造	2	○	○	○			20	(1人/4m ²)
3	出羽島保健福祉センター	牟岐浦字出羽島49-1	72-3414	4.6	2.4	木造	1						8	(1人/4m ²)
4	西又コミュニティセンター	河内字西又1343	72-3411	87.7	—	鉄筋コンクリート	2						12	(1人/4m ²)
5	笹見コミュニティセンター	河内字西笹見1072-3	72-3411	28.4	—	鉄骨	1						12	(1人/4m ²)
6	平野コミュニティセンター	河内字東平野785-3	72-3411	17.5	—	木造	1	○		○			12	(1人/4m ²)
7	辺川農業構造改善センター	辺川字寺ノ前508	72-3419	22.5	—	鉄筋コンクリート	2	○					16	(1人/4m ²)
8	小松コミュニティセンター	辺川字小松692	72-3411	30.5	—	木造	1	○		○			8	(1人/4m ²)
9	横瀬文化センター	辺川字よこせ675-26	72-3414	47.5	—	鉄筋コンクリート	2	○					12	(1人/4m ²)
10	喜来多目的集会所	橘字みやのもと1142	72-3419	41.2	—	木造	2	○		○			16	(1人/4m ²)
11	橘コミュニティセンター	橘字しばのはら182-4	72-3411	56.0	—	木造	1	○		○			12	(1人/4m ²)
12	東の中コミュニティセンター	灘字大牟岐田68-1	72-3411	2.8	8.1	木造	2	○		○			20	(1人/4m ²)
13	東部コミュニティセンター	牟岐浦字馬地12	72-3411	5.0	8.3	鉄筋コンクリート	2						20	(1人/4m ²)
14	宮の本コミュニティセンター	牟岐浦字宮ノ本167-1	72-3411	3.4	7.5	鉄骨	2	○	○	○			28	(1人/4m ²)
15	天神前コミュニティセンター	川長字天神前52-3	72-3411	2.3	6.3	木造	2	○	○	○			16	(1人/4m ²)
16	川長コミュニティセンター	川長字新光寺24	72-3411	2.3	6.2	鉄筋コンクリート	2	○		○			12	(1人/4m ²)
17	牟岐中学校体育館	川長字市宇谷100	72-0066	8.0	0.5	鉄筋コンクリート	1	○	○	○			169	(1人/4m ²)
18	町民体育館	川長字大坪177	72-0107	9.3	—	鉄筋コンクリート	2	○	○		○		305	(1人/4m ²)
19	町民センター	川長字大坪100-2	72-0107	9.3	—	鉄筋コンクリート	2	○	○	○	○		61	(1人/4m ²)
20	牟岐町海の総合文化センター	川長字新光寺82	72-0107	4.3	4.7	鉄筋コンクリート	4	○	○	○	○		99	(1人/4m ²)

No	避難所名称	所在地	連絡先 (0884)	地盤高 (T.P.m)	津波 浸水深 (m)	建物構造	階数	指定緊急避難場所との重複					想定収容人数 (人)
								崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	
21	古牟岐コミュニティセンター	灘字下浜辺184-7	72-3411	5.2	3.3	木造	1		○				8 (1人/4m ²)
22	灘コミュニティセンター	灘字大平真43-4	72-3411	31.8	—	鉄骨	2	○		○			20 (1人/4m ²)
23	旧牟岐小学校体育館	中村字本村14	72-0107	2.6	7.2	鉄筋コンクリート	3	○		○			177 (1人/4m ²)
24	西浦コミュニティセンター	牟岐浦字浜崎192	72-3411	3.7	6.8	鉄筋コンクリート	3	○	○	○	○		28 (1人/4m ²)
25	高齢者交流施設 浜の家	牟岐浦字浜崎214-1	72-3414	2.6	7.4	鉄筋コンクリート	2	○	○	○	○		24 (1人/4m ²)
26	内妻コミュニティセンター	内妻字丸山142-3	72-3411	9.1	—	鉄筋コンクリート	2	○	○	○	○	○	12 (1人/4m ²)
27	同倫コミュニティセンター	灘字宮田114-1	72-3411	8.3	2.7	鉄骨	2		○				12 (1人/4m ²)
28	牟岐町役場	中村字本村7-4	72-3411	2.8	7.0	鉄筋コンクリート	4	○	○				61 (1人/4m ²)
29	本町会館	中村字本村	72-3411	2.6	6.1	鉄筋コンクリート	1	○					8 (1人/4m ²)
30	清水文化センター	中村字清水78-1	72-3414	5.7	2.8	鉄筋コンクリート	2		○				28 (1人/4m ²)
31	関コミュニティセンター	川長字関85-7	72-3411	5.0	2.3	木造	1	○		○			8 (1人/4m ²)
32	牟岐町隣保館	中村字山田142	72-3143	6.1	2.4	鉄筋コンクリート	2		○				20 (1人/4m ²)
33	海部老人ホーム	中村字清水120	72-0209	12.2	—	鉄筋コンクリート	1				○		20 (1人/4m ²)
34	老人保健施設「和楽」	川長字山戸28	72-3535	9.8	—	鉄骨	2				○		10 (1人/4m ²)
35	牟岐小学校	川長字市宇谷100	72-0792	9.3	—	鉄筋コンクリート	3		○	○	○		627 (1人/4m ²)
36	牟岐中学校	川長字市宇谷100	72-0543	9.7	—	鉄筋コンクリート	3		○	○	○		746 (1人/4m ²)
37	特別養護老人ホーム「緑風荘」	中村字山田30	72-3155	6.6	2.0	鉄筋コンクリート	4				○		10 (1人/4m ²)
38	徳島県立少年自然の家	灘字東谷116-35	72-2811	10.8	—	鉄筋コンクリート	4				○	○	537 (1人/4m ² 他)
39	大戸漁村センター	中村字大戸83	72-0012	2.0	8.6	鉄骨	2						20 (1人/4m ²)

2-7. 要配慮者利用施設一覧

(1) 養護老人ホーム

市町村民税均等割以下の世帯で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者が入所できる施設です。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	定員	備考
1	海部老人ホーム	中村字清水120	72-0209	鉄筋コンクリート	1	12.2	—	無	50人	

(2) 特別養護老人ホーム

社会福祉法人や地方自治体などにより運営される公的な介護施設で、寝たきり状態など重度の要介護者が長期入所できる施設です。

3
の

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	定員	備考
1	特別養護老人ホーム 緑風荘	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	6.6	2.0	2階以上 無	70人	

(3) 老人保健施設

病状が安定しリハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象で要介護1以上に認定された方になります。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	定員	備考
1	介護老人保健施設 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	9.8	—	無	72人	

(4) 通所介護（デイサービスセンター）

要支援、要介護1から5の人に対して、健康チェック・日常動作訓練・入浴・レクリエーションなどを行う施設です。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	備考
1	デイサービスセンター 緑風	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	6.6	2.0	2階以上 無	
2	デイサービスセンター あい	川長字山戸45	72-3636	鉄筋コンクリート	5	4.9	3.5	3階以上 無	
3	デイサービスセンター 和楽	川長字山戸30	72-3535	鉄骨	1	9.8	—	無	
4	デイサービスセンター 清流荘	川長字新光寺60-1	72-1151	鉄筋コンクリート	1	4.2	4.8	有	

(5) 通所リハビリ

病状が安定期にある要介護者が理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを受ける施設です。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	備考
1	デイケア 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	9.8	—	無	

(6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上（夫婦の場合は、どちらか一方が60歳以上）で、身の回りのことは自分で対処することができるが、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある方が入所する施設です。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	定員	備考
1	ケアハウス <small>ジュラク</small> 聚楽	川長字山戸45	72-3636	鉄筋コンクリート	5	4.9	3.5	3階以上 無	50人	

(7) 短期入所（ショートステイ）

介護やリハビリなどを受けながら、短期入所を行う施設です。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	備考
1	介護老人保健施設 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	9.8	—	無	
2	短期入所生活介護 緑風荘	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	6.6	2.0	2階以上 無	

(8) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、少数でより家庭に近い雰囲気の中で介護や支援を受けながら、自宅で近い状況で生活を送ることができる施設です。

ω
∞

施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	定員	備考
グループホーム あい	川長字山戸45	72-3537	鉄骨	1	4.9	3.7	有	9人	

(9) 福祉避難所指定一覧

災害発生時に一般の避難所での生活に支障をきたす障がい者等の要配慮者を受け入れるため、特別の配慮がなされた避難所のことです。

No	施設名	所在地	電話	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	備考
1	海部老人ホーム	中村字清水120	72-0209	鉄筋コンクリート	1	12.2	—	無	
2	特別養護老人ホーム 緑風荘	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	6.6	2.0	2階以上 無	
3	介護老人保健施設 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	9.8	—	無	

2-8. 教育施設一覧

(1) 保育所

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	施設面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	備考
1	認定こども園 牟岐保育園	川長字市宇谷2-1	72-0242	木造	1	6.9	1.7	有	916.58	1411.95	

(2) 小・中学校

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	施設面積 (m ²)	建物面積 (m ²)	備考
1	牟岐小学校	川長字市宇谷100	72-0792	鉄筋コンクリート	3	9.3	—	無	9.27	2,518	
2	牟岐中学校	川長字市宇谷100	72-0066	鉄筋コンクリート	3	9.7	—	無	9.27	2,977	

2-9. 牟岐町医療機関一覧

No	医療機関名	所在地	電話 (0884)	診療科目	病床数	建築構造	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	備考
1	徳島県立海部病院	中村字杉谷266	72-1166	内・外・小・整・ 脳・産・耳・放	110	鉄筋コンクリート	5	15.2	—	
2	徳島県出羽島診療所	牟岐浦字出羽島49-18	72-0566	内・外		木造	1	1.9	5.4	
3	小柴医院牟岐駅前クリニック	中村字本村95-1	72-3311	内・外・胃・循・リ ハピリ・心	19	鉄筋コンクリート	3	3.7	5.0	
4	玉真病院牟岐診療所	中村字山田25-1	72-2856	内・外・胃・整・ 麻・人工透析		鉄筋コンクリート	2	6.4	2.0	
5	竹林眼科	中村字本村148-7	72-2323	眼		鉄筋コンクリート	2	3.6	5.2	
6	美海クリニック	川長字山戸48-3	72-3939	内・循・消・皮・リ ハピリ・心		鉄骨	1	5.1	3.5	
7	近藤歯科	中村字本村114-5	72-3123	歯		鉄筋コンクリート	2	3.0	5.7	
8	ほり歯科医院	川長字天神前76	72-2000	歯・小児歯・矯正歯		鉄筋コンクリート	2	4.6	4.7	
9	中西歯科医院	中村字本村54-17-18	72-1075	歯		鉄筋コンクリート	1	2.8	6.0	

2-10. 避難確保計画の作成が必要な施設一覧

No	施設名	所在地	電話 (0884)	建築構造 (木造・非木造等)	階数	対象とする異常な災害の種類		
						津波浸水 想定区域内	高潮浸水 想定区域内	土砂災害 警戒区域内
1	特別養護老人ホーム 緑風荘	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	○ (1階)	—	○
2	デイサービスセンター 緑風							
3	短期入所生活介護 緑風荘							
4	介護老人保健施設 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	—	—	○
5	デイケア 和楽							
6	デイサービスセンター 和楽	川長字山戸30	72-3535	鉄骨	1	—	—	○
7	ケアハウス <small>ジュラク</small> 聚楽	川長字山戸45	72-3636	鉄筋コンクリート	5	○ (3階)	—	○
8	デイサービスセンター あい							
9	グループホーム あい		72-3537	鉄骨	1	○	—	○
10	デイサービスセンター 清流荘	川長字新光寺60-1	72-1151	鉄筋コンクリート	1	○	○	—
11	認定こども園 牟岐保育園	川長字市宇谷2-1	72-0242	木造	1	○	—	—
12	徳島県出羽島診療所	牟岐浦字出羽島49-18	72-0566	木造	1	○	○	—
13	海部老人ホーム	中村字清水120	72-0209	鉄筋コンクリート	1	—	—	○
14	小柴医院牟岐駅前クリニック	中村字本村95-1	72-3311	鉄筋コンクリート	3	○	○ (1階)	—
15	玉真病院牟岐診療所	中村字山田25-1	72-2856	鉄筋コンクリート	2	○	—	○
16	竹林眼科	中村字本村148-7	72-2323	鉄筋コンクリート	2	○	—	—
17	美海クリニック	川長字山戸48-3	72-3939	鉄骨	1	○	—	○

2-11. 薬剤師会開局会員一覧

No	医療機関名	所在地	電話 (0884)	建築構造	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	備考
1	スマイル調剤薬局牟岐店	川長字山戸168-4	72-1226	鉄骨	1	4.7	3.7	
2	ぐんも調剤薬局海部店	中村字本村102-1	74-0979	木造	2	3.6	5.1	
3	アイ調剤薬局海部店	中村字杉谷182-1	72-3112	木造	1	4.8	3.5	
4	すすき薬局	中村字本村165-3	72-2995	鉄骨	3	4.3	4.4	
5	アマノ薬品	中村字本村190	72-0018	鉄筋コンクリート	2	2.6	6.4	
6	オーシャン薬局	中村字山田15-4	74-1255	木造	2	6.9	1.4	

2-12. 救急病院等一覧

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111（代）
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

(2) DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111（代）
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※ 圏域：保健医療圏

(3) 救急告示医療機関

ア 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1-45-2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4-63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-7711
	徳島健生病院	徳島市下助任町4-9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1-5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1-8-8	088-622-7111
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
	きたしま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21-1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町倉倉芝生40-11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪野尻字八幡神社下南130	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

イ 三次救急医療機関（救命救急センター等）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111（代）
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：救急医療圏

2-13. 町有自動車保有台数一覧

令和2年4月1日現在 (1/2)

所属課等	登録番号				車種用途等	車名	取得年月日	広報可能な車両	緊急通行車両事前登録車両
総務課	徳島	300	す	2162	ステーションワゴン	トヨタエスティマ	H12.08.29		交付済
	徳島	480	あ	2156	軽箱型	ダイハツハイゼット	H17.03.25	○	交付済
消 防	徳島	800	さ	2602	第1分団小型ポンプ積載車	日産アトラス	H13.12.13	○	届出不要
	徳島	800	さ	2728	第1分団水槽付ポンプ車	日野デュトロ	H14.03.07	○	届出不要
	徳島	88	す	1573	第2分団ポンプ車	いすゞエルフ	H11.03.07	○	届出不要
	徳島	800	さ	2106	第3分団小型ポンプ積載車	いすゞエルフ	H13.03.29	○	届出不要
	徳島	800	み	5	第5分団水槽付ポンプ車	いすゞフォワード	H.30.12.18		届出不要
	徳島	800	さ	2004	第6分団水槽付ポンプ車	トヨタダイナ	H13.03.06	○	届出不要
	徳島	800	さ	1944	第7分団小型ポンプ積載車	いすゞエルフ	H13.02.14	○	届出不要
	徳島	880	あ	638	本部分団指令車	ダイハツ	H26.02.10	○	交付済
健康生活課	徳島	80	あ	450	車椅子用(軽ワゴン)	マツダAZワゴン	H10.12.24		交付済
	徳島	480	い	1348	軽貨物	スズキアルト	H18.04.03		
	徳島	480	さ	6383	軽箱バン	ダイハツハイゼットカーゴ	H30.01.24		
税務会計課	徳島	41	あ	4245	小型貨物	ダイハツミラ	H21.10.26		
住民福祉課	徳島	480	さ	7603	隣保館 軽箱型	スズキエブリィ	H30.03.28		
	徳島	40	ゆ	530	衛生 軽トラック	三菱ミニキャブ	H20.08.07		
	徳島	11	そ	4206	ゴミ収集車(ダンプ)	いすゞエルフ	H10.08.04		交付済
	徳島	100	さ	3755	ゴミ収集車(ダンプ)	いすゞエルフ	H16.03.10		交付済
	徳島	800	さ	6339	ゴミ収集車(ロータリー)	いすゞエルフ	H21.07.07		交付済
	徳島	800	さ	8735	ゴミ収集車(ロータリー)	いすゞエルフ	H28.03.23		交付済

令和2年4月1日現在 (2/2)

所属課等	登録番号				車種用途等	車名	取得年月日	広報可能な車両	緊急通行車両事前登録車両
保育所	徳島	200	さ	112	保育所バス	日産シビリアン	H13.01.16		交付済
建設課	徳島	45	せ	8847	ダンプ	いすゞエルフ	H03.12.17		交付済
	徳島	45	つ	5051	小型貨物車	トヨタスプリンター	H20.05.07		
	徳島	480	け	6296	軽箱バン	スズキエブリ	H26.11.17		交付済
	徳島	100	す	2346	現場ダンプ 3t	いすゞエルフ	H30.11.15		交付済
	6K004				現場ミニユンボ	ヤンマー (ミニユンボ)	R01.09.26		
	徳島	400	そ	9979	現場ダンプ 2 t	いすゞエルフ	R01.07.24		
産業課	徳島	41	あ	7045	軽トラック (クレーン付)	スバルサンバー	H13.05.29		
	徳島	480	こ	7453	軽箱バン	スズキエブリイ	H28.06.30		交付済
	徳島	41	あ	7036	軽箱型	スバルサンバー	H13.05.29		
	徳島	480	こ	7457	軽箱バン	スズキエブリイ	H28.06.30		交付済
教育委員会	徳島	300	と	3713	ステーションワゴン 10人乗り	トヨタハイエースグランドキャビン	H21.09.17		交付済
	徳島	40	ら	3256	軽箱型	マツダスクラム	H21.11.18		
	徳島	230	さ	1110	マイクロバス 29人乗り	日野リエッセ2	H21.09.28		交付済
	徳島	480	け	6298	軽箱バン (4駆)	スズキエブリ	H26.11.04		交付済
	徳島	500	と	5495	ステーションワゴン	トヨタプロボックス	H16.04.12		交付済
	徳島	200	さ	745	マイクロバス 26人乗り	日野リエッセ2	H28.09.12		交付済
	徳島	40	よ	9905	軽トラック	三菱ミニキャブトラック	H10.02.23		交付済
水道課	徳島	400	す	2100	水道ダンプ 2 t	日野セーフティローダー	H15.06.20		交付済
	徳島	41	え	5924	水道軽トラック	ダイハツハイゼット	H16.04.16		
	徳島	480	さ	3701	水道軽箱型 (荷台付)	ダイハツハイゼットデッキバン	H29.08.01		
牟岐中	21531B				水道ミニユンボ	ヤンマー (ミニユンボ)	H14.05		

2-14. 輸送業者（タクシー）

輸送確保に関する連絡方法

事業者名	所在地	電話 (0884)	建築構造	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	備考
(有)牟岐タクシー	中村本村273-9	72-1133	鉄骨	2	4.1	4.6	
(有)海部タクシー	中村本村1-8	72-2665	鉄筋コンクリート	2	2.6	6.8	

2-15. 消防力

(1) 消防団関係

令和2年4月1日現在

分団名	種別	所在地	団員数	消防ポンプ自動車等					消防積載 用自動車	小型動力 ポンプ	構造	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)
				指令車	ポンプ車 (普通)	ポンプ車 (水槽付)	資機材 運搬車	救急車						
本部	役場	中村字本村7-4	11	1						鉄筋	3	2.8	7.0	
1分団	屯所	牟岐浦字宮ノ本36	38			1			1	鉄筋	2	4.1	6.8	
2分団	屯所	中村字大谷189-6	26		1					鉄筋	2	7.2	3.4	
3分団	屯所	河内字西川又251-4	33						1	鉄筋	2	10.1	—	
4分団	格納庫	牟岐浦字出羽島44-3	11						2	鉄骨	1	4.6	3.0	
		牟岐浦字出羽島8							1	木造	1	1.8	5.2	
5分団	屯所	中村字本村10-1	22			1				鉄筋	2	2.5	7.4	
6分団	屯所	中村字本村65	24			1				鉄筋	1	2.6	6.1	
7分団	屯所	灘字蔭栗道3-9	25						1	鉄筋	1	17.8	—	
	格納庫	灘字下浜辺184-7							2		鉄骨	1	4.2	3.9

(2) 公設消防水利状況

各設備	消火栓	防火水槽 (40m ³)	飲料水兼用耐震性貯水槽 (60m ³)
牟岐町設置数	222	20	1

(3) 常備消防の状況

令和2年4月1日現在

	海部消防組合	本部・牟岐出張所 (牟岐町管内)
職員数	54名	26名
水槽付ポンプ車	3台	1台
ポンプ車計	3台	1台
指令車	1台	
資機材搬送車	3台	2台
救助工作車	1台	
その他消防車計	5台	2台
高規格救急車	4台	2台
救急車計	4台	2台
公用車	4台	2台
その他車計	4台	2台
車両合計	16台	7台
空気呼吸器	13台	3台
ガス検知器	3台	1台
耐熱防火服	なし	なし
泡消火薬剤 界面活性剤泡	300ℓ	140ℓ
オイルフェンス	80m	80m
救助用ゴムボート	(6人乗り) 1隻	(6人乗り) 1隻

(施設)

海部消防組合本部／牟岐出張所

建物構造：鉄筋コンクリート造 2階建て

地盤高 (T.P.+m)：4.6m 津波浸水深：4.4m

(4) 水防倉庫・消防倉庫の備蓄資材状況

ア 水防倉庫

設置場所（水防倉庫）	牟岐町
河川・海岸名・港湾名	牟岐町内各河川

保有器具資材	
スコップ	23丁
ツルハシ	10丁
鍬	5丁
ハグチ ジョレン	11丁
カケヤ ハンマー類	5丁
土のう袋類	500枚
鉄線	20kg

イ 消防倉庫

設置場所（消防倉庫）	牟岐町 海部消防組合
河川・海岸名・港湾名	牟岐川 牟岐港

保有器具資材	
照明器具	2個
鎌	5丁
斧	5丁
スコップ	5丁
カケヤ・ハンマー類	2丁
むしろ・ビニールシート	3枚
縄・ロープ	18巻

2-16. 都市公園一覧

名称	位置	種別	面積 (m ²)	備考
内妻公園	内妻字白木124	総合公園	59,000	
大牟岐田公園	灘字宮田4	街区公園	1,300	

2-17. ため池一覧

平成31年2月28日時点

No	名称	所在地	緯度	経度	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	かんがい受益面積 (ha)	かんがい戸数	防災重点ため池
1	喜田溜池	灘字蔭栗道531-1	33° 40' 23.9"	134° 26' 13.9"	3.8	4.4	40	1.5	2.0	1	
2	雨露溜池	中村字清水127	33° 40' 33.0"	134° 24' 56.9"	2.6	3.4	33	1.2	0.0	0	○
3	あかぎの溜池	河内字東平野1792-2	33° 41' 39.0"	134° 25' 7.9"	4.0	5.2	25	4.0	2.0	2	○
4	になぎ溜池	辺川字になぎ801	33° 41' 53.5"	134° 27' 5.0"	3.0	3.7	33	1.0	2.0	2	
5	橋のため池	橋字しもたに861	33° 42' 33.7"	134° 26' 16.4"	3.1	4.9	20	1.0	0.1	1	
6	ローソのため池	辺川字横瀬903	33° 41' 3.0"	134° 26' 17.2"	7.0	1.9	60	6.0	0.3	1	○
7	関のため池	川長字関156	33° 40' 38.4"	134° 25' 4.2"	2.9	4.5	30	2.0	0.2	1	○

2-18. 自主防災組織一覧

令和2年4月1日現在

No	名 称	世帯数	隊員数	組織されている 地区世帯数	結成日
1	西又自主防災組織	20	37	20	H25.07.01
2	笹見自主防災組織	47	107	47	H22.11.10
3	平野自主防災組織	48	98	48	H25.01.09
4	川又自主防災組織	14	23	14	H26.03.20
5	赤水自主防災組織	23	43	23	H24.10.20
6	辺川自主防災組織	61	148	61	H26.04.01
7	喜来自主防災組織	32	67	32	H25.07.01
8	橘自主防災組織	22	59	22	H22.07.03
9	関地区防災会	29	56	29	H17.09.01
10	川長自主防災組織	79	183	79	H23.10.09
11	天神前自主防災組織	117	216	117	H19.04.01
12	清水自主防災組織	65	120	65	H25.07.01
13	中の島自主防災	51	89	51	H16.03.23
14	本町自主防災協議会	126	243	126	H16.04.07
15	上の町自主防災組織	52	96	52	H24.02.01
16	杉王自主防災組織	133	256	133	H26.03.20
17	山田町内会自主防災組織	168	356	168	H18.04.01
18	大谷自主防災組織	92	183	92	H17.07.01
19	西浦自主防災組織	191	342	191	H16.04.24
20	東の東自主防災組織	119	209	119	H25.07.01
21	東の中自主防災	178	336	178	H16.03.12
22	同倫自主防災会	52	100	52	H19.05.15
23	東の西自主防災組織	60	118	60	H17.07.20
24	古牟岐自主防災組織	53	125	53	H21.01.01
25	大灘地区自主防災協議会	84	168	84	H25.06.19
26	内妻自主防災組織	47	118	47	H22.01.14
27	出羽島自主防災組織	57	82	57	H18.01.09
合 計		2,020	3,978	2,020	

牟岐町人口	3,978人
牟岐町世帯数	2,020世帯
組織率	100%

2-19. 備蓄状況

(1) 備蓄資機材・食料品

(1/2)

令和3年1月現在

品名	単位	西の山倉庫	牟岐町役場	旧牟岐小学校	牟岐中学校	海の総合文化センター	清水地区備蓄倉庫	杉土地区備蓄倉庫	海部病院北備蓄倉庫	山田地区備蓄倉庫	町民体育館裏備蓄倉庫	大坪地区備蓄倉庫	山戸地区備蓄倉庫	山戸第二備蓄倉庫	灘地区備蓄倉庫	西海地区備蓄倉庫	古牟岐地区備蓄倉庫	大谷地区備蓄倉庫	本町地区備蓄倉庫	赤水地区備蓄倉庫	出羽島地区備蓄倉庫	菅見地区備蓄倉庫	平野地区備蓄倉庫		
α米 白米	食	5,400	100		1,000	50																		450	
飲料水 0.5リットル	本	6,360	72		360	24																			240
水砂糖	箱	14					1	1	1	1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
簡易トイレ 本体	式	14	2			2	2	5	20	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
簡易トイレ テント	式	14	2		6	2	2	5	20	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
簡易トイレ 便袋	枚	23,800	400				100	700	1,000	800		400	400	400	400	400	400	400	400	400	400		400	400	400
配置案	箱		1			1																			
レジャーマット (折りたたみ式)	枚				100																				
車載型給水タンク (ポンプ付)	台																								
車載型給水タンク	台																								
ブルーシート	枚	204						5		5		5	5	6		5	5	6	5	6	5	6	5	6	6
簡単テント	台								1																
マスク	枚		3,400																						
防護服	枚			280																					
次亜塩素酸水精製器	台		1																						
次亜塩素酸水用加湿器	台		2																						
ダンボールパーティション	枚		13	72		10																			
投光器 (バルーン型)	機									2															
ベッド (キャンプ用)	台			500																					
テント (キャンプ用)	台			300																					
発電機 (カセットガス)	式						1	1	1										1						
発電機 (インバーター)	式									1		1	1							1					1
発電機 (低圧LPガス)	式														1						1				1
発電機 (ソーラー緊急災害セット)	式									1		1	1				1	1							
投光器	式						1	1	1			1	1						1	1	1	1	1	1	1
投光器用コードリール	個						1	1	1			1	1						1	1	1	1	1	1	1
ベッド (ダンボール製)	台		1	49																					
バック毛布	枚	261				50	50		50			20	20	20	30	20	30	20	20	20	20	40	20	20	20
バックタオル	枚	2,350																							
救急シート(アルミシート)	枚	316																							
給水袋 (5リットル)	枚	200			100																				
給水袋 (6リットル)	枚	200																							
救急箱	箱	1						1		1		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
運搬車	台																								
折畳式リアカー	台							1											1						
救助資機材セット	式															1									
炊出かまどセット 3升	式															1									
炊出かまどセット 5升	式																								
油吸着マット	箱																								

品名	単位	三島神社	水道課事務所	内妻コミセン	出羽島集会所	観栄寺	4分回格納庫	灘コミセン	2分回屯所	古牟岐コミセン	牟岐無線局	浜の家	本町会館	旧河内小学校体育館	上の町分館	辺川農業構造改善センター	海部老人ホーム	隣保館	和楽	牟岐小学校	緑園荘	自然の家	牟岐保育園	計
α米 白米	食							200																7,200
飲料水 0.5リットル	本							144																7,200
氷砂糖	箱							1																30
簡易トイレ 本体	式	2		2					6								2							85
簡易トイレ テント	式	2		2					6								2							91
簡易トイレ 便袋	枚			400					1,200															32,800
配置薬	箱																1	1	1	1	1	1		8
レジャーマット (折りたたみ式)	枚																							100
車載型給水タンク (ポンプ付)	台		1																					1
車載型給水タンク	台													1										1
ブルーシート	枚																							274
簡単テント	台																							1
マスク	枚																							3,400
防護服	枚																							280
次亜塩素酸水精製器	台																						1	2
次亜塩素酸水用加湿器	台																							2
ダンボールパーティション	枚											5												100
投光器 (バルーン型)	機																							2
ベッド (キャンプ用)	台																							500
テント (キャンプ用)	台																							300
発電機 (カセットガス)	式	1			1	1																		7
発電機 (インバーター)	式			1																				6
発電機 (低圧LPガス)	式																							3
発電機 (ソーラー緊急災害セット)	式																							5
投光器	式																							10
投光器用コードリール	個													3										13
ベッド (ダンボール製)	台																							50
バック毛布	枚	30		30					50	20	10	10		480			30							1,351
バックタオル	枚																							2,350
救急シート(アルミシート)	枚																							316
給水袋 (5リットル)	枚				100				200															600
給水袋 (6リットル)	枚																							200
救急箱	箱																							14
運搬車	台							1																1
折畳式リアカー	台														1									3
救助資機材セット	式			1	1								1		1									5
炊出かまどセット 3升	式																							1
炊出かまどセット 5升	式			1												1								2
油吸着マット	箱								3															3

(2) 医療用資機材

(1/2)

令和3年3月現在

品名	規格	数量
聴診器	Wヘッド	1
	リットマンステンスコープ クラシックⅡ	1
血圧計	メーター式(ケース入り)	1
打診器	テラー式	1
体温計	電子体温計 C231P ET-C231P	1
舌圧子	木製(滅菌済)200袋入り	1
人口呼吸用マウスシート	一方向弁 レサコR	1
マウスピース	一方向弁	1
救急蘇生セット	成人用蘇生器(リザーバシステム付)	1
	手動式吸引器	1
	気道確保等他	
	舌鉗子	
	気管挿管セット	
	ソフトクリアケース	
エマジンバッグ×2		
小外科器械セット	外科刀	1
	直剪刃	
	単鋭鉤	
	コッヘル鉗子	
	両頭鋭匙	
	ペアン鉗子	
	消息子	
	マチュウ持針器	
	有溝消息子	
	縫合針	
	無鉤ピンセット	
	縫合糸	
	有鉤ピンセット	
縫合針容器		
曲剪刃		
ペンライト	瞳孔ゲージ付	1
ピンセット	無鉤・ABC樹脂(滅菌済)滅菌セッシ	1
止血鉗子	曲・無鉤	1
剪刃	メジャー付	1
止血帯	マジックテープ式(10本入り)	1
駆血帯	マジックタイプ	1
	井の内式	1
輸液セット	ニプロ輸液セット ISA-100A00Z 50個	1

(2/2)

品名	規格	数量
注射器	シリンジ2.5ml	1
注射針	フローマックス 21G×1/2	1
翼状針	PSVセット 23G	1
静脈留置針	サーフロフラッシュ 20G	1
滅菌ガーゼ	Mサイズ (7.5×7.5cm)	1
	Sサイズ (5×5cm)	1
綿棒	8×150 (300袋入り)	1
洗浄綿	サニコット	1
アルコール綿	酒精綿G 100枚	3
滅菌三角巾	105×105×150 (25枚入り)	1
包帯	伸縮性包帯	1
サージカルテープ	12mm×9m	1
救急絆創膏	フリーサイズ12枚入り	1
耐寒シート	2130×1370	2
手術用手袋	MGIⅡ 7号	1
手袋	ナビロールプラスチックM	1
酸素マスク	チューブ付 (小) 小児用	2
	チューブ付 (大) 成人用	2
加湿用流用計	セット	1
マスク	感染防止用 (大)	3
	感染防止用 (小 子ども 女性用)	3
手指消毒用アルコール	ウエルパス 500ml	5
滅菌シート	ディポースル (50cm×100cm) 500枚	5
消毒用イソジン	イソジン液 10% 250ML	2
滅菌綿球	ネオ・パールEB14-3 32511	1
鑷子	ピンセット (小波) 無効NF-0549	10
バット	アルミバット 浅3号	2
洗面器	手洗い用 深型 ステンレス3型	2
医療廃棄用ごみ箱	防臭ペダンペール 45L	3
外用薬	モーラステープ 40mg 70枚	1
	ソフラチュール 10×10 10枚	2
シーネ	上肢 下肢指用 角1個	2
簡易式ベッド	折りたたみ式	1
スクリーン	診察台を四方から囲み見えなくする	2

(牟岐町大字川長字市宇谷110 牟岐中学校3F)

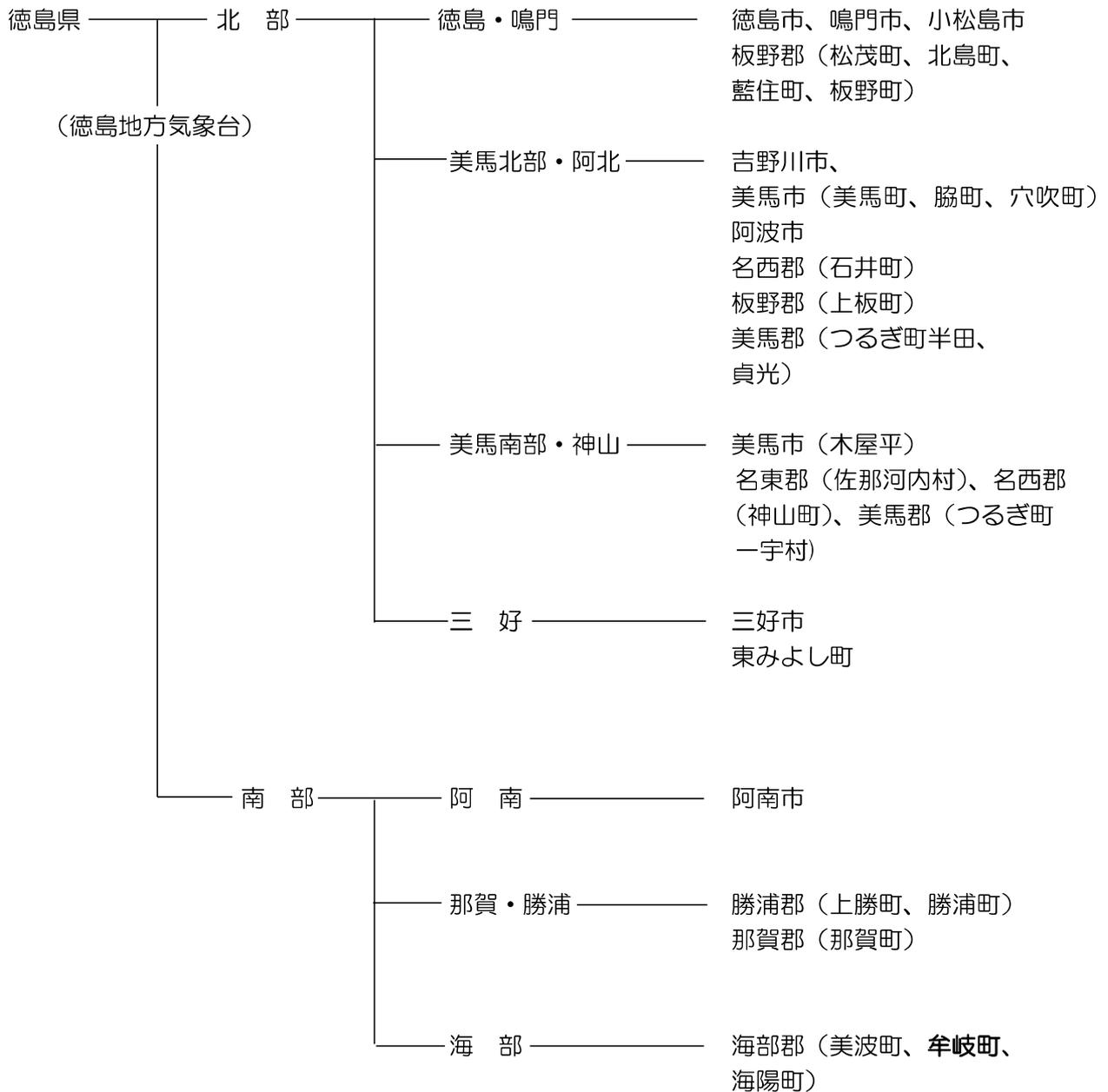
2-20. 注意報・警報発表の細分区域名

徳島県の細分区域名を用いた注意報・警報の発表

府県予報区名

一次細分区域名

二次細分区域名





2-21. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）

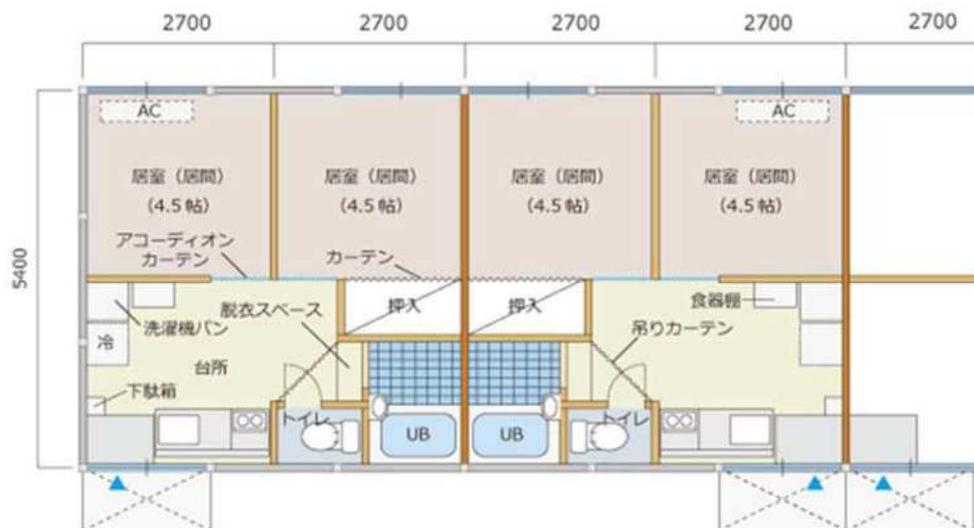
参考図面（一般社団法人プレハブ建築協会ホームページより引用）

標準プラン ※メーカーによりモジュールが異なる為、標準的な寸法を記載しています。

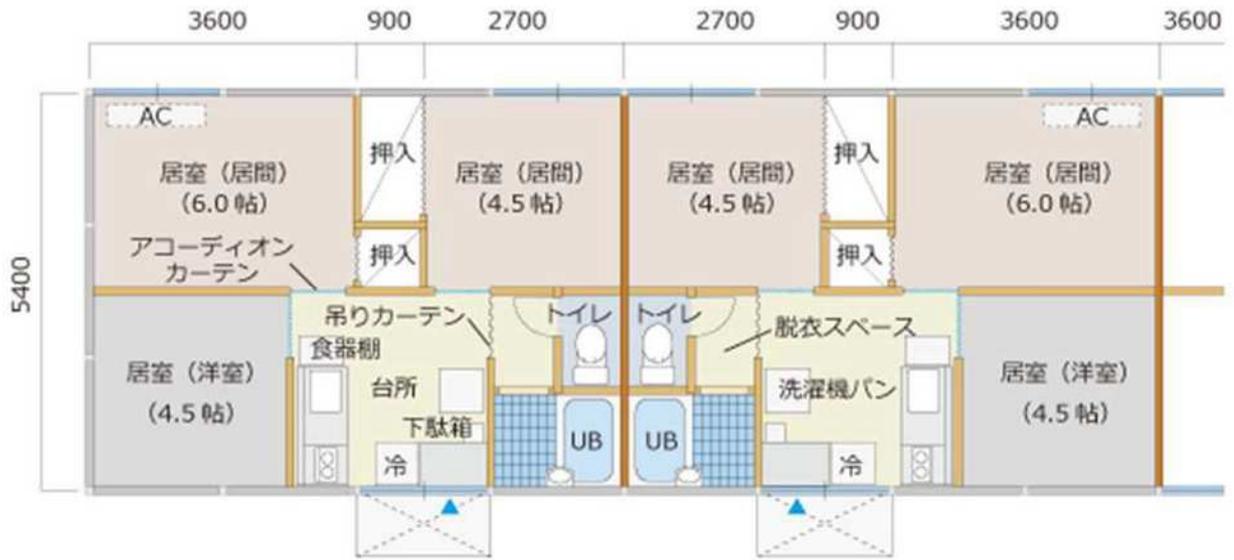
単身用 1DK（約 19.8m²）



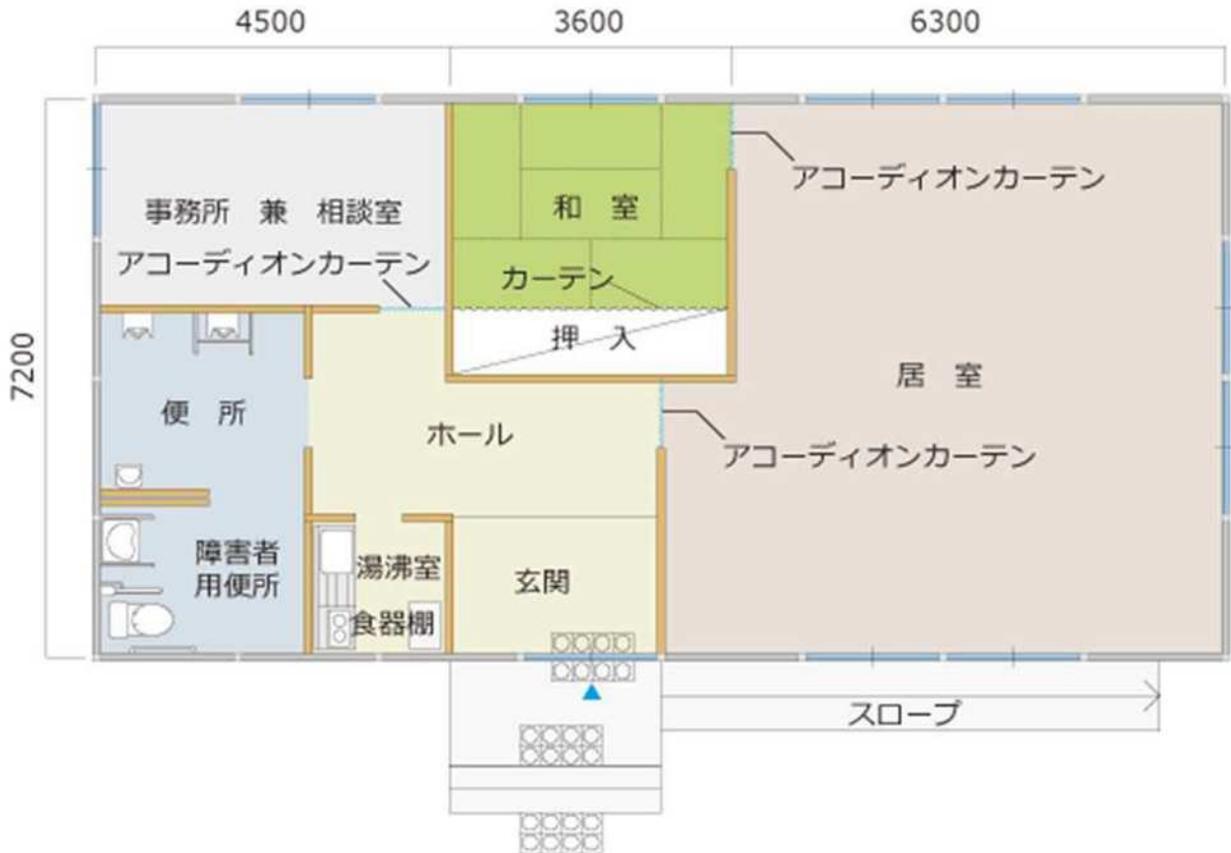
小家族用 2～3人用（約 29.7m²）



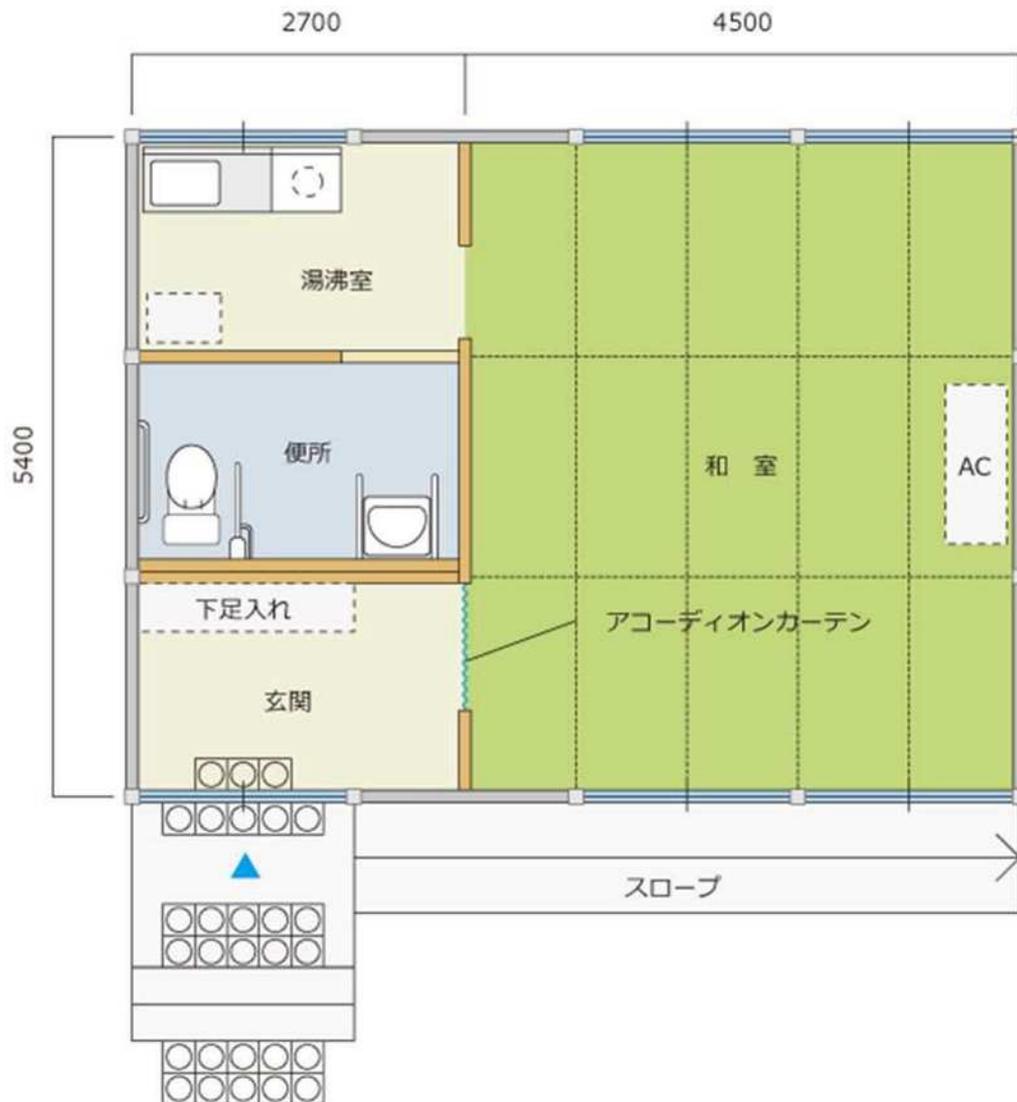
大家族用 4人以上 3K (約 39.6m²)



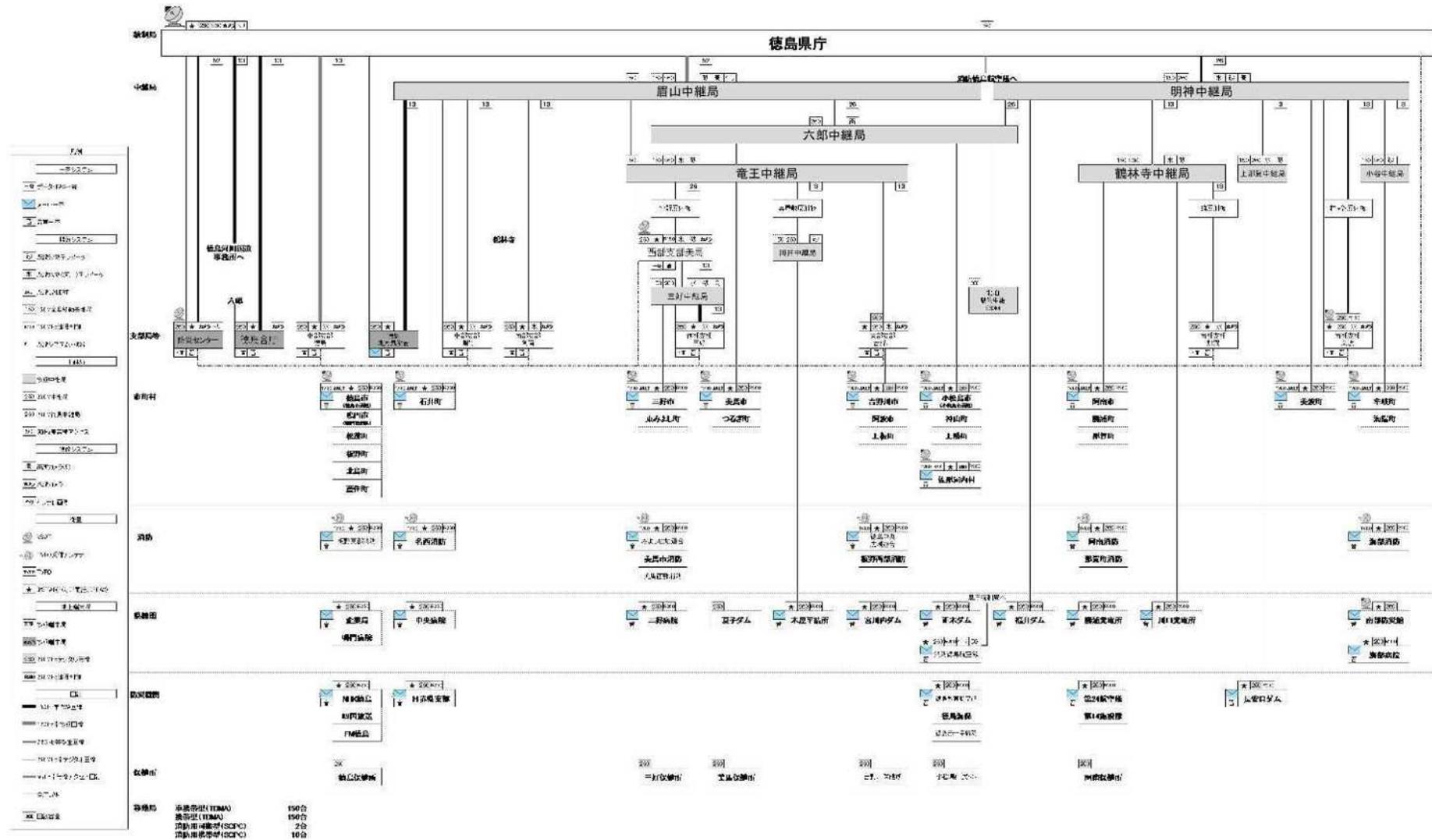
集会所 (約 100m²)



談話室 (約 40m²)



2-23. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図



第3部 条例・規則等

3-1. 牟岐町防災会議設置条例

昭和37年11月2日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、牟岐町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 牟岐町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が各指定地方行政機関の職員の任命権者と協議のうえ委嘱する者

(2) 徳島県の知事の事務部局の職員のうちから町長が知事と協議のうえ委嘱する者

(3) 徳島県警察牟岐警察署の警察官のうちから町長が任命権者と協議のうえ委嘱する者

(4) 牟岐町役場職員のうちから町長が任命する者

(5) 教育長

(6) 消防長

(7) 消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が各機関の代表者と協議のうえ委嘱する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から委嘱する者

(10) その他関係団体のうちから町長が各団体の代表者と協議のうえ委嘱する者

6 前項各号の委員の定数は、20人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解嘱されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和40年6月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月13日条例第8の6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月21日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

牟岐町防災会議会長及び会員名簿

委員名	所属機関・団体名	職名	備考
会長	牟岐町	町長	条例第3条第2項
委員	徳島海上保安部美波分室	分室長	条例第3条第5項第1号
//	国土交通省四国地方整備局 日和佐国道出張所	所長	// 第1号
//	徳島県南部総合県民局 地域創生防災部	部長	// 第2号
//	牟岐警察署	署長	// 第3号
//	牟岐町	副町長	// 第4号
//	牟岐町教育委員会	教育長	// 第5号
//	海部消防組合	消防長	// 第6号
//	牟岐町消防団	団長	// 第7号
//	徳島県立海部病院	院長	// 第8号
//	四国電力送配電株式会社 徳島支社阿南事業所	所長	// 第8号
//	海部郡医師会	会長	// 第8号
//	牟岐町自主防災連絡協議会	会長	// 第9号
//	牟岐町老人クラブ連合会	会長	// 第10号
//	牟岐町婦人連合会	会長	// 第10号
//	牟岐町民生委員協議会	会長	// 第10号

3-2. 牟岐町災害対策本部設置条例

昭和37年11月2日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第8項の規定に基づき、牟岐町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則（平成8年12月20日条例第8号）

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-3. 牟岐町消防団の設置等に関する条例

昭和41年3月31日

条例第5号

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第15条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第19条第3号の規定に基づき、次の消防団を設置する。

(1) 牟岐町消防団

2 前項の消防団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 牟岐町消防団設置条例(昭和22年牟岐町条例第22号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

名 称	管 轄 区 域
牟 岐 町 消 防 団	牟 岐 町 全 域

3-4. 牟岐町消防団の定員、任命、服務等に関する条例

昭和41年3月31日

条例第6号

(通則)

第1条 非常勤の消防団員(以下「団員」という)の定員、任免、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定員)

第2条 団員の定員は210人以内とする。

(任用)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)は、消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は、団長の次の各号の資格を有する者のうちから任用する。

- (1) 牟岐町の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 年間3カ月以上の長期にわたり牟岐町の移住地を離れて生活するを常とする者

(分限)

第5条 団長は団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第2号を除くいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 牟岐町の区域外に転住し、又は転職したとき。

第6条 団長は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職することができる。

- (1) 消防に関する法令並びに条例に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分をするときは、これを書面でもって町長に報告をしなければならない。

2 前項の書面(以下「処分書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記し、団長署名押印の上、正副各1通を提出しなければならない。

- (1) 処分を受ける者の氏名、生年月日、住所並びに職業
- (2) 処分を受ける者の所属分団及び階級
- (3) 処分を受ける者の処分内容及び処分説明書

第8条 団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに
出動し、服務に従事しなければならない。

第9条 団員であって1箇月以上牟岐町を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に牟岐町を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月23日条例第14号）

この条例は公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（平成12年3月24日条例13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例27号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-5. 災害による被災者に係る国民健康保険税の減免に関する条例

昭和51年12月27日

条例第25号

(災害減免の特例)

第1条 災害による被災者に対して課する平成7年度分の国民健康保険税の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条 災害により国民健康保険税の納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。以下「納税義務者」という。)が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する平成7年度分の国民健康保険税のうち平成7年4月以後の納期に係る税額について当該税額にそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合	10分の10
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合	10分の9

2 納税義務者の所有に係る住宅又は家財について生じた損害金額(保険金損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の十分の3以上である納税義務者で平成6年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分による。

合計所得金額\障害の程度	軽減又は減免の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	10分の10
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

3 納税義務者の所有に係る農地、宅地又は家屋が流出、水没、埋没、崩壊等により作付不能又は使用不能となった場合においては、次の区分による。

(1) 土地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(2) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたと認められるとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷をうけ居住目的又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたと認められるとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住目的又は使用目的を損じ修理又は取替えを要する場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたと認められるとき	10分の4

(減免の申請)

第3条 前条の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとするものは、町長の定めるところにより減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消し)

第4条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により国民健康保険税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直にその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、10月18日の豪雨による災害に係るものについて適用する。

附 則（平成7年3月14日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-6. 牟岐町海難救助搜索要綱

(目的)

第1条 この要綱は、牟岐町海岸における海難救助搜索に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「海難」とは、次のものをいう。

- (1) 磯釣りに関する災害
- (2) 磯遊びに関する災害
- (3) 海水浴に関する災害
- (4) その他これらに準ずる災害

(出動)

第3条 町長は、前条に規定する海難を知ったときは、必要に応じ消防団長等の関係者に出動を要請する。

(救助搜索)

第4条 救助は、海上及び海岸から現場状況に応じ可能な緊急措置を講ずるものとし、又、被災者が行方不明となり、死亡が推定される場合の死体搜索については、能力の範囲内で行うものとし、これらの救助搜索の時限は災害発生から1日以内とする。

2 搜索期間の延長については、被災者側の要請がある場合及び周囲の状況からして必要がある場合には、多少延長することができる。

3 死体搜索要領は、海上では船舶、海岸には見張人を要所に配置して行うものとし、これ以外の搜索については、被災者側から特に要請がある場合につき必要に応じて斡旋する。

4 死体が他へ漂流するおそれがある場合においては、関係団体へ搜索を要請する。

(関係機関との連絡協調)

第5条 救助搜索活動に当たっては、海上保安庁日和佐分室、牟岐警察署と緊密な連絡協調のもとに行う。

(経費負担)

第6条 救助搜索活動に要する経費については、被災者側の負担とする。ただし、第4条第1項の規定による緊急措置に要する費用及び消防団員の費用弁償等は、原則として除く。

(消防団員の費用弁償)

第7条 前条に規定する消防団員の費用弁償については、別の定めにより支給する。

(災害補償)

第8条 救助搜索に従事した消防団員及び一般協力者に係る災害補償については、消防組織法(昭和22年法律第226号)第15条の7及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定に基づき支給する。

附 則

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年12月20日から施行する。

3-7. 牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和62年6月25日

条例第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 牟岐町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次の章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規

定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者がその死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合は支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し町長の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 牟岐町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 牟岐町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前号に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するもので

なければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
 - イ 住居が半壊した場合 170万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証義務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(、半年賦償還又は月賦償還)とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 牟岐町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年9月21日条

例第21号)は、廃止する。

附 則(平成5年6月29日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第3号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

3-8. 牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和62年6月25日

規則第4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の生年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

- 2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を、町

長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けたものは、速やかに保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間、その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるとき督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性 別	男・女
傷病名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初診年月日	年 月 日	
既往症		既存障害	治ゆ年月日	年 月 日	
療養の内容及び経過					
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)				

関節運動範囲	種類範囲部位											
		右										
		左										
		右										
		左										
		右										
		左										
	上記のとおり診断します。											
	年 月 日	病院 又は 診療所	郵便番号 所在地 名 称 電話番号									
			診療担当者 氏 名	印 _____								

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
償還方法		1 年賦 2 半年賦		償還期限		年 月（回）		
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生 (歳)		
	氏 名							
	フリガナ				郵便番号	電話番号		
	現住所				(方) 〒			
	本 籍				勤務先の 名称と所在地			
	職 業							
	世帯の 状況と 収入	氏 名	世帯主との 続柄	年 齢	健 否	職 業	収入 (月収)	勤務先・学校名

借入申込者について	世帯の状況と収入						
	収入合計				支出合計	円	
資産の状況	土地	(1) 住宅 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居		
	建物	(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)		
	負債	(内容)			(金額)	円	
連帯保証人 (保証人が書いてください)	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)	
	現住所				本籍地		
	職業		月収	円	申込者との関係	家族数	人
	資産	土地	(1) 住宅 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	勤務先	名称	
建物		(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	所在地		電話	

この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況		有・無	(状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無		有・無					
資金の用途	資金の使い方総額	円	資金の内訳		合計	円	
	に	円	災害援護資金で			円	
	に	円	手持資金で			円	
	に	円	その他()で			円	
	に	円					
被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治	箇月
		住居の被害	(1) 全壊		(2) 半壊		
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす		円	婦人用腕時計		円
		整理だんす		円	畳(畳中で畳が被害)		円
		洋服だんす		円			
		鏡台		円	障子		円
		腰掛机		円	ふすま		円
		本箱・本だな		円			円
		食器・戸だな		円			円
食卓・茶ぶ台		円	小計		円		

被害の状況	家財の被害	げた箱		円	その他被害のあった家財		
		照明用具		円	品名	現在購入に要する費用	被害額
		じゅうたん		円			円
		扇風機		円			円
		石油ストーブ		円			円
		電気やぐらこたつ		円			円
		電気冷蔵庫		円			円
		電気・ガス ・炊飯器		円			円
		電気洗たく機		円			円
		電気掃除機		円			円
		ミシン		円			円
		電気アイロン		円			円
		自転車		円			円
		テレビ		円			円
		ラジオ		円			円
		柱時計		円			円
		目覚し時計		円			円
		紳士用腕時計		円			円
			小計		円	小計	
合 計				円			

上記の通り災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者

印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

印

牟岐町長 様

第 年 月 日 号

様

牟岐町長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 ・ 半年賦

利子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続きについて

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場所

3 ご持参なされるもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

牟岐町長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

記

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

牟岐町長 様

災害援護資金借用書

記

借用金額 円

利子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 ・ 半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついで、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

月 月 日

借受人住所

// 氏名 印

保証人住所

// 氏名 印

月 月 日

牟岐町長 様

借受人住所

// 氏名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

月 月 日

牟岐町長 様

借 受 人住所

// 氏名

印

連帯保証人住所

// 氏名

印

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

記

申請理由 (具体的に)						
貸付け の条件	借入金額	円			貸付番号	
	据置期間	1 2	3年 5年	希望 猶予期間等	ただし	箇月
	償還方法	1 2	年賦 半年賦			年 月 日
	償還期間	年 年	月 月	日から 日まで	変更後の 償還期間	年 年 月 月 日から 日まで
第 回償還以降						
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)					

様式第8号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

牟岐町長

印

支払猶予承認通知書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせいたします。

記

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

牟岐町長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

（不承認の理由）

様式第10号（第14条関係）

月 月 日

牟岐町長 様

借受人住所

// 氏名

印

連帯保証人住所

// 氏名

印

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸付番号		第 号			
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの 違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号（第14条関係）

第 年 月 日 号

様

牟岐町長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、
利子 円に係る 年 月 日における違約金 円の
支払を免除致します。

様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

牟岐町長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計 円）に係る違約金は 年 月 日現在 円 となっておりますので至急償還を願います。

第 年 月 日 号

牟岐町長 様

免除申請者

印

下記、申請書のとおり申請いたします。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号	第 号				
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦 ・ 半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				

借受人又はその相続人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所			借受人との関係	
	職業		勤務先及び所在地		

第 年 月 日 号

様

牟岐町長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除について、次のとおり
行うことになりましたのでお知らせいたします。

記

（承認内容） 全部免除 ・ 一部免除

申請日現在の償還未済額

元金 円

利子 円

違約金 円

合計 円

償還を免除した額

元金 円

利子 円

違約金 円

合計 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

第 年 月 日 号

様

牟岐町長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

第 年 月 日 号

牟岐町長 様

氏名等変更届

貸付番号	第 号			
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1. 住所変更 2. 改姓又は改名 3. 死亡又は行方不明 4. その他	(異動の内容)			
<p>牟岐町長 様</p> <p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">借受人（又は同居の親族）</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>				

3-9. 徳島県排出油等防除協議会会則

(目的)

第 1 条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第 2 条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第 3 条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油の防除計画の策定

- イ 情報の共有化
- ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

(3) 排出油等の防除活動の連携の推進

(4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

(6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組織)

第 4 条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。

4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第 6 条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。

3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。

4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。

5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第 7 条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年 1 回（4 月 1 日現在）会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
- ② 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間時の連絡先）
- ③ その他必要な事項

2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

(訓練)

第 8 条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第 9 条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第 10 条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第 11 条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第 12 条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、PI 等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

(活動状況の連絡)

第 13 条 会長は会員及び隣接協議会の会員が出勤している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

(災害対策本部等との連携)

第 14 条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

(経費の求償)

第 15 条 排出油等の防除活動に要した経費の求償はそれぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

(災害補償)

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができるものとする。

(経費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

附 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

3-10. 徳島県排出油等防除協議会運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配布された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承諾を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関連）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員的能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。
 - ① 情報の収集及び伝達
 - イ 事故に関すること
 - ロ 付近海域及び地域に関すること
 - ハ 原因者の措置等に関すること
 - ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
 - ② 警戒区域の安全対策
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限、管制、立入禁止

二 移動命令、避難命令

③ 広報活動

- イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
- ロ 報道機関への広報

④ 排出油等防除資材の提供及び輸送

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送

⑤ 排出油等防除作業

- イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
- ロ オイルフェンス等の展張作業
- ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
- ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
- ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業

⑥ 廃棄物等の処理

- イ 使用済み吸着材等の処理
- ロ 回収油等の処理

⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出動人員及び船艇名、出動予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお、会長は通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

(1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2) 構成は、原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

(3) 総合調整本部では、次の業務を行う。

- ① 事故実態の把握及び防御活動に必要な情報の収集・分析・整理
- ② 排出油等防除活動計画に関する調整
- ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
- ④ 会員以外の機関等との調整
- ⑤ 広報に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。

情報の通信手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

(1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

(2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

(1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第 19 条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。

(2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

3-1 1. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会
// 徳島地区協議会
// 小松島地区協議会
// 阿南地区協議会
// 海部地区協議会

2 各地区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
- (2) 徳島県排出油等防除協議会徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
- (3) 徳島県排出油等防除協議会小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
- (4) 徳島県排出油等防除協議会阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
- (5) 徳島県排出油等防除協議会海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

3 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
- (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
- (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
- (4) 排出油等防除の実施
- (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

3-1 2. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、海部地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

海部地区協議会に、図1（*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積み込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて、会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに、総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット（iファックス）による一斉同時通報により行うものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出勤可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】 出勤可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
- d. 当該船舶又は施設の破損状況等
- e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会長に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行うとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等油の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整部会を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

- ① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。
- ② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行い、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展張し行う。なお、オイルフェンスの展張方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行う。

- a. 油回収船及び回収器等による回収

- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油等防除協議会事務局 へ
 (FAX 0885-33-2245)

機関名

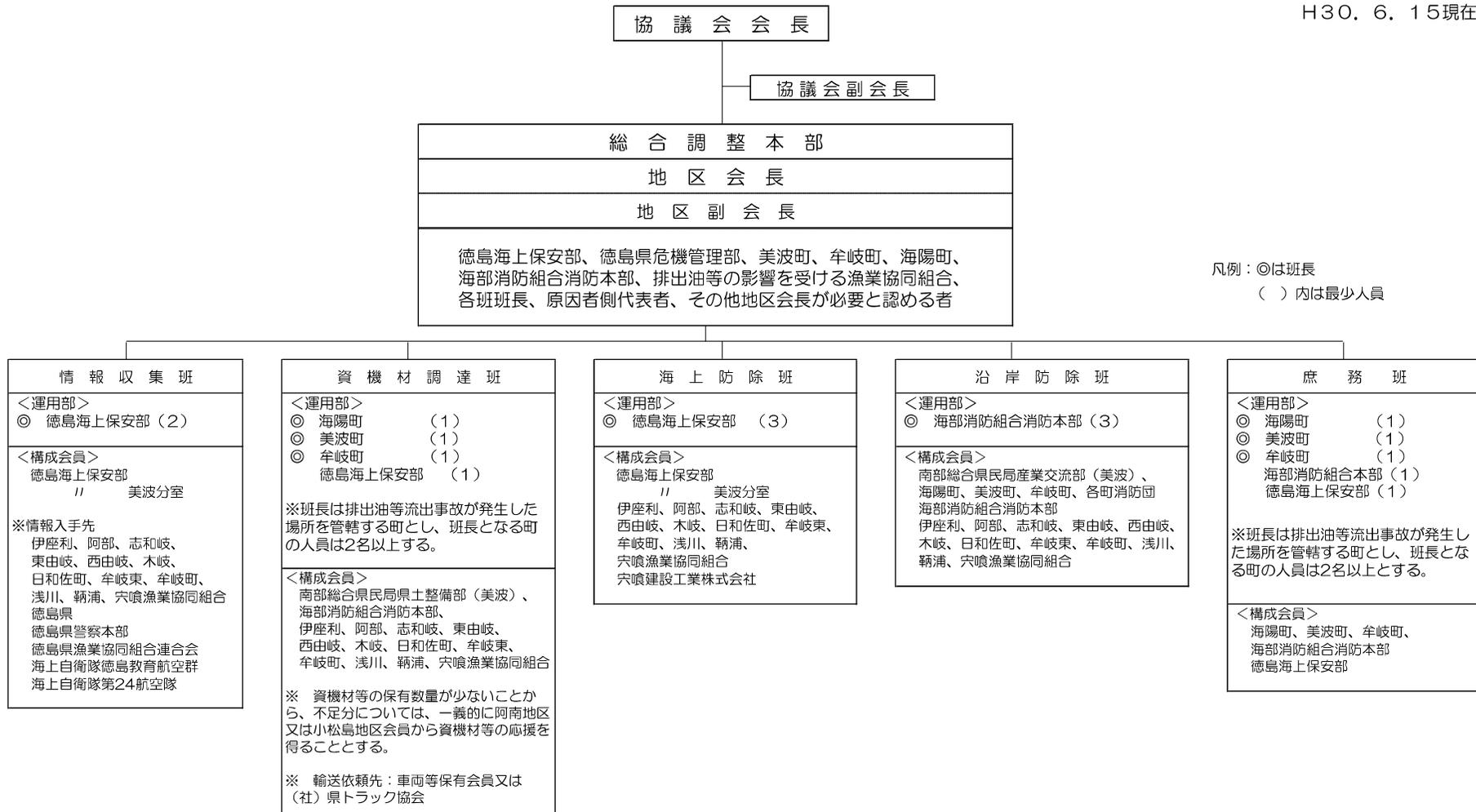
出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等

1	出動可能人数 (名)
	(1) 代表者
	(2) 通信手段
	① 携帯電話 (電話番号) _____
	② 無線機 (周波数) _____
2	救出可能資機材等
	(1) トラック _____ 台 (トン積み) _____ 台 (トン積み)
	(2) 船 船 _____ 隻 (用途) _____
	(3) 資機材等
	① オイルフェンス _____ 型 _____ M
	② 吸着マット _____ 枚
	③ 油処理剤 _____ L
	④ ひしゃく _____ 本
	⑤ その他 _____

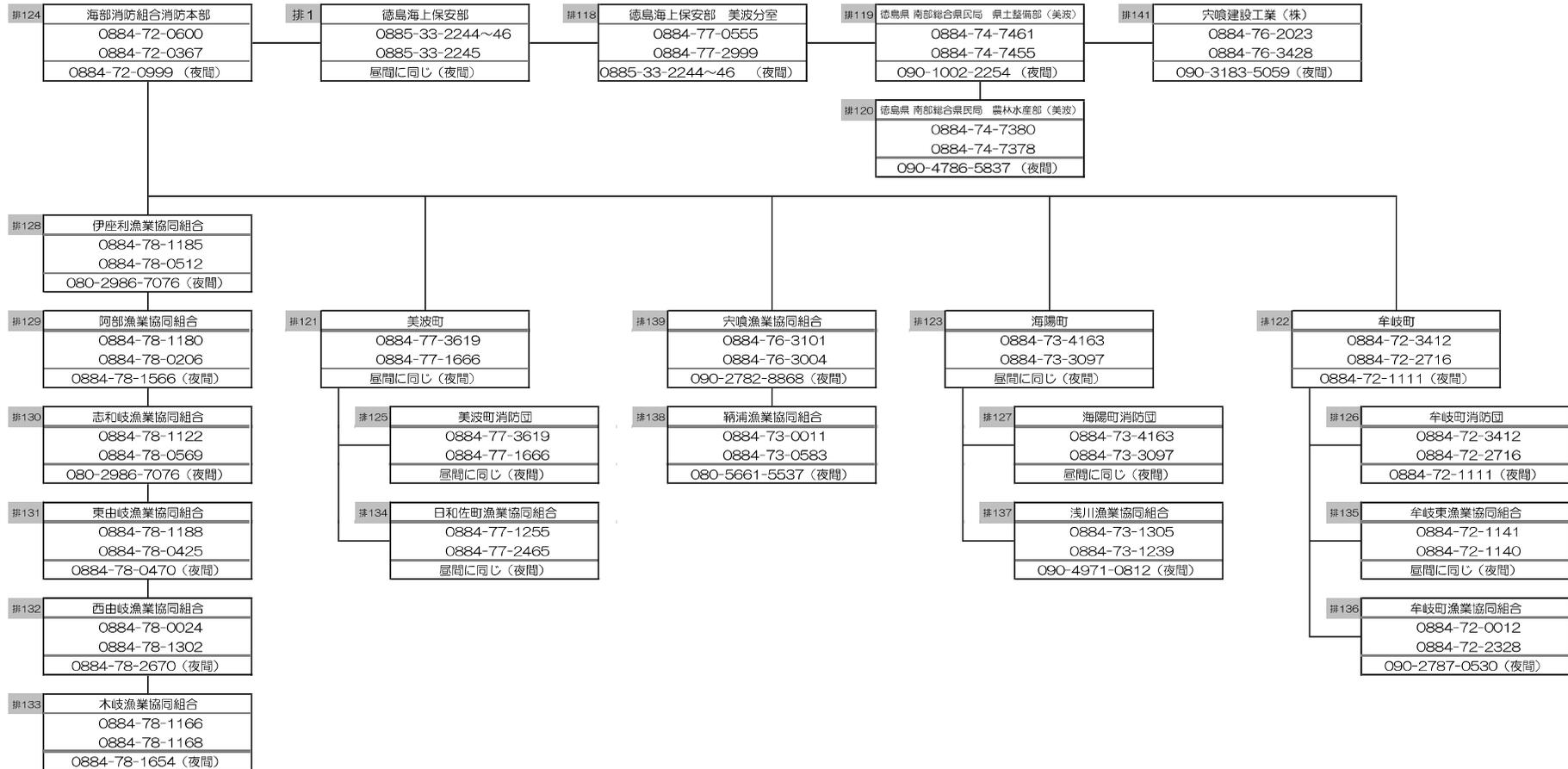
3-1 3. 海部地区協議会排出油等防除組織図及び情報伝達図

H30. 6. 15現在

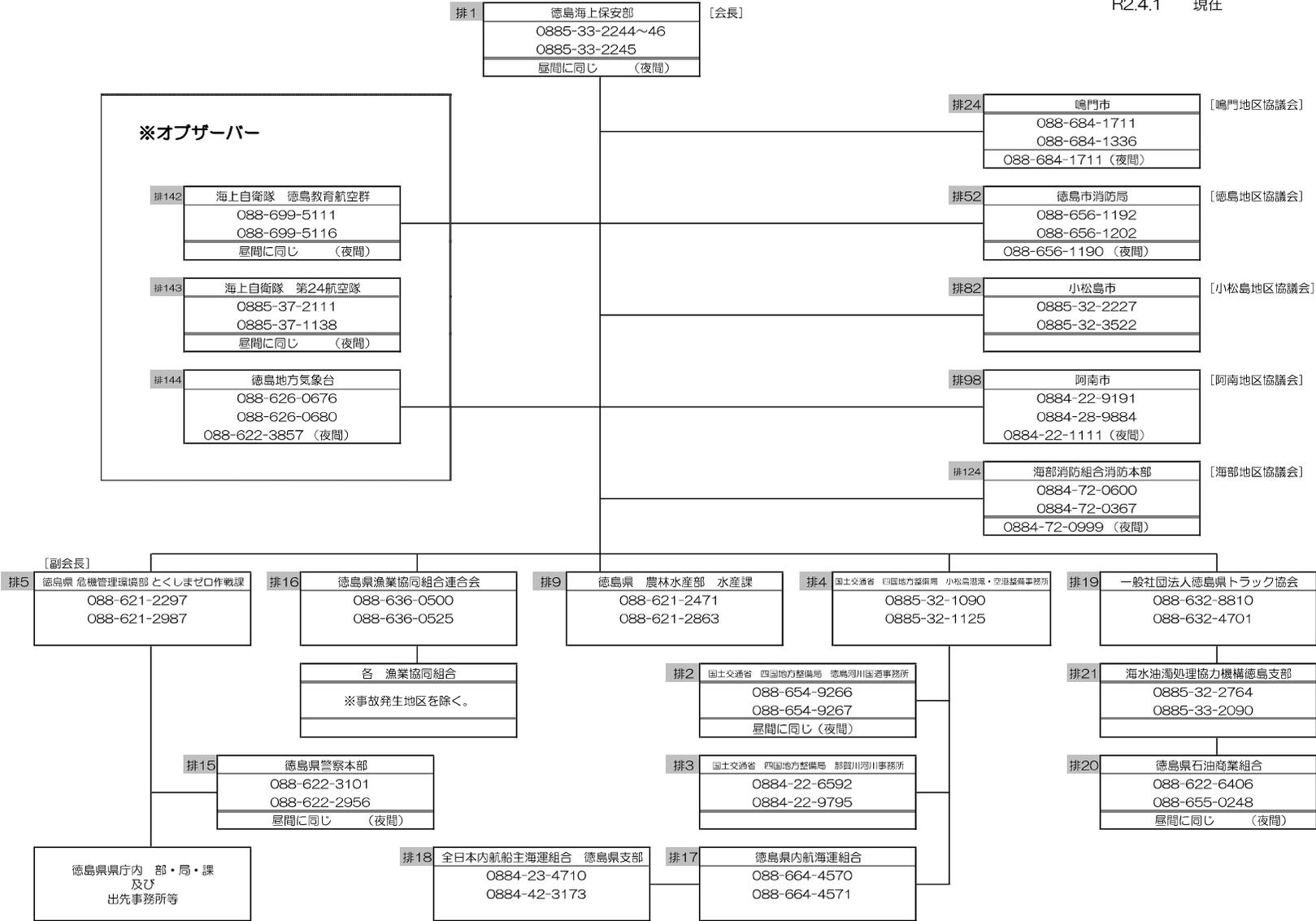
118



組織図



情報伝達図 (海部地区)



情報伝達図 (全域所属)

3-1 4. 指定各機関

1. 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（平成24年9月14日内閣府告示第263号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2. 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成27年4月1日内閣府告示第52号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

3. 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（令和2年4月1日付内閣府告示第28号）

国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、シクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JXTGエネルギー株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

4. 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）（平成30年6月12日徳島県告示第418号）
四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水
土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社工フ
工△徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会
福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県
看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人
徳島県建設業協会

3-15. 牟岐町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する規則

平成13年4月1日
規則第2号

(設置)

第1条 牟岐町における災害に関する情報の伝達及び収集を迅速かつ正確に行うとともに、平常時における一般行政通信業務を円滑に行い、住民の福祉の増進に資することを目的として、牟岐町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

(業務)

第2条 防災無線による通信の業務は、電波法(昭和25年法律第131号)に定める範囲内で、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) 行政事務の連絡
- (5) その他町長が必要と認める事項の周知、伝達

(業務区域)

第3条 防災無線により通信を行う区域は、町の全域とする。

(親局及び子局の設置)

第4条 広報の業務を行うための親局は、町役場敷地内に置き、子局は、広報事項等が伝達し得る範囲内において子局を設置するものとする。

- 2 子局は、屋外拡声局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局（以下「受信機等」という。）は、町内に住居を有する者の世帯及び事業所等を単位として設置する。

(基地局及び陸上移動局の設置)

第5条 災害等緊急事項について町役場に設置する基地局と現場の相互通信を行うとともに平常時は、行政事務の効率化を図るため、陸上移動局を設置して町長が必要と認める場所に配置するものとする。

(台帳の整備)

第6条 町長は、受信機等の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかねばならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、規定で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3-16. 牟岐町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月16日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、牟岐町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護現地対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、牟岐町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3-17. 牟岐町国民保護協議会条例

平成18年3月16日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、牟岐町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることと目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

3-18. 徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長（以下それぞれ「管理者」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧並びに被害の軽減を図るため、法第9条に規定する消防本部及び消防署（以下「消防機関」という。）間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県内にある消防機関が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第3条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるものとする。

（1）大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、被災地を管轄する消防機関の消防力のみによつては、防ぐことが著しく困難なもので次に掲げるものとする。

- ア ビル火災等で多数の人命救助が必要と認められる災害
- イ 危険物、高圧ガス等の大規模な火災
- ウ おおむね3,000㎡を超え延焼が拡大すると認められる建物火災
- エ おおむね10haを超え延焼が拡大すると認められる山林火災
- オ 多数の傷病者の搬送が必要と認められる大規模な交通機関その他の事故
- カ 核物質、生物剤及び化学剤に起因する事故
- キ 前各号の他特に社会的影響が大きいと考えられる災害

（2）協定区域相互の境界付近で発生した火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等

（以下「近隣火災等」という。）

（3）管轄外の区域において、遭遇した火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等

（応援）

第4条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の管理者は他の管理者に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた管理者は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援を行う管理者が、第3条第2号及び第3号の火災等の災害、又は救急車による搬送を必要とする事故等を覚知し、特に緊急のため第1項に定める要請を待ついとまがないと認め、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づくものとみなす。

4 応援を行う管理者が、第3条の各号に定める災害について情報収集の結果、特に緊急のため第1項に定める要請を待ついとまがないと認め、応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づくものとみなす。

（応援の種別）

第5条 応援隊の出動種別は、次の各号に掲げるものとする。

（1）第1種広域出動

第3条各号に該当する災害で、被災地を管轄する消防本部が属する徳島県消防会長のブロックとする。

(2) 第2種広域出動

第3条各号に該当する災害で、被災地を管轄する消防本部が属さない徳島県消防長会のブロックとする。

(3) その他の広域出動

第3条各号に該当する災害で、特殊な応援消防力を必要とする災害、又は近隣火災等に対する応援出動等とする。

(応援要請の方法)

第6条 被災地の管理者は、災害等の状況を考慮し応援隊の出動種別と、次の事項を明らかにして、他の管理者に応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 応援隊の派遣を要請した管理者は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援隊を派遣した管理者に提出しなければならない。

3 被災者の管理者が、第2種応援要請を行う場合は徳島県消防長会のブロック別の統括消防本部が属する管理者に要請するものとし、統括消防本部が属する管理者は被災地の管理者の要請に基づき、ブロック内の消防本部が属する管理者に連絡するものとする。

4 応援隊の派遣を要請した管理者は、災害種別及び要請種別等の別を明らかにして徳島県消防防災安全課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第7条 応援を行う管理者は、被災地の管理者から第1種広域出動又は第2種広域出動並びにその他広域出動の応援要請を受けたときは、次の内容を通知し直ちに応援隊を派遣しなければならない。ただし、いずれの場合も応援隊を派遣することによって管轄地の消防体制に重大な支障があると認められるときは、被災地の管理者にその旨を通知して応援隊の消防力を減じ、又は取り止めることができる。

(1) 応援隊の出発時刻

(2) 応援隊の到着(予定)時刻

(3) 応援隊の隊長名

(4) 応援隊の消防力

(5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した管理者は、事後、速やかに前項各号を明記した文書を応援隊の派遣を要請した管理者に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者が協議の上、定める。

(改廃等)

第 9 条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運用)

第 10 条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、定める。

(施行日)

第 11 条 この協定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (昭和 55 年 3 月 31 日協定)

この協定は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 51 年 3 月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (昭和 59 年 12 月 18 日協定)

この協定は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

昭和 55 年 3 月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成 6 年 2 月 21 日協定)

この協定は、平成 6 年 2 月 28 日から施行する。

昭和 59 年 12 月 18 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日協定)

この協定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

平成 6 年 2 月 21 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成 14 年 4 月 30 日協定)

この協定は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

平成 9 年 3 月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理

者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成26年4月1日協定）

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

平成19年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳島市長	原 秀 樹
鳴門市長	泉 理 彦
小松島市長	濱 田 保 徳
阿南市長	岩 浅 嘉 仁
名西消防組合管理者	河 野 俊 明
海部消防組合管理者	影 治 信 良
板野東部消防組合管理者	石 川 智 能
板野西部消防組合管理者	玉 井 孝 治
徳島中央広域連合連合長	川 真 田 哲 哉
美馬市長	牧 田 久
美馬西部消防組合管理者	兼 西 茂
みよし広域連合連合長	川 原 義 朗
那賀町長	坂 口 博 文

3-19. 牟岐町災害被害者に対する町税の減免に関する規則

平成23年1月12日

規則第1号

(趣旨)

第1条 町内で発生した震災、風水害、落雷、火災、ガス類の爆発その他これらに類する災害(以下「災害」という。)による被害者の納付すべき町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税(以下「町税」という。)の減免については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(個人の町民税の減免)

第2条 個人の町民税の納税義務者のうち、災害により次の事由に該当することとなった者に対しては、災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人の町民税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、次の基準により当該税額を減免する。

事由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	100分の100
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合	100分の100
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。)となった場合	100分の90

- 2 個人の町民税の納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有する住宅又は家財につき、災害により受けた損害の金額(その損害につき保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価額の100分の30以上であるもので、個人の町民税の納付が困難と認められる者に対しては、災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人の町民税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、次の基準により当該税額を減免する。

合計所得金額\損失の程度	軽減又は免除の割合	
	100分の30以上100分の50未満	100分の50以上
500万円以下	100分の50	100分の100
500万円を超え750万円以下	100分の25	100分の50
750万円を超え1,000万円以下	100分の12.5	100分の25

(固定資産税の減免)

第3条 固定資産税の納税義務者のうち、その者の所有に係る固定資産につき災害により損害を受けた者に対しては、災害を受けた年の4月1日の属する年度分の固定資産税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、次の基準により当該税額を減免する。

(1) 農地又は宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の100分の80以上であるとき	100分の100
被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満であるとき	100分の80
被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満であるとき	100分の60
被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満であるとき	100分の40

(2) 家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	100分の100
主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたと認められるとき	100分の80
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住目的又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたと認められるとき	100分の60
下壁、畳等に損傷を受け、居住目的又は使用目的を損じ、修理又は取替えを要する場合で当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたと認められるとき	100分の40

(3) 償却資産については、前号の基準に準じて減免する。

(軽自動車税の減免)

第4条 軽自動車税の災害による減免は、当該年度の牟岐町税条例(平成18年度条例第34号)第83条第1項に定める賦課期日から同条第2項に定める納期限までに発生した災害に係るものとし、その者の所有する軽自動車につき災害により損害を受け、相当の修繕費(その損害につき保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除く。)を要すると認められる者に対して、次の基準により当該税額を減免する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
使用不能となったとき	100分の100
修繕費が当該軽自動車の時価の100分の50以上のとき	100分の50

(国民健康保険税の減免)

第5条 災害により、国民健康保険税の納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)が第2条の規定に該当することとなったときは、災害を受けた年の4月1日の属する年度分の国民健康保険税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限の到来するものについて、同条の規定の例により当該税額を減免する。

(減免申請書等)

第6条 第2条から第5条の規定により町税の減免を受けようとする者は、町税減免申請書(別記様式)に必要事項を記載して、災害を受けた事実を証明するに足る書類を添えて町長に提出しなければならない。

(減免の取消)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(補則)

第8条 大規模の災害その他特別の事情によって、この規則の定めるところにより難しい場合については、その都度別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月2日規則第6号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

損害 物件	所在地番・家屋番号等	地目・種類・構造等	床面積等
申請の 理由			

(注) この用紙に書ききれない場合は、適宜用紙に記載して添付してください。

3-20. 牟岐町災害時避難行動要支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者、要介護認定者、高齢者のみの世帯などが、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、災害時等における地域での支援（以下「支援」という。）が必要なもので支援を希望し、支援を受けるために個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 身体障害者のうち、その障害の程度が1級あるいは2級のもの、ただし心臓及び腎臓による1級、2級のものは支援が必要と思われるもの
- (2) 知的障害者のうち、その障害の程度がA1判定、A2判定のもの
- (3) 重度精神障害者のうち、1級のもの
- (4) 介護認定者のうち、要介護度が3以上のもの
- (5) 寝たきり判断基準C以上のもの
- (6) 認知症高齢者のうち、ランクⅢ以上のもの
- (7) 90歳以上の高齢者のみの世帯のもの
- (8) 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者、その他支援が必要と思われるもの

(避難行動要支援者の登録)

第3条 町長は、次条の規定により、避難行動要支援者の登録を行うものとする。

(登録の手続)

第4条 災害時避難行動要支援者の登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者登録申請書（別記様式。以下「申請書」という。）により個人情報を自主防災組織（自治会組織）等、牟岐町民生委員協議会、牟岐町社会福祉協議会、海部消防組合、牟岐町消防団、牟岐警察署（以下「支援機関」という。）へ提供することに同意した上で町長に申請するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、親族等による代理申請を行うことができる。

(登録台帳の保管)

第5条 登録台帳の原本は町長が保管し、副本は当該避難行動要支援者の登録台帳に記載された自主防災組織（自治会組織）等及び民生委員・児童委員、牟岐町社会福祉協議会（以下「避難支援者」という。）がそれぞれ保管する。なお町長は避難支援体制を拡充するため海部消防組合、牟岐町消防団、牟岐警察署に台帳情報を提供することができる。

2 町長は、避難支援者が台帳情報を保護し難いと判断した場合には、台帳を返還させることができる。

(避難支援者による支援)

第6条 避難支援者は、避難行動要支援者に対し、台帳を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認、避難生活支援等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(避難支援者及び支援機関の義務)

第7条 避難支援者及び支援機関は、前条各号に掲げる支援以外の目的で台帳及び台帳情報を利用してはならない。

(1) 避難支援者及び支援機関は、台帳に記載された個人情報及び支援活動上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その役割を離れた後も、また、同様とする。

(2) 避難支援者及び支援機関は、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が関係者以外の者に知られないよう適切に管理しなければならない。

(3) 避難支援者は、日常生活において行う声掛け活動、相談等において要援護者の登録事項に変更が生じたことを知ったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(4) 避難支援者は、台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(5) 避難支援者は、台帳のコピー及び台帳の内容をパソコン等に入力してはならない。

(登録事項の変更等)

第8条 避難行動要支援者は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は避難支援者を通じて町長に報告するものとする。

2 町長は、登録台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は前項の報告により知ったときは、登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者及び避難支援者に連絡するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

かかりつけの医療機関等	名 称	(診療科：)	
	所在地		
	連絡先	電話	・ F A X
治療中の疾病や治療内容など			
使用薬・用量・服薬上の注意			
支援をするために知らせたいこと			
日常生活の状況			
福祉サービスの利用		緊急通報システム	有 無
建物の構造		寝室の位置	
普段いる部屋			

支援者欄		
氏 名	住 所	電話番号
	牟岐町大字	

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の援護により生命等の安全を図るもののほか、日頃の支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流すことを禁止します。

牟岐町長 枘富 治

3-21. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波襲来時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の冲出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の木材を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶（避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。）は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類		津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船（□：船舶対応、○：乗組員等の人命対応を示す。）			錨泊船、浮標係留船	航行船	
				大型船、中型船（漁船を含む）		小型船		大型船、中型船（漁船を含む）	小型船（プレジャーボート、小型漁船等）
				危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	（プレジャーボート、小型漁船等）			
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	巨大 10m超、 10m、 5m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難 —	□陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) ○陸上避難	港外避難		港外避難又は着岸のうえ 陸上避難
	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	高い 3m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難 ・係留強化 ○陸上避難又は船内避難	□陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) ○陸上避難	港外避難		港外避難又は着岸のうえ 陸上避難
津波警戒体制 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	1m		□荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□荷役中止・係留強化又は港外避難準備	□陸揚げ固縛又は係留強化	港外避難準備 (場合によっては、港外避難、機関使用)	港外避難準備 (場合によっては港外避難)	陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化	
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。			事業者側で予め対応マニュアルを作成	事業者側で予め対応マニュアルを作成	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分に津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		

【津波来襲までの時間的余裕】

- 無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

【□：船舶対応】

- 港外避難 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
- 係留強化 : 増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【○：乗組員等の人命対応】

- 陸上避難 : 船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 船内避難 : 船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法
注意喚起	Fネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。
警戒体制	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
避難勧告	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解除	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	注意喚起を除く 旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「Fネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、Fネット、それ以外の日時又はFネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波襲来に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/tokushima/>

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

第4部 協 定

災害時協定一覧表

No.	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定相手の連絡先
4-1	災害・事故等における医療救護に関する協定書	災害時救護活動に関する協定	牟岐町	平成4年12月21日	海部郡医師会 折野青陽内科 海陽町穴喰浦字松原58-5 Tel.0884-76-2249
4-2	災害時相互支援協定	物資（食料・飲料・日用品）及び資機材の提供	要請した町	平成8年9月1日	海陽町防災課 海陽町大里字上中須128 Tel.0884-73-4163
4-3	災害時相互支援協定	物資（食料・飲料・日用品）及び資機材の提供	要請した町	平成8年9月1日	美波町消防保安課 美波町奥河内字本村18-1 Tel.0884-77-3619
4-4	徳島県市町村消防相互応援協定	消防の相互応援について	相互	平成10年4月1日	県内市町村、消防組合
4-5	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	ヘリコプターの応援	徳島県	平成10年4月1日	県内市町村、消防組合
4-6	海部郡市町村消防相互応援協定	消防組織の相互応援について	要請した町	平成10年4月1日	郡内町、消防組合
4-7	災害時における救援物資提供に関する協定書	地域貢献型自動販売機の機内在庫の無償提供	四国コカ・コーラ ボトリング㈱	平成18年4月1日	四国コカ・コーラボトリング㈱ 阿南営業所 阿南市見能林町青木94 Tel.0884-22-1828
4-8	アマチュア無線による災害時応援協定書	災害時における情報の収集及び伝達	牟岐町	平成21年1月5日	大竹組アマチュア無線クラブ 牟岐町大字中村字本村85-1 Tel.0884-72-1188
4-9	災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書	浄化槽に関する住民相談、被災浄化槽の応急復旧工事、仮設トイレの提供、復旧状況に関する情報の収集及び分析	牟岐町	平成22年12月1日	(公社) 徳島県環境技術センター 徳島市新蔵町3丁目80 Tel.088-657-1717
4-10	災害時における救援物資提供に関する協定	災害対応型自動販売機の機内在庫の無償提供	徳島ベプシコーラ 販売㈱	平成23年3月23日	徳島ベプシコーラ販売㈱ 徳島市川内町旭野82番地7 Tel.088-666-3303
4-11	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害発生時において要援護者のため、福祉避難所に指定し避難生活の支援	牟岐町	平成23年7月29日	海部老人ホーム町村組合 牟岐町大字中村字清水120 Tel.0884-72-0209
4-12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害発生時において要援護者のため、福祉避難所に指定し避難生活の支援	牟岐町	平成23年8月3日	介護老人保健施設 和楽 牟岐町大字川長字山戸28 Tel.0884-72-3535
4-13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	災害発生時において要援護者のため、福祉避難所に指定し避難生活の支援	牟岐町	平成23年8月3日	介護老人保健施設 緑風荘 牟岐町大字中村字山田30 Tel.0884-72-3155
4-14	津波時における一時避難施設の使用に関する協定書	一時避難場所として外階段及び屋上を使用する	無償	平成23年10月1日	㈱徳島銀行牟岐支店 牟岐町大字中村字本村155-14 Tel.0884-72-1131
4-15	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	電気施設等の応急復旧における保安確保、電力復旧の可否の判定、電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査	牟岐町	平成23年10月1日	(財) 四国電気保安協会 牟岐事業所 牟岐町大字中村字本村149-5 Tel.0884-72-3268
4-16	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	被害状況の把握及び提供、情報連絡網の構築、災害応急措置	国土交通省 四国地方整備局	平成23年10月26日	国土交通省四国地方整備局 高松市サンポート3番33号 Tel.087-811-2670
4-17	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	応急食糧の調達及び情報収集	牟岐町	平成24年1月1日	かいふ農業協同組合 牟岐町大字中村字本村5-2 Tel.0884-72-3511 牟岐町農業委員会（牟岐町産業課内） 牟岐町大字中村字本村7-4 Tel.0884-72-3419

No.	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定相手の連絡先
4-18	災害時における非常通信の協力に関する協定書	災害情報の提供・収集・伝達及び安否確認	牟岐町	平成24年6月6日	漁業用牟岐無線局 牟岐町大字牟岐浦字馬地104-4 TEL0884-72-0179
4-19	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	被災情報の収集・応急復旧作業・建設資機材の調達、輸送等	牟岐町	平成24年9月7日	(社)徳島県建設業協会海部支部 美波町奥河内字弁才天79-1 TEL0884-77-1288
4-20	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	町有施設等の電気設備の応急復旧活動	牟岐町	平成25年1月17日	徳島南部電気工業協同組合 阿南市富岡町滝の下2-1 TEL0884-23-3604
4-21	海部郡消防相互応援協定	消防団の相互応援	牟岐町	平成25年2月1日	海陽町防災課 海陽町大里字上中須128 TEL0884-73-4163 美波町消防保安課 美波町奥河内字本村18-1 TEL0884-77-3619
4-22	災害時の協力に関する協定書	電力供給設備の復旧活動	牟岐町	平成25年3月22日	四国電力(株)徳島支店 徳島市寺島本町東2丁目29 TEL088-622-7121
4-23	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	応急対策に必要な職員の派遣 食料、飲料水及び生活必需物資の提供 避難及び収容のための施設の提供 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供 被災児童、被災生徒の一時受け入れ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 遺体の火葬のための施設の提供	牟岐町	平成25年4月5日	県内市町村
4-24	避難所等施設利用に関する協定書	少年自然の家の施設の一部を避難所等として利用	牟岐町	平成25年6月2日	徳島県教育委員会 徳島市万代町1-1 TEL088-621-3147 牟岐町自主防災連絡協議会(牟岐町総務課内) 牟岐町大字中村字本村7-4 TEL0884-72-3411 岡田企画(株)(指定管理者) 徳島市幸町1-47-3 TEL088-655-3456
4-25	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	応急対策に必要な職員の派遣 食料、飲料水及び生活必需物資の提供 避難及び収容のための施設の提供 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 救助及び救援活動に必要な資機材及び物資の提供 被災児童、被災生徒など避難者の一時受入	応援を受けた町村	平成25年6月6日	カウンターパート方式 徳島県(那賀町、美波町、牟岐町、海陽町) 鳥取県(岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)
4-26	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	し尿又はごみの収集・運搬	要請した町	平成25年7月1日	那賀町、海陽町、牟岐町、美波町、海部郡衛生処理事務組合
4-27	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害の発生時に被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供	牟岐町	平成25年9月4日	西日本電信電話(株)徳島支店 徳島市西大工町2丁目5番地1 TEL088-602-1141
4-28	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	応急生活物資の優先供給及び運搬	町(LPGガスの費用) 協会(運搬・設置)	平成25年9月26日	一般社団法人 徳島県工ルピーガス協会海部・那賀地区会 (有)カネテ三浦商店 海陽町奥浦字町内67 TEL0884-73-1323
4-29	砂防関係協力市町村災害時応援協定書	食料、飲料水及び生活必需物資の提供 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 救援活動に必要な車両等の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 被災した児童、生徒等の一時受け入れ	牟岐町	平成25年12月18日	宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下 條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県 五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、宮崎県高原町、 熊本県錦町

No.	協定名	協定の内容	費用の負担	締結年月日	協定相手の連絡先
4-30	災害時の応急対策業務についての協定書	避難者等への給食等に関する設備機器提供 避難者等への給食等に関する労務提供	牟岐町	平成26年4月1日	㈱メフォス（給食センター民間委託） 東京都港区赤坂2丁目23番1号 Tel.03-6234-7600
4-31	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	避難施設の被災建築物の応急危険度判定	牟岐町	平成26年12月22日	公益財団法人 徳島県建築士会、海部地域会
4-32	災害時の配置業等活用に関する協定書	避難所へ配置業の提供	牟岐町	平成27年3月12日	徳島県医薬品配置協議会
4-33	地域防災包括協定	地域防災力と地域経済活性化を推進	相互	平成27年4月1日	(一社)BERT INTERNATIONAL
4-34	災害発生時における牟岐町と阿南郵便局及び牟岐郵便局の協力に関する協定	緊急車両等としての車両の提供 被災者の避難先リスト等の情報の相互提供 郵便業務に係る災害特別事務取扱 業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 避難所における臨時の郵便差出箱の設置等 ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の非常取扱い その他協力できる事項	要請した者	平成27年5月15日	阿南郵便局 牟岐郵便局
4-35	大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書	大規模災害時の法律相談	牟岐町	平成27年7月8日	徳島弁護士会
4-36	災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書	災害発生時の株式会社阿波銀行が行う移動店舗車両による金融サービスの提供	牟岐町、阿波銀行間で協議の上、決定	平成28年3月18日	㈱阿波銀行
4-37	徳島県情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書	県の地上系衛生通信系設備の設置、維持管理、運営協議会に関すること	相互	平成28年4月1日	徳島県（ゼロ作戦課）
4-38	徳島県保有の災害用備蓄物資の保管等に関する覚書	災害用物資の保管入替え予定物資の訓練等での活用	牟岐町 (保管経費) 徳島県	平成29年4月3日	徳島県
4-39	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	GPS波浪計の観測情報の利用	相互	平成29年5月24日	国土交通省四国地方整備局
4-40	牟岐町と特定非営利活動法人アムダとの連携協力に関する協定書	医師等の派遣による被災者への医療、公衆衛生分野の活動被災者の救護、生活再建に関する諸活動	無償	平成29年5月30日	(特非)アムダ
4-41	津波時における一時避難施設の使用に関する協定書	旧海部病院の一時避難施設としての使用、カギの借用	牟岐町	平成29年7月24日	徳島県（病院局）
4-42	日本赤十字社徳島県支部南部救護倉庫の使用に関する覚書	救護物資用倉庫の使用、カギの借用	無償	平成29年10月2日	日本赤十字社 徳島県支部
4-43	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	N T T牟岐ビルの屋上を一時避難施設として使用する	無償	平成29年11月22日	西日本電信電話(株) 徳島支店
4-44	広告付防災標識看板に関する協定書	広告付きの防災標識看板の設置等に関すること	(株)アクスル徳島 (株)井内	令和元年9月6日	(株)アクスル徳島 (株)井内

4-1. 災害・事故等における医療救護に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と海部郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町地域防災計画に基づき、甲の申請により乙が甲に協力して実施する救護活動に関して必要な事項を定める。ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害については適用しない。

（計画）

第2条 乙は、救助活動を円滑に実施するため、救護班の編成、派遣その他救護活動の実施に関する災害救助計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害救助計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する救護班の編成は、1箇班あたり原則として次のとおりとする。

（1）医師 1名

（2）看護婦 2名

（救護活動）

第3条 甲は、当該災害等の発生した状況により甲で対応することができず、かつ、救護活動を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、救護班を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに、救護班を編成、派遣し、救護活動を実施するものとする。

（救護班の活動場所）

第4条 救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所、又は避難所その他甲が指示する場所において、活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 救護班の業務は、医療及び助産とする。

（指揮命令）

第6条 救護班にかかる指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、救護活動が円滑にできるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方医療施設における医療・助産費は原則として患者（被災者）負担とする。

3 第1項に規定する医療・助産を実施する期間は原則として5日間を限度とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の医師及び看護婦に対する費用弁償

(2) 救護班が使用した医薬品等の費用弁償

(3) 救護班の医師及び看護婦が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の内容については、災害救助法に基づく政令等を準用する。

(調 整)

第10条 乙は、会員が自主的に各地区における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生にかかる責任者(責務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細 則)

第12条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 前各条の定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、決定するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定期間は、平成4年12月21日から平成5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲乙双方から何らの申出のないときは、この協定は、自動的に、さらに1カ年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成4年12月21日

甲 牟岐町長 皆谷又男

乙 海部郡医師会
会長 殿谷太郎

4-2. 災害時相互支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、牟岐町と海南町において災害時における応急対策の万全を期すため、両町間で相互支援することについて定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災町の要請があった事項

(要 請)

第3条 被災町が支援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる支援を要請する場合は、物資車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 支援場所及び支援場所への経路
- (5) 支援期間
- (6) その他必要な事項

(業 務)

第4条 支援を要請された町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 支援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるもの除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は支援を行う町が負担するものとする。
- (2) 全号に掲げるもののほか支援物資の調達その他支援に要する経費は原則として支援を受けた町が負担するものとする。

(支援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災町との連絡がとれない場合で、支援を行おうとする町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の支援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。
ただし被災地の情報収集活動に要する経費は、支援を行おうとする町の負担とする。

(連絡担当者)

第7条 協定町は、支援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(他市町村の災害に対する支援の協力)

第8条 協定町は、それぞれの姉妹都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、特別の事情があるときは、協定町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定町は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに協定町のいずれからも申出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各町が署名押印の上、各1通を保有する。

平成8年9月1日

牟岐町長 皆谷又男

海南町長 五軒家憲次

4-3. 災害時相互支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、日和佐町と牟岐町において災害時における応急対策の万全を期すため、両町間で相互支援することについて定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車輛等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災町の要請があった事項

(要 請)

第3条 被災町が支援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる支援を要請する場合は、物資車輛、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 支援場所及び支援場所への経路
- (5) 支援期間
- (6) その他必要な事項

(業 務)

第4条 支援を要請された町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 支援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるもの除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は支援を行う町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか支援物資の調達その他支援に要する経費は原則として支援を受けた町が負担するものとする。

(支援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災町との連絡がとれない場合で、支援を行おうとする町が必要と認めたと
きは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に
基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の支援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし被災地の情報
収集活動に要する経費は、支援を行おうとする町の負担とする。

(連絡担当者)

第7条 協定町は、支援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めて
おくものとする。

(他市町村の災害に対する支援の協力)

第8条 協定町は、それぞれの姉妹都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発
生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合等、
特別の事情があるときは、協定町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定町は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものと
する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1か
月前までに協定町のいずれからも申出がないときは、更に3年間協定を更新するものと
し、以後についても同様とする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して
定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各町が署名押印の上、各1通を保有する。

平成8年9月1日

日和佐町長 近藤和義

牟岐町長 皆谷又男

4-4. 徳島縣市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

(1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則
相生町長	久龍直通
上那賀町長	和田淳二
木沢村長	中東利延
木頭村長	藤田恵
由岐町長	松村静夫
日和佐町長	近藤和義
牟岐町長	皆谷又男
海南町長	五軒家憲次
海部町長	三浦治
穴喰町長	多田保政

板野町	長	犬吉	伏岡	正義	昭人
上板町	長	竹重	岡重	敦	美正
吉成町	長	板水	東田	文	夫清
土場町	長	安戸	友田		稔昇
市波島町	長	内山	田内	正	晴昇
阿鴨川山美脇	長	伊佐	井藤		淨見
一宇村	長	立佐	道藤	里宏	史二
穴吹平村	長	西竹		正義	博晃
木屋野好	長	真丸	重鍋	敬	幸徹
三田町	長	西中	岡瀧	清惠	文一
山井川町	長	檜出			操男
三加茂町	長	尾野	口茂	光	靖之
東祖谷山村	長	坂近	村東		義男
西祖谷山村	長	堀犬	藤江	忠和	昭稔
阿南消防組合管理者		戸佐	伏田	長正	淨胤
名西消防組合管理者		藤丸	田岡		幸
海部消防組合管理者				利敬	
板野東部消防組合管理者					
板野西部消防組合管理者					
阿北消防組合管理者					
美馬東部消防組合管理者					
美馬西部消防組合管理者					
三好郡行政組合管理者					

4-5. 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動(以下「消防活動」という。)を
応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮
は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めた
ときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣
している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)
第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県(以下「県」という。)が負担するもの
とする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11
条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それ
ぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島県				
徳島県知事	圓	藤	寿	穂
徳島市				
徳島市長	小	池	正	勝
鳴門市				
鳴門市長	山	本	幸	男
小松島市				
小松島市長	西	川	政	善
阿南市				
阿南市長	野	村		靖

勝 浦 町							
勝 浦 町	長	川 口	幸	一			
上 勝 町							
上 勝 町	長	山 田	良	男			
佐那河内村							
佐 那 河 内 村	長	楠	崇	宏			
石 井 町							
石 井 町	長	坂 東	忠	之			
神 山 町							
神 山 町	長	高 橋	宏	輔			
那 賀 川 町							
那 賀 川 町	長	小 泉	隆	一			
羽ノ浦町							
羽ノ浦町	長	生 野	善	章			
鷺 敷 町							
鷺 敷 町	長	助 岡	克	則			
相 生 町							
相 生 町	長	久 龍	直	通			
上 那 賀 町							
上 那 賀 町	長	和 田	淳	二			
木 沢 村							
木 沢 村	長	中 東	利	延			
木 頭 村							
木 頭 村	長	藤 田		惠			
由 岐 町							
由 岐 町	長	松 村	・	夫			
日 和 佐 町							
日 和 佐 町	長	近 藤	和	義			
牟 岐 町							
牟 岐 町	長	皆 谷	又	男			
海 南 町							
海 南 町	長	五 軒 家	憲	次			
海 部 町							
海 部 町	長	三 浦		治			
穴 喰 町							
穴 喰 町	長	多 田	保	政			
松 茂 町							
松 茂 町	長	広 瀬	憲	堯			
北 島 町							
北 島 町	長	齋 藤	武	尚			

藍住町							
藍住町	長	堀江	長	男			
板野町							
板野町	長	犬伏	正	昭			
上板町							
上板町	長	吉岡	義	人			
吉野町							
吉野町	長	竹重	敦	美			
土成町							
土成町	長	板東		正			
市場町							
市場町	長	水田	文	夫			
阿波町							
阿波町	長	安友		清			
鴨島町							
鴨島町	長	戸田		稔			
川島町							
川島町	長	内田		昇			
山川町							
山川町	長	山内	正	晴			
美郷村							
美郷村	長	伊井		昇			
脇町							
脇町	長	佐藤		淨			
美馬町							
美馬町	長	藤田	利	胤			
半田町							
半田町	長	逢坂		巨			
貞光町							
貞光町	長	南		豊			
一宇村							
一宇村	長	立道	里	見			
穴吹町							
穴吹町	長	佐藤	宏	史			
木屋平村							
木屋平村	長	西	正	二			
三野町							
三野町	長	竹重	義	博			
三好町							
三好町	長	真鍋		晃			

池田町						
池田町長	丸	岡	敬	幸		
山城町						
山城町長	西			徹		
井川町						
井川町長	中	瀧	清	文		
三加茂町						
三加茂町長	檜		惠	一		
東祖谷山村						
東祖谷山村長	出	口		操		
西祖谷山村						
西祖谷山村長	尾	茂	光	男		
徳島県阿南市富岡町トノ町12番地の3						
阿南消防組合管理者	野	村		靖		
徳島県名西郡石井町高川原字高川原66の8						
名西消防組合管理者	坂	東	忠	之		
徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1						
海部消防組合管理者	近	藤	和	義		
徳島県板野郡松茂町広島字西川向25番地の1						
板野東部消防組合管理者	堀	江	長	男		
徳島県板野郡板野町羅漢字前田35						
板野西部消防組合管理者	犬	伏	正	昭		
徳島県麻植郡鴨島町上下島431番地の17						
阿北消防組合管理者	戸	田		稔		
徳島県美馬郡脇町字拝原1742番地の1						
美馬東部消防組合管理者	佐	藤		浄		
徳島県美馬郡美馬町字天神119番地						
美馬西部消防組合管理者	藤	田	利	胤		
徳島県三好郡池田町字サラダ1612-14						
三好郡行政組合管理者	丸	岡	敬	幸		

4-6. 海部郡市町村消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、海部郡内において災害が発生した場合に、海部郡内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、海部郡全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(支援の種類)

第5条 支援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急普及等に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災町の要請があった事項

(応援要請)

第6条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認めた場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項の規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、事後、速やかに文書を応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

- (5) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる支援を要請する場合は、物資・車両及び資機材等の種類、品名、数量等
- (6) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (7) 支援場所の所在地及び支援場所への経路
- (8) 支援期間
- (9) その他必要な事項

(業 務)

第7条 支援を要請された町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 支援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は支援を行う町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか支援物資の調達その他支援に要する経費は原則として要請市町村が負担するものとする。

(支援の自主出動)

第9条 災害が発生し、要請市町村との連絡がとれない場合で、支援を行おうとする町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の支援に要した費用の負担については、第8条の規定を準用する。ただし被災地の情報収集活動に要する経費は、支援を行おうとする町の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 協定町は、支援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(他市町村の災害に対する支援の協力)

第11条 協定町は、それぞれ姉妹都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合、特別の事情があるときは、協定町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第12条 協定町は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(そ の 他)

第13条 この協定の実施に関する必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は平成10年 8月 1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各市町村等の町が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

由 岐 町 長 松 村 静 夫

日 和 佐 町 長 近 藤 和 義

牟 岐 町 長 皆 谷 又 男

海 南 町 長 五 軒 家 憲 次

海 部 町 長 三 浦 治

穴 喰 町 長 多 田 保 政

海部消防組合管理者 近 藤 和 義

4-7. 災害時における救援物資提供に関する協定書

牟岐町（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町
牟岐町長 池内 正勝

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長 大内 喬

4-8. アマチュア無線による災害時応援協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と大竹組アマチュア無線クラブ（通称：HORNS）（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7号に規定する災害の発生時に、牟岐町災害対策本部設置条例（昭和37年条例第20号）に基づき災害対策本部が設置された場合、甲が必要と認めた場合において、甲の要請に乙が協力して実施する情報の収集等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲において、ボランティア精神に基づいて行う活動とする。（※別紙同法抜粋記述参照）

（情報の収集等の要請）

第3条 甲は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡を利用することが著しく困難又は不可能な時は、必要に応じて情報の収集等の項目又は内容（以下「要請内容」という。）を明らかにして、乙に協力を要請することができる。

（要請による活動）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、クラブの組織を活用して情報収集を行うものとする。

2 乙は、甲の要請内容にかかわらず、必要と思われる災害情報については、甲に情報提供をすることができる。

3 乙は、情報の収集のため、必要に応じて、クラブ員又は乙が認めた協力者を災害対策本部、特別警戒本部に派遣することができる。

（情報の収集等の訓練）

第5条 甲及び乙は、情報の収集等を迅速かつ的確に行うため、機会をとらえて訓練を行うものとする。

（連絡担当者）

第6条 甲及び乙は、連絡を円滑にするため、あらかじめ連絡担当者を定めるとともに、別紙様式（1-1、1-2）により相互通知するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項、協定に定めない事項又は疑義を生じた事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年1月5日

(甲) 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 大神 憲章

(乙) 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村85-1
大竹組アマチュア無線クラブ(通称:HORNS)
会長 山西 公彦

※電波法抜粋

(目的外使用の禁止等)

第五十二条 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 一 遭難通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 二 緊急通信(船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 三 安全通信(船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。以下同じ。)
- 四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

4-9. 災害時における浄化槽の復旧支援活動に関する協定書

(主旨)

第1条 この協定は、牟岐町(以下「甲」という。)と社団法人徳島県環境技術センター(以下「乙」という。)において、牟岐町で発生した大規模な災害(以下「大規模災害」という。)時における浄化槽の復旧支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 甲は、大規模災害が発生し、浄化槽の復旧活動について必要があると認められるときは、乙に対し協力要請を行うことができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請することとし、後日速やかに要請文書を乙に送付する。
- 3 乙は、業務終了後、実施した業務の内容を報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(協力の業務)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、乙の職員及び会員を招集し、次の業務を行うものとする。

- (1) 浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析
- (2) 浄化槽に関する住民相談の実施
- (3) 避難所等における被災浄化槽の応急復旧工事
- (4) 避難所等に対する会員企業が保有する仮設トイレの提供

(経費負担)

第4条 前条の業務に要する経費は、(1)(2)は乙が負担し、(3)(4)の経費については、甲が負担するものとし、その額は、復旧工事及び仮設トイレを提供をした乙の会員と甲が協議の上、可能な限り低廉な価格にて決定するものとする。

(平常時の準備)

第5条 乙は、平常時においても、職員及び会員に対して、災害に備えた防災知識の普及や復旧資材の調達等に努めるよう指導するほか、この協定について理解と協力が得られるよう努力するものとする。

(職員及び会員名簿等の提供)

第6条 乙は、職員及び会員名簿を毎年1回(職員又は会員に変更があった場合は、その都度)甲に提供するものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定に関する甲の連絡責任者は、牟岐町総務課長とし、乙については社団法人徳島県環境技術センター事務局長とする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し、定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。又、対策本部の組織体制は別表1に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年12月1日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町長 大神 憲章

乙 徳島市新蔵町3丁目80
社団法人 徳島県環境技術センター

会長 松原 義輔

別表1

1. 社団法人 徳島県環境技術センター大規模災害の復旧支援対策本部

1) 組 織

- | | |
|--------------|-------------|
| ・ 本部長 | センター会長 |
| ・ 副本部長 | センター副会長 |
| ・ 復旧業務担当 | センター会計理事 |
| ・ 現地調査班 | センター職員（検査員） |
| ・ 住民相談班 | // （総務） |
| ・ 衛生班（仮設トイレ） | 清掃会員企業 |
| ・ 復旧班 | 保守点検部会・施工部会 |

2) 業 務

災害の程度に応じた基本的活動方針を確立（平常時の災害に備えた防災知識の普及を含む）すると共に、関係機関との連絡調整、及び各班の支援活動の指揮等をおこなう。

3) 対策の実施体制

支援要請があった場合、本部長の指揮のもと各担当者は早急に活動を開始する。

また、緊急を要する場合は、文書による正式な要請前であっても本部長の指揮の下活動を開始するものとする。

4-10. 災害時における救援物資提供に関する協定

牟岐町役場（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 海部郡に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

乙は、第1項の要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
前項の解消の申し出は、相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 23年 3月 23日

甲

乙

徳島県海部郡牟岐町
大字中村字本村7番地の4

徳島市川内町旭野82番地7
徳島ペプシコーラ販売株式会社

牟岐町長 大神 憲 章

代表取締役 友 成 勝

4-1 1. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と海部老人ホーム町村組合（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
牟岐町大字中村字清水120番地	海部老人ホーム

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 甲は乙が福祉避難所として、対象者に要した経費であって次に掲げるものについて負担するものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費
- (2) 対象者に要する食費
- (3) 甲が認めた対象者に要する経費

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月29日

(甲) 牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町長 福井雅彦

(乙) 牟岐町大字中村字清水120
海部老人ホーム町村組合
組合長 福井雅彦

4-1 2. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と介護老人保健施設 和楽（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
牟岐町大字川長字山戸45	介護老人保健施設和楽

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 甲は乙が福祉避難所として、対象者に要した経費であって次に掲げるものについて負担するものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費
- (2) 対象者に要する食費
- (3) 甲が認めた対象者に要する経費

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年8月3日

(甲) 牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町長 福井雅彦

(乙) 〒775-0004 徳島県海部郡牟岐町大字川長字山戸28
医療法人 青志会
介護老人保健施設 和楽
理事長 森野訓明

4-1 3. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑風会 介護老人福祉施設 緑風荘（以下「乙」という。）は、災害時において身体等の状況により避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「対象者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町において災害が発生した場合、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、対象者を当該避難所に避難させることにより、対象者の避難生活を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
牟岐町大字中村字山田30番地	社会福祉法人緑風会 介護老人福祉施設 緑風荘

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 甲は乙が福祉避難所として、対象者に要した経費であって次に掲げるものについて負担するものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費
- (2) 対象者に要する食費

(3) 甲が認めた対象者に要する経費

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年8月3日

(甲) 牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町長 福井雅彦

(乙) 徳島県海部郡牟岐町大字中村字山田30番地
社会福祉法人 緑風会
管理者 柴山義明

4-1 4. 津波時における一時避難施設の使用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と（株）徳島銀行牟岐支店（以下「乙」という。）は津波時における一時避難施設の使用に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町に津波による被害が発生、または発生するおそれがある場合において、地域住民等の一時避難施設として乙が所有又は管理する施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「施設」とは、土地、建物及びこれらに付属する設備等をいう。

2 この協定において、「一時避難施設」とは、施設のうち地域住民等が一時的に避難し、使用できる部分をいう。

（一時避難施設の範囲）

第3条 一時避難施設の範囲は、（株）徳島銀行牟岐支店の外階段及び屋上部分とする。

（施設変更の報告）

第4条 乙は、施設の増改築等により、一時避難施設に変更が生じた時は甲に連絡するものとする。

（使用の通知）

第5条 甲は、一時避難施設に使用する時は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず使用することができる。ただし、甲は、できるだけ早い時期に、乙に使用した旨を通知するものとする。

（費用負担）

第6条 一時避難施設の使用料は無料とする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、地域住民等が避難したときに一時避難施設で発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第8条 一時避難施設の使用期間は、津波による被害が発生するおそれがあるとき、または津波警報もしくは大津波警報が発表されたときから、当該警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第9条 甲は、一時避難施設の使用を終了したときは、できるだけ早い時期に、乙に文書又は口頭で通知するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙および立会人の協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年10月1日

(甲) 牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

(乙) 牟岐町大字中村字本村155-14
(株)徳島銀行牟岐支店
支店長 田中 清文

4-15. 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）とは、牟岐町内に大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、町民の生命と財産を守り町民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害に際して甲のみで応急対策活動が実施できないと認めるときには、乙に対し、電気施設等の応急復旧活動等災害の状況に応じた応急対策活動の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して、甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定（電力復旧のための軽易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときには、日時、場所、活動業務を指定して、文書（別紙1）又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 甲は、災害状況により前項の活動要請が直接できない場合には、乙に対し、公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に職員を派遣し、甲の職員の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を開始するものとする。

2 乙は、指定場所に職員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を文書（別紙2）により甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を文書（別紙3）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の提出）

第6条 乙は、毎年1回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に対し提出するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実地について必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年10月1日

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
甲 牟岐町
牟岐町長 福井 雅彦

香川県高松市福岡町三丁目31番15号
乙 財団法人四国電気保安協会
理事長 溝渕 昌弘

財団法人 四国電気保安協会
支部長 様

〇〇町

災害時の応急対策活動の要請について

題記について、次のとおり要請します。

1 災害の種類及び状況	
2 希望する活動業務内容	
3 派遣を希望する日時	
4 派遣を希望する場所	
5 派遣を希望する期間	
6 派遣先の責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡担当課
連絡者氏名
電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

〇〇町 様

財団法人 四国電気保安協会
支部長

災害時の応急対策活動状況の実施について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動開始日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事する人員数	
4 活動業務時に使用する資機 材等の種類及び数量	
5 活動完了見込	
6 現場責任者、連絡先	
7 その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

平成 年 月 日

〇〇町 様

財団法人 四国電気保安協会
支部長

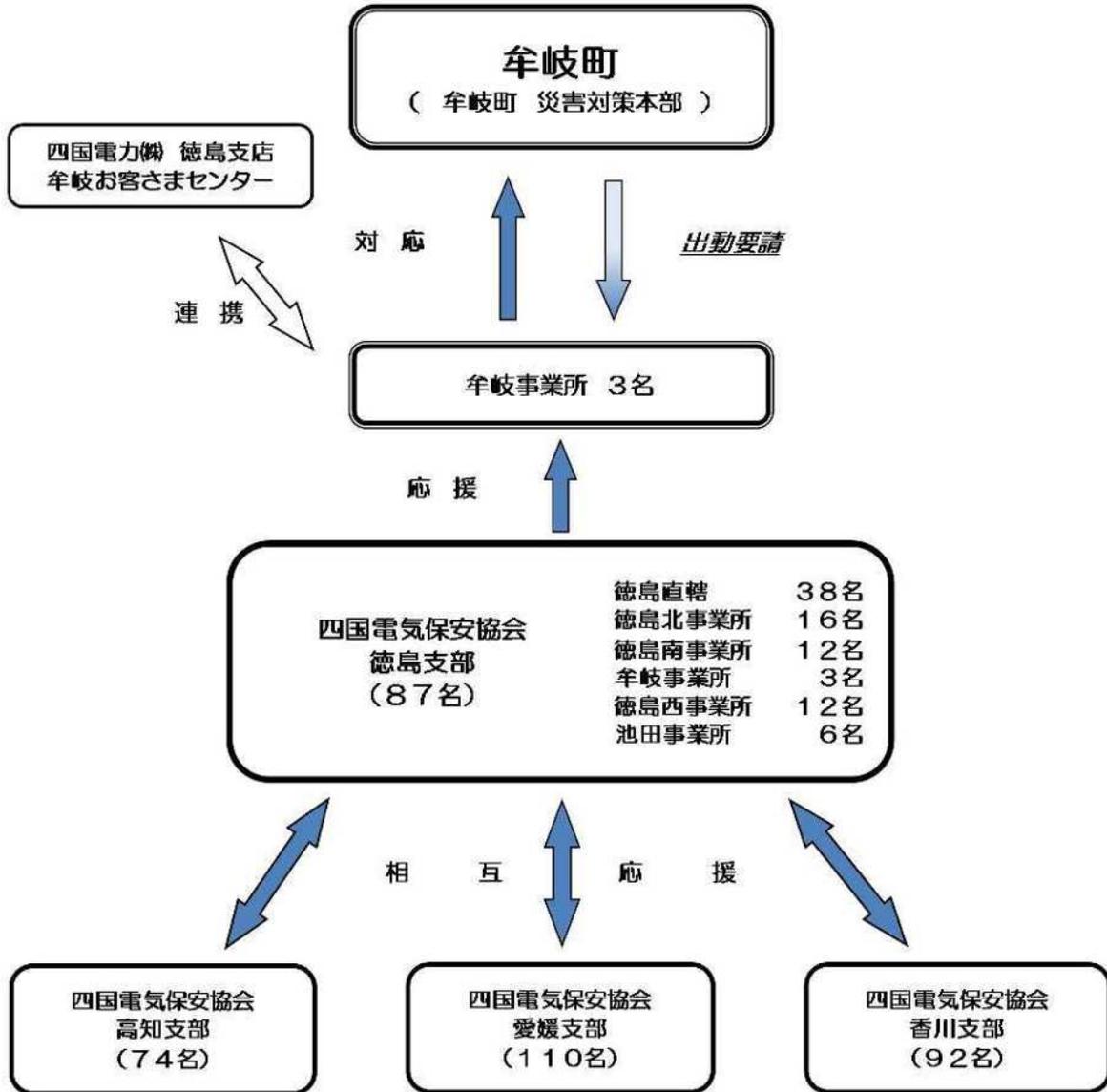
災害時の応急対策活動状況の完了について

このことについて、次のとおり報告します。

1 活動業務に従事した日時	
2 実施活動業務内容	
3 活動業務に従事した人員数	
4 活動業務時に使用した資機 材等の種類及び数量	
5 現場責任者、連絡先	
6 その他必要な事項	

連絡機関名
連絡者氏名
電話番号 〇〇 - 〇〇〇〇

大規模災害発生時対応フロー図



※平成23年3月1日現在

※人数は、保安業務従事者（電気事業法施行規則に定める要件に適合する者）数

財団法人 四国電気保安協会

4-16. 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と牟岐町長（以下「乙」という。）は、牟岐町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、牟岐町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1）被害状況の把握及び提供
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、牟岐町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 牟岐町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

4-17. 災害時における応急食糧の調達に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、牟岐町内において災害が発生した場合、牟岐町（以下「甲」という。）とかいふ農業協同組合（以下「乙」という。）及び牟岐町農業委員会（以下「丙」という。）が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、応急食糧（米穀・野菜等）の供給確保等に関する事項について定めるものとする。

(甲の要請等)

第2条 甲は、災害時における応急食糧の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙及び丙に 応急食糧の調達及び情報収集を要請するものとする。

2 前項の応急食糧の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(連絡責任者の指定)

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(措置事項の報告)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに 応急食糧の優先供給について、努めるものとする。

2 丙は、甲から要請を受けたときは、乙と連携して地元農家から応急食糧の供給可能数量について 情報収集に努めるものとする。

3 乙は、丙が情報収集した応急食糧の供給可能数量をとりまとめ、甲に報告し、必要に応じて集配するものとする。

(応急食糧の価格及び代金の支払い)

第5条 応急食糧の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から速やかに甲が支払うものとする。

ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第7条に基づき協議を行うものとする。

2 乙及び乙が指定した者が行った運搬や保管に係る経費、その他応急食糧の供給に係る乙が要した経費は、乙の出荷報告書及び請求書等に基づき、甲が負担するものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(協議事項)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

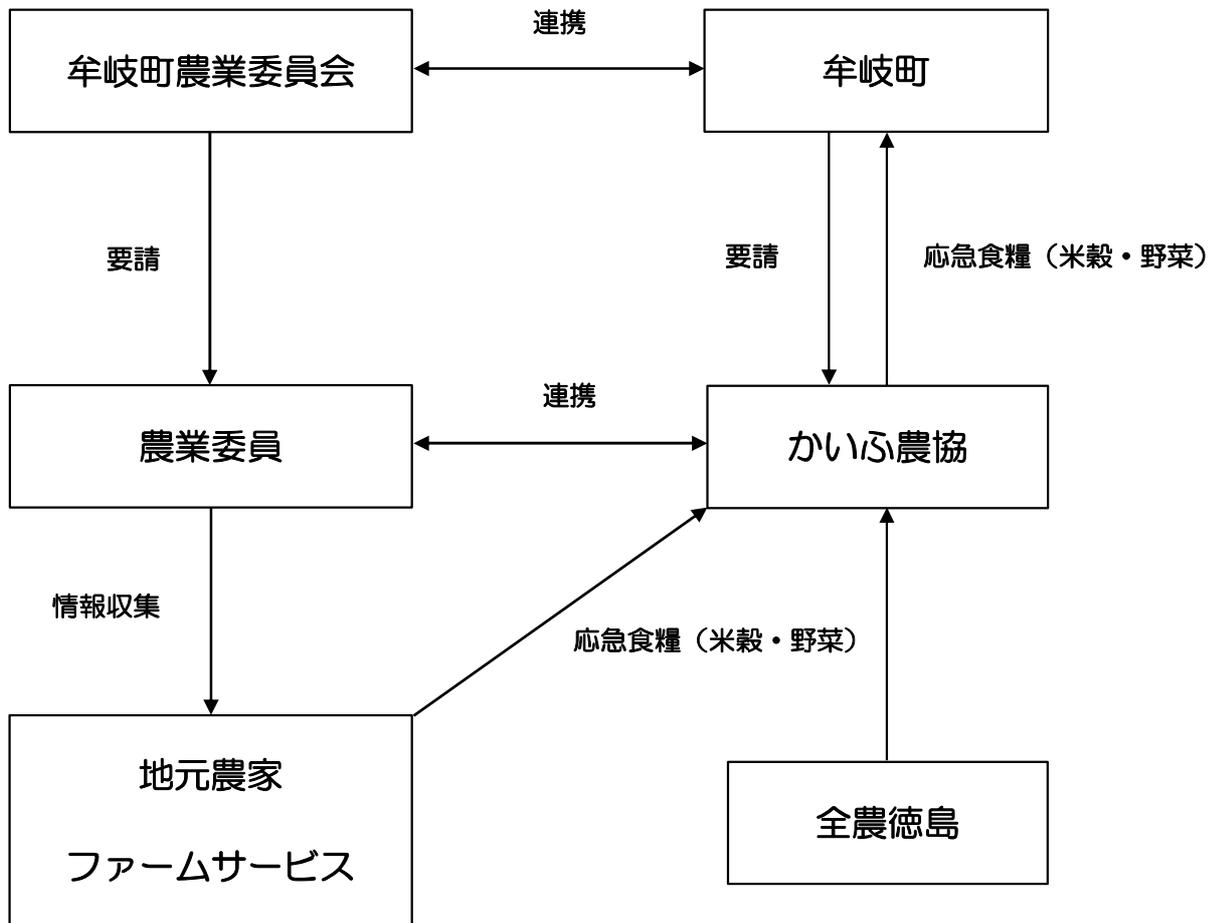
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月1日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井雅彦

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村5-2
かいふ農業協同組合
代表理事組合長 富沢俊夫

丙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町農業委員会
会長 大谷達也



地元農家に日頃から米の備蓄を求めるものではありません。

あくまで災害発生時に自家消費又は顧客に販売するために保存している米の一部を町へ緊急食糧として提供を求めるものです。

4-18. 災害時における非常通信の協力に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と徳島県無線漁業協同組合（牟岐無線局）（以下「乙」という。）は、牟岐町内で地震、津波その他により災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信として漁業用無線通信により災害情報の収集の提供及び漁船に対する災害情報提供等を実施することについて、下記のとおり協定を締結する。

記

業務開始の判断

- ① 本町において大規模地震を乙が覚知したとき
- ② 徳島県に大津波警報が発令され、又は津波の恐れがあると乙が覚知したとき
- ③ その他本町の通信手段が途絶し甲から要請があったとき

業務の内容

- ① 中短波・短波漁業用海岸局等を経由し、本町の被害情報を徳島県（災害対策本部）等関係機関へ情報伝達を実施する。
- ② 漁船（操業・沖だし）への災害情報の提供及び情報収集、安否確認を実施する。

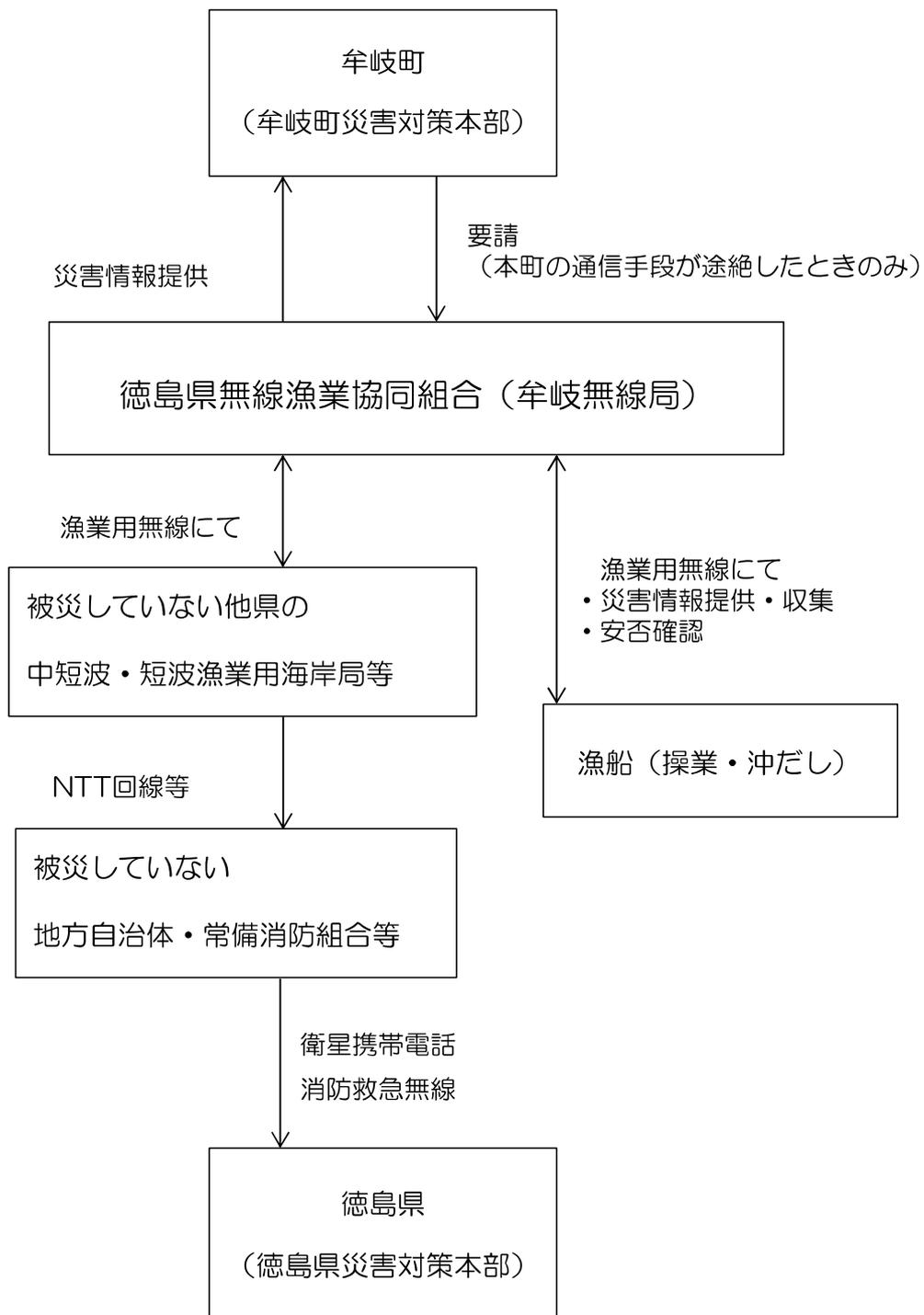
この協定書に定めのない事項は、甲乙協議の上、誠意をもって善処する。

平成24年6月6日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井雅彦

乙 徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字馬地104-4
徳島県無線漁業協同組合
代表理事組合長 戎田賢一

概要図



4-19. 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

牟岐町内で発生した大規模な災害に対して、徳島県建設業協会海部支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、牟岐町（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会海部支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等における混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報や保有する資機材、技術者等の提供による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、牟岐町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要と認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）被災情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する、道路、河川、砂防、漁港等（以下、「公共土木施設等」という。）の機能を保持するための緊急を要する応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急作業

（支援の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のために緊急に支援活動の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は甲の協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き協力するものとする。

3 通信手段が断たれた場合で、かつ人命や財産を守るうえで公共土木施設等の機能を保全するため緊急を要する場合は、乙の独自の判断で行った支援活動も甲からの支援の要請があったものと見なすことができる。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条第1項の規定により乙に対し協力を要請するときは、文書により次の事項について、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は、電話等の通信手段または口答により行い、その後速やかに要請書を交付するものとする。

なお、乙は前条第3項に基づく支援活動を行ったときは、速やかに甲に電話等で報告するものとし、甲は後日、当該活動を写真等で確認し要請書を交付するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(乙の準備)

第6条 乙は甲の要請に対し速やかに対応するため、次の項目について事前に整備するものとする。

- 2 支部内の支援体制の整備
- 3 会員等からの情報収集体制等の整備
- 4 出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

(完了報告)

第7条 乙は、甲から要請された支援活動が完了したときは、文書により次の事項について、甲に報告するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙に所属する会員等の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は締結日から1年とする。

ただし、有効期限満了日までに双方又は何れか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(その他)

第 12 条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 24 年 9 月 7 日

甲 牟岐町長 福井 雅彦

乙 社団法人徳島県建設業協会海部支部
支 部 長 戎谷 一平

4-20. 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と徳島南部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、牟岐町内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という）が発生した場合に、町有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、牟岐町内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- （1）町有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- （3）その他甲が特に必要と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式）第1号（以下「要請書」という）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月17日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県阿南市富岡町滝の下2の1
徳島南部電気工事業協同組合
理事長 湯浅 将器

自治体 ⇒ 工事組合

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

徳島南部電気工事業協同組合理事長 殿

牟岐町長

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、次のとおり要請いたします。

復旧施設名		
施設所在地		
業務要請期間		
業務要請内容		
施設担当責任者	氏名	
	連絡先	

工事組合 ⇒ 自治体

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

牟岐町長 殿

徳島南部電気工事業協同組合理事長

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第4条の規定により、応急復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 完 了 年 月 日		
施 設 担 当 責 任 者 名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

4-21. 海部郡消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、海部郡内において災害が発生した場合に、海部郡内の町がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、海部郡全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の町の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、町の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した町（以下「要請町」という。）の長が次の各号のいずれかに該当する場合に、他の町の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の町に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
 - (2) 要請町の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別及び被害の状況
 - (2) 災害の発生日時及び場所
 - (3) 災害現場の気象状況
 - (4) 支援内容
 - (5) 必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員
 - (6) 応援隊の希望到着日時及び集結場所
 - (7) 支援期間
 - (8) 災害現場の最高責任者の職・氏名及び連絡方法
- 3 要請町の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請した町の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）の長は、特別の理由がない限り、その所管する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

- 2 応援町の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を遅滞なく要請町の長に通報するものとする。
 - (1) 応援隊の最高責任者の職・氏名及び連絡方法
 - (2) 派遣する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
 - (3) 出発時刻
- 3 応援町の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請町の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第7条 応援隊の指揮は、要請町の長が応援隊の長を通じて行うものとする。
- 2 要請町は、応援隊に対して十分に情報を提供することとする。
 - 3 応援隊の長は、要請町と連絡を密にし、調整に努めることとする。

(報告)

- 第8条 応援町の長は、応援活動の結果を速やかに要請町の長に報告するものとする。
- 2 要請町の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援町の長に報告するものとする。

(経費負担)

- 第9条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。
- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援町の負担とする。
 - (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請町の負担とする。
 - (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係町の長が協議の上、定める。

(連絡会議)

- 第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、町間における連絡会議を開催するものとする。

(改廃)

- 第11条 この協定の改廃は、町の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

- 第12条 この協定は、平成25年2月1日から適用する。

この協定を締結するため、本書3通を作成し、町の長が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月1日

美波町長 影治信良

牟岐町長 福井雅彦

海陽町長 五軒家憲次

4-22. 災害時の協力に関する協定書

牟岐町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院）、災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県徳島市寺島本町東2丁目29
四国電力株式会社
常務執行役員 徳島支店長 岡川 和彰

4-23. 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。

ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

徳島市
徳島市長 原 秀樹

鳴門市
鳴門市長 泉 理彦

小松島市
小松島市長 濱田 保徳

阿南市
阿南市長 岩浅 嘉仁

吉野川市
吉野川市長 川真田 哲哉

阿波市
阿波市長 野崎 國勝

那賀町
那賀町長 坂口 博文

牟岐町
牟岐町長 福井 雅彦

美波町
美波町長 影治 信良

海陽町
海陽町長 五軒家 憲次

松茂町
松茂町長 広瀬 憲発

北島町
北島町長 古川 保博

藍住町
藍住町長 石川 智能

美馬市
美馬市長 牧田 久

三好市
三好市長 俵 徹太郎

勝浦町
勝浦町長 中田 丑五郎

上勝町
上勝町長 笠松 和市

佐那河内村
佐那河内村長 原 仁志

石井町
石井町長 河野 俊明

神山町
神山町長 後藤 正和

板野町
板野町長 玉井 孝治

上板町
上板町長 納田 伸春

つるぎ町
つるぎ町長 兼西 茂

東みよし町
東みよし町長 川原 義朗

4-24. 避難所等施設利用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）、徳島県教育委員会（以下「乙」という。）、岡田企画株式会社（以下「丙」という。）及び牟岐町自主防災連絡協議会（以下「丁」という。）は、牟岐町内に大規模な地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生の恐れのあるとき（以下「災害時等」という。）における、徳島県立牟岐少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の避難場所及び災害対策要員等の宿泊所（以下「避難所等」という。）としての利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する少年自然の家の施設の一部を避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の開設）

第2条 甲は、災害時等において必要が生じた場合、少年自然の家を避難所等として開設することができる。

（開設の届出）

第3条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する際は、乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

2 甲は、緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず口頭で通知することにより、避難所等を開設することができるものとする。この場合において、甲は、開設後速やかに乙及び丙に避難所等開設届出書（様式1号）を提出するものとする。

3 丙は、甲が避難所等として開設する以前に避難者が少年自然の家に避難してきたことを現認した場合は、甲及び乙にその旨通報するものとする。

4 乙は、甲が前条に基づき避難所等を開設した場合、又は丙から前項に基づく通報を受けた場合は、少年自然の家の利用及び少年自然の家に附随する物品の使用を承諾したものとする。

（避難所等の管理運営）

第4条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。また、甲は、情報伝達手段を確保し、乙に適宜正確な情報を提供するとともに、丙及び丁に対して適切な指示を行うものとする。

2 丙は、甲の指示のもと施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて、日常生活用品、食糧及び医薬品等の必要な物資を避難者へ提供するものとする。

3 丁は、避難者を取りまとめ、丙と連携して避難所等の管理運営に協力するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、次の各号に定める避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

- 一 指定管理科（週休2日、週40時間）を超える丙の職員に係る人件費
- 二 避難所等の管理運営に係る光熱水費
- 三 前条第2項に掲げる避難者への提供に要した費用
- 四 避難者によって避難所等に生じた損害

五 その他避難所等の管理運営に必要な費用

2 乙は、避難所等の開設により「徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営に関する基本協定書」第12条の業務が損なわれても指定管理科を丙へ支払うものとする。

(開設期間)

第6条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から6ヶ月以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要があるときは、甲は乙及び丙に避難所等使用期間延長届出書(様式2号)を提出するものとする。

(避難所等の終了への努力)

第7条 甲は、丙が早期に本来の事業を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期終了に努めるものとする。

(避難所等の終了)

第8条 甲は、施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届出書(様式3号)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、乙及び丙に引き渡すものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、毎年度末とし、甲乙丙丁に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。ただし、有効期間内に、丙の指定が取り消された場合は、その時点をもって、有効期間の終了とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁は互いに信義を重んじ、協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通を作成し、甲乙丙丁の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年6月2日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県教育委員会教育長 佐野 義行

丙 徳島市山城西3丁目13番地6

岡田企画株式会社
代表取締役社長 岡田 后代

丁 徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字浜崎175

牟岐町自主防災連絡協議会
会長 岡田 好二

(様式1号)

第 号
平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等開設届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり避難所等を開設します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の予定

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 連絡先

牟岐町 課 担当 電話

(様式2号)

第 号
平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用期間延長届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり避難所等使用期間を延長します。

記

1 使用施設名称

徳島県立牟岐少年自然の家

2 使用期間の延長予定

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

3 利用対象者等人数

避難者 人

4 延長の理由

5 連絡先

牟岐町

課

担当

電話

(様式3号)

第 号
平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育長 殿

牟岐町長

避難所等使用終了届出書

「避難所等施設利用に関する協定書」に基づき災害時における避難施設の利用について、下記のとおり終了しました。

記

1 終了日

平成 年 月 日

2 引き渡し予定日

平成 年 月 日

3 連絡先

牟岐町

課

担当

電話

4-25. 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町村との連絡及び情報収集
- (2) 他のブロックへの応援要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ

(6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容(人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量)
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。
ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月6日

鳥取県
鳥取県町村会 会長 石 操

徳島県
徳島県町村会 会長 川原 義朗

4-26. 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

那賀町（以下「甲」という。）、海陽町・牟岐町・美波町（以下「乙」という。）及び海部郡衛生処理事務組合（以下「丙」という。）は災害発生時における一般廃棄物処理等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により、甲、乙及び丙が実施する一般廃棄物処理業務を、独自では適正に遂行できない場合において、協定者間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定町等）

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、甲と乙及び丙の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援要請する甲と乙及び丙と要請を受け応援を実施する甲と乙及び丙の合意が整ったときに限るものとする。

（応援要請等）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請甲、乙、丙の長が応援甲、乙、丙の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 甲、乙、丙は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

（応援の責務）

第5条 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請甲、乙、丙の長に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、原則として要請甲、乙、丙がこれを負担するものとする。

（民間業者の活用）

第7条 甲、乙、丙は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書5通を作成し協定甲、乙、丙の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年7月1日

甲 那賀町
那賀町長 坂口 博文

乙 海陽町
海陽町長 五軒家 憲次

牟岐町
牟岐町長 福井 雅彦

美波町
美波町長 影治 信良

丙 海部郡衛生処理事務組合
管理者 福井 雅彦

4-27. 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

牟岐町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「利用者」という。）へ通信の提供を可能とするものをいう。

（電話機の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態をなすよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（様式第1号）により通知することとする。

（移転、閉鎖等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、閉鎖等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を即座に利用できるよう、別紙1に定める定期試験を実施することとする。

（異常発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(利用の開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は電話機を即座に設置し、利用者の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(利用者の誘導)

第10条 甲は、特設公衆電話の利用の開始をした場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用料)

第11条 利用者は、第9条により、特設公衆電話を利用した場合は利用料は発生しないものとする。

(利用の終了)

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所等を閉鎖した場合には、甲は速やかに電話機を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第13条 乙は、災害の発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第14条 特設公衆電話の利用については、第7条に規定する定期試験及び第9条に基づく利用の場合を除き、禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。なお、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年9月4日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町
町長 福井雅彦

乙 徳島市西大工町2丁目5番地1
西日本電信電話株式会社
徳島支店長 上田直毅

4-28. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、牟岐町内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、牟岐町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 9月26日

甲 牟岐町
牟岐町長 福井 雅彦

乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会
地区長 三浦 佳展

別記 1

応急生活物資

- 1 LP ガス及び容器
- 2 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記 2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - （1）LP ガスの費用
 - （2）燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
 - （3）単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - （1）配送費用
 - （2）取付け費用
 - （3）その他甲が負担する費用以外の費用

4-29. 砂防関係協力市町村災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、新潟県出雲崎町、長野県下條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町及び熊本県錦町（以下「協定市町村」という。）は、次のとおり「砂防関係協力市町村災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町村の行政区域において法第2条1号で規定する災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災市町村の要請に応え、災害を受けていない市町村（以下「被災外市町村」という。）が友愛精神のもとに相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項について定める。

（応援の内容）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災した児童、生徒等の一時受入れ
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災市町村は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書を送付するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
その他必要な事項
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
- （4）前条第5号及び第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該収容又は受入れの人数、被災した児童、生徒等の学年又は年齢その他必要な事項
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

(応援の実施)

第4条 前条に基づく応援の要請を受けた被災外市町村は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 被災市町村の災害の状況に鑑み、特に緊張を要し、かつ前条の応援の要請を行うことができない状況と判断されるときは、同条の要請を待たずに応援活動を実施することができるものとする。

3 前項の規定により、応援活動を実施した場合は、協定市町村の友愛精神のもとに行うものであり、被災市町村から前条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用は、原則として、要請した市町村（以下「要請市町村」という。）の負担とする。

2 前項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用（以下この条において「派遣費用」という。）の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が定める規定に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とすること。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、協定市町村が協議の上定めるものとする。

3 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事中のものにあつては要請市町村が、応援市町村・要請市町村間の旅行中のものにあつては応援市町村が、負うものとする。

4 要請市町村が費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行うものとする。

(連絡担当課)

第6条 相互応援を円滑にするため連絡担当課を定め責任者を置く。

2 この協定に基づく応援の円滑化を図るため、連絡担当課は災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画、その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。

ただし、この期間満了の日の1月前までに申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書には各市町村長が記名、押印して13通を作成し各1通を保有するものとする。

附 則

1 この協定は、平成25年12月18日から実施する。

2 12市町村災害時相互応援協定(平成25年4月11日締結)は廃止する。

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10
蔵王町 町長 村上英人

大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地6
河南町 町長 武田勝玄

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1
東成瀬村 村長 佐々木哲男

奈良県五條市本町1丁目1番1号
五條市 市長 太田好紀

新潟県三島郡出雲崎町大字川西140
出雲崎町 町長 小林則幸

奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地
野迫川村 村長 角谷喜一郎

長野県下伊那郡下條村睦沢8801-1
下條村 村長 伊藤喜平

奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1
十津川村 村長 更谷慈禧

長野県木曾郡大桑村長野2778
大桑村 村長 貴舟豊

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町 町長 福井雅彦

岐阜県海津市海津町高須515
海津市 市長 松永清彦

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓899番地
高原町 町長 日高光浩

熊本県球磨郡錦町大字一武1587
錦町 町長 森本完一

4-30. 災害時の応急対策業務についての協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、牟岐町の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において牟岐町（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、株式会社メフォス（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は次の範囲のものとする。

- ア 避難者等への給食等に関する設備機器提供
- イ 避難者等への給食等に関する労務提供

(要請の手続き)

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

(協力)

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定するものが行うものとする。

(費用弁財)

第6条 甲は乙の協力に係る設備機器及び労務の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(合同訓練)

第7条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は2通作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

令和2年 4月 1日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
徳島県海部郡牟岐町
牟岐町長 枅富 治

乙 東京都港区赤坂2丁目23番1号
株式会社メフォス
代表取締役 岡田泰紀

4-31. 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、牟岐町（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会海部地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

(協力要請)

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 牟岐町で震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなすものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

(報告)

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく、乙、丙の当該業務に従事する者の災害補償は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度によるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（訓練への協力）

第9条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月22日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4
牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 10-10
有限会社ヨコオ建築工房内
公益社団法人徳島県建築士会海部地域会
地域会長 横尾 政明

丙 徳島県徳島市富田浜 2丁目 10番地
公益社団法人徳島県建築士会
会長 佐藤 幸好

4-32. 災害時の配置薬等活用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と徳島県医薬品配置協議会（以下乙という。）は、災害時に配置薬等を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（配置薬の範囲）

第1条 この協定における配置薬等とは、甲と乙が協議の上、乙の指定する配置販売業者が配置する医薬品等をいう。

（配置する事業所及び事業所管理者）

第2条 甲は、災害時に配置薬等を活用する事業所を指定し、かつ各事業所で医薬品等を実地に管理する者（以下「管理者」という。）を指定する。

（配置薬等の情報提供）

第3条 乙が指定した配置販売業者は、各事業所の管理者に対し、配置薬等に関する必要な情報提供を適切に行うとともに、医薬品等に関する相談のための連絡先を明示する。

（配置医薬品の管理）

第4条 乙が指定した配置販売業者は定期的に各事業所を訪問し、各事業所の管理者と連携して配置薬等を管理し、業務に関する記録等、医薬品配置販売業者としての業務を適正に実施することとし、乙はその業務全般について、指導、監督する役割を有するものとする。

（価格）

第5条 配置薬等の価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格とする。使用した配置薬等について甲は実費を負担するものとする。

（代金の支払い）

第6条 使用した医薬品等代金は甲が負担するものとし、甲は乙の請求に基づき乙の指定した配置販売業者に速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第7条 甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、この協定の効力は継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び乙が指定した配置販売業者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月12日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県鳴門市大麻町桧字西山田1-123
徳島県医薬品配置協議会
会 長 芋出 和利

配置する事業所及び事業所管理者

番号	施設名	所在地	配置 薬数	電話 番号	管理者
1	海の総合文化センター	牟岐町大字川長字 新光寺 82	1 個	72-0107	教育委員会
2	牟岐町役場	牟岐町大字中村字 本村 7-4	1 個	72-3411	牟岐町
3	牟岐町隣保館	牟岐町大字中村字 山田 142	1 個	72-3143	牟岐町
4	海部老人ホーム	牟岐町大字中村字 清水 120	1 個	72-0209	海部老人ホーム
5	老人保健施設 和楽	牟岐町大字川長字 山戸 28	1 個	72-3535	老人保健施設 和楽
6	牟岐小学校	牟岐町大字川長字 市宇谷 100	2 個	72-0107	教育委員会
7	特別養護老人ホーム 緑風荘	牟岐町大字中村字 山田 30	1 個	72-3155	特別養護老人ホーム 緑風荘
8	徳島県立牟岐少年自 然の家	牟岐町大字灘字 東谷 116-35	2 個	72-2811	岡田企画(株)
計			10 個		

4-33. 地域防災包括協定

牟岐町（以下、「甲」という。）と一般社団法人 BERT INTERNATIONAL（以下、「乙」という。）は、地域防災力の向上と地域活性化などを図るため、以下のとおり地域防災包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に緊密な連携と協力による活動を推進し、地域防災力の向上と地域の活性化などを図り、牟岐町のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、現在徳島県庁が策定を進めている防災計画及び地方創成まちづくり計画をもとに、双方は以下の連携項目の実現に向け、連携・協力する。

- （1）組織防災力向上のための継続的防災訓練及び組織づくり
- （2）地域経済活性化の推進
- （3）上記1及び2項に付帯する事業活動の推進

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携・協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議の上、協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、協定の証として本書2通を作成し、甲、乙が記名のうえ各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4

牟岐町

牟岐町長 福 井 雅 彦

乙

岡山県小田郡矢掛町矢掛字寺東 2552 番 2

一般社団法人 BERT INTERNATIONAL

代表理事 方 敬 済 (片山敬済)

4-34. 災害発生時における牟岐町と牟岐郵便局及び阿南郵便局の協力に関する協定

徳島県海部郡牟岐町（以下「甲」という。）と牟岐郵便局（以下「乙」という。）及び阿南郵便局（以下「丙」という。）は、牟岐町内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、牟岐町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙及び丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^{（注）}

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 牟岐町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 牟岐郵便局長

丙 日本郵便株式会社 阿南郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、三者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年5月15日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月15日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦 印

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村54-44
日本郵便株式会社 牟岐郵便局長 小栗 拓也 印

丙 徳島県阿南市富岡町滝の下4-2
日本郵便株式会社 阿南郵便局長 山田 正雄 印

4-35. 大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書

美波町、牟岐町、海陽町及び海部郡町村会（以下、「甲」という。）と徳島弁護士会（以下、「乙」という。）は、海部郡内に大規模な地震等の災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海部郡内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣要請）

第2条 甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下、「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第3条 相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第4条 乙が第3条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第5条 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議のうえ、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第8条 相談者の相談料は無料とする。ただし、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用

することを妨げない。

（謝礼）

第9条 第3条及び第7条に基づく甲の乙又は従事者に対する謝礼の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）

第10条 乙が、大規模災害等の状況に照らし、第2条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第4条及び第5条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が第2条（第10条2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成27年7月8日

甲 海部郡美波町奥河内字本村18番地1
美波町長
影治 信良

海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町長
福井 雅彦

海部郡海陽町大里字上中須128番地

海陽町長

前田 恵

海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地1

海部郡町村会 会長

福井 雅彦

乙 徳島市新蔵町1丁目31番地

徳島弁護士会 会長

上地 大三郎

4-36. 災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書

（目的）

第1条 牟岐町（以下、「甲」という。）と株式会社阿波銀行（以下、「乙」という。）は、災害発生時に、被災した地域に乙が行う移動店舗車両による金融サービスの円滑な提供に資するため、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第2条 本協定において、「災害発生時」とは、大規模地震、津波、大雨・洪水、新型インフルエンザ等の重大な感染症のまん延、テロ等を要因として、被災地域の金融機能の維持に大きな支障が発生する状態をいう。

（支援の開始）

第3条 被災地からの金融サービスの提供要請または乙の判断に基づき、甲乙間で支援の可否等について協議のうえ、乙は移動店舗車両の出動を決定するものとし、支援は移動店舗車両現地到着後開始するものとする。

（支援の内容）

第4条 本協定における支援は、次のとおりとする。なお、支援の水準は、状況に応じて、甲が対応可能な範囲とする。

- （1）甲乙間で定めた場所での移動店舗車両の駐車スペースの提供
- （2）移動店舗車両への商用電源（100V）の提供
- （3）燃料の提供
- （4）その他必要な支援

（費用負担）

第5条 支援に要した費用等については、甲乙間で協議し、決定するものとする。

（平時の連携）

第6条 甲および乙は、大規模災害発生時の支援を円滑に行うため、平時から連携して次に掲げる取り組みを行う。

- （1）連絡体制の整備、維持
- （2）共同訓練の実施および対策強化
- （3）担当者による情報交換

（秘密保持）

第7条 甲および乙は、本協定における支援および平時の連携において知り得たお互いの業務に関する情報を、相手方の許可なく第三者に開示、漏洩または使用してはならない。ただし、個人情報以外の次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から情報を受ける前に既に保有していたもの
- (2) 相手方から情報を受ける前に既に公知となっているもの
- (3) 相手方から情報を受けた後に互いの責によらず公知となったもの
- (4) 相手方から情報を受けた後に正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (5) 法令により開示をもとめられたもの

なお、本協定が効力を失った後も、本条項に基づく秘密保持の義務を負う。

(他の協定との関係)

第8条 本協定は、甲および乙が第三者との間で締結する災害時等の協力に関する協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了日までに甲および乙から特段の意思表示がない場合には、更に1年間効力を延長させるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定書の改廃、および本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は誠実に協議して、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年3月18日

甲 徳島県海部郡牟岐町
大字中村字本村7番地4
牟岐町長 福井雅彦

乙 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1
株式会社 阿波銀行
取締役頭取 岡田好史

4-37. 徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書

徳島県（以下「甲」という。）と牟岐町（以下「乙」という。）とは、徳島県総合情報通信ネットワークシステムに係る市町村局（以下「市町村局」という。）の設置及び維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、甲が乙の施設に設置する市町村局に係る設置運用、維持管理及び経費の負担について必要な事項を定めたものとする。

（乙の施設の供用）

第2条 乙は、市町村局の設置に当たり、必要な庁舎施設及びその付属施設その他工作物並びに敷地を甲に無償で供用させるものとする。

（市町村局の設置）

第3条 市町村局には、地上系無線設備及び衛星通信設備一式（以下「無線設備」という。）を設置するものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運営等必要な事項を協議するため、徳島県総合情報通信ネットワークシステム運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置するものとする。

（市町村局の維持管理）

第5条 市町村局の通常の維持管理は、乙が行い、無線設備の点検整備は、甲が行うものとする。

（経費等）

第6条 市町村局の維持管理等に要する経費の負担は、次のとおりとする。

（1）乙が負担すべき無線設備の点検整備に要する経費は、無線設備の点検整備に要する経費のうち、甲が2分の1を負担し、その余りを乙を含む当該無線設備を有する市町村が均等に除した額とする。

（2）電気代、予備電源用燃料代、ファクシミリ受信用紙、トナー代及び衛星インターネットサービス利用料は、乙の負担とする。

（3）乙が負担すべき無線設備の故障復旧に要する経費及び変更工事に要する経費については、当該無線設備を有する市町村が均等に負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた経費については、乙が負担する。

（4）運営協議会の運営経費については、県、8市、15町、1村、10消防（徳島・鳴門・小松島を除く。）の機関が負担する。

（協定の効力）

第7条 この協定は、平成28年4月1日から効力を生じ、平成18年4月1日甲乙両者間で締結し

た「徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書」は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

（協定外の事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県海部郡牟岐町
牟岐町長 福井雅彦

4-38. 徳島県保有の災害用備蓄物資の保管等に関する覚書

徳島県（以下「甲」という。）と牟岐町（以下「乙」という。）とは、徳島県保有の災害用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）の保管等に関し、次のとおり確認するものとする。

（目的）

第1 本覚書は、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針（平成26年3月14日付け徳島県策定）」に基づき、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害発生時に道路が寸断され、物資の流通網が途絶した場合に、南部圏域における被災者への備蓄物資の提供が円滑に進められるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（備蓄物資の保管）

第2 甲は、保管する備蓄物資について、品目、数量、保存期限など、保管に必要な事項を記載した台帳を整備の上、乙に保管を依頼する。

2 前項の台帳の内容に変更があった場合は、甲が台帳を整備の上、乙に通知する。

3 乙は、甲と協力の上、備蓄物資の保管を行い、品質確保に努めるものとする。

（費用負担）

第3 第2に掲げる保管に係る費用については、乙が負担する。

2 乙の過失により、備蓄物資の一部又は全部が使用できなくなった場合は、乙の費用により補充するものとする。

（備蓄物資の移動）

第4 備蓄物資の移動が必要な場合は、甲乙協議の上、これを行うこととする。

（備蓄物資の使用）

第5 乙は、乙の所管する地域において災害救助法が適用され、かつ南海トラフ地震をはじめとする大規模災害発生時において、被災者への提供のため甲が必要と認めた場合に限り、備蓄物資を使用できるものとする。ただし、緊急を要し、かつ甲と乙との協議が行えない場合は、この限りではない。

2 前項に規定する以外の用途に備蓄物資を使用した場合は、第8の規定に関わらず使用した者の負担により、備蓄物資を補充するものとする。

（広域支援への使用）

第6 他の地域で発生した災害への支援など、急遽、甲が備蓄物資を使用する場合は、甲は、前条の規定に関わらず、乙に連絡の上備蓄物資を使用するものとする。

（状況報告）

第7 乙は、次の場合、甲に保管の状況を報告するものとする。

（1）保管する備蓄物資が使用できなくなった場合

（2）第8に規定する備蓄物資の入替え以外で、備蓄物資の異動が必要な場合

(3) 甲が、報告の必要があると認めた場合

(備蓄物資の入替え)

第8 甲は、予算の範囲内で備蓄物資の購入、運搬及び撤去等、備蓄物資の入替え等を行うものとする。

(廃棄前等の備蓄物資の活用)

第9 乙が実施する訓練等において、期限切れ等により入替え又廃棄等を予定している備蓄物資を活用をする場合は、甲に協議し了承を得るものとする。

(連絡先等の指定)

第10 備蓄物資の使用等を円滑に行うため、甲乙両者は連絡先を通知するものとする。

2 甲乙両者は、連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で通知するものとする。

(有効期間等)

第11 本覚書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも何らかの意思表示がされない時は、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第12 本覚書に定めのない事項、又は本覚書の各事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 牟岐町長 福井 雅彦

4-39. GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と牟岐町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において牟岐町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで牟岐町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により牟岐町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年5月24日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 元野 一生

乙 徳島県海部郡牟岐町 牟岐町長 福井 雅彦

4-40. 牟岐町と特定非営利活動法人アムダとの連携協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県牟岐町（以下、甲という。）と、特定非営利活動法人アムダ（以下、乙という。）とは、甲で大規模な災害が発生した場合の支援の受入れに関して必要な事項を定める。

(支援の要請)

第2条 甲で大規模な災害が発生した時、甲は、乙に対して必要な支援を要請する。
ただし、甲の被害が甚大で、甲が乙に支援を要請できない場合は、乙の判断で支援を行う事が出来る。

(支援内容)

第3条 乙が提供する支援は、次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動
- (2) 被災者の救護、生活再建に関する諸活動
- (3) 前各号に掲げるもののほか、被災者支援に関して甲と乙が協議した事項

2 甲は、乙が支援活動を円滑に行うことができるよう、関係機関と調整の上、必要な事項を乙に報告するものとする。

(連絡担当者)

第4条 第2条に規定する要請をはじめ、あらかじめ甲乙双方に連絡担当者を定めておくものとする。
連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、其々1通を保有する。

平成29年5月30日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 7 番地 4
牟岐町長
福井 雅彦

乙 岡山県岡山市北区伊福町3丁目31番1号
特定非営利活動法人アムダ
AMD Aグループ代表
菅波 茂

4-4 1. 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設（津波避難訓練等を含む。以下同じ。）としての使用に関し、牟岐町（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、牟岐町内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

2 甲は、使用にあたり必要となる設備・備蓄品等については、あらかじめ乙の承諾を得た上で、甲の責任において設置するものとする。

施設名称	旧県立海部病院 本館
所在地	海部郡牟岐町大字中村字本村75-1
施設責任者	徳島県立海部病院長
構造等	鉄筋コンクリート造 4階建
建築年	昭和58年度

（使用範囲）

第4条 甲は、使用施設のうち次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	4階（978m ² ）、屋上（829m ² ）
避難経路	施設西側屋外階段
入口	施設西側4階入口

（鍵の管理）

第5条 甲は、使用施設を一時避難施設として使用する場合、甲が使用施設を解錠するものとする。

2 乙は、使用施設を解錠するための鍵（以下「鍵」という。）を甲に貸与するものとする。

3 甲は、鍵を目的以外には使用しないよう適正に管理するものとし、本協定の有効期間終了時には、乙に返却するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、当該施設に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合には、甲に速やかに報告するものとする。

（費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。ただし、甲が一時避難施設として使用するために必要となる費

用については、すべて甲が負担するものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 甲は、使用施設を一時避難施設として使用した際に発生した施設の破損等(災害によるものを除く。)の復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、やむを得ず破損したことが明らかな場合には、甲乙協議の上決定する。

(事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等、甲の責任下において発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 使用施設の一時的避難施設としての使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報若しくは大津波警報が発表されたときから、その警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。ただし、津波により、使用施設周辺が浸水した場合においては、避難者が当該施設から、安全に移動することができるようになった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲又は乙において、使用施設の一時的避難施設としての使用を終了する際は、1か月前までに、その旨を相手方に通知するものとする。

2 前項により一時避難施設の使用を終了した際には、甲は、使用施設を原状復帰のうえ、乙に返却するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも協定終了の申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年7月24日

甲 海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町
牟岐町長 福井雅彦

乙 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県病院事業管理者 香川 征

4-42. 日本赤十字社徳島県支部南部救護倉庫の使用に関する覚書

日本赤十字社徳島県支部（以下「甲」という）と、牟岐町（以下「乙」という）は、日本赤十字社徳島県支部南部救護倉庫（以下、「南部救護倉庫」という。）の使用に関する事項について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時における被災者支援活動、並びに平時における防災啓発活動の推進にあたり、乙が甲の所有する南部救護倉庫の使用を必要とする場合における事項 を定めることとする。

（定義）

第2条 この覚書において、「南部救護倉庫」とは、倉庫本体、並びに倉庫内に収納している救護資材、及び救援物資とし、内訳は様式1のとおりとする。

2 甲は、様式1の内容に変更があった場合は、乙に対して随時通知するものとする。

（使用の許可等）

第3条 乙は、災害時において南部救護倉庫の使用が必要となった場合は、甲の要請の有無に関わらず、甲の活動に支障の無い範囲内において南部救護倉庫を使用することができ るものとする。

2 乙は、平時において南部救護倉庫を使用するときは、あらかじめ甲に対して連絡を行い、許可を得るものとする。

（使用の報告）

第4条 乙は、前条により南部救護倉庫を使用したときは、「南部救護倉庫使用報告書」（様式2）により甲に報告するものとする。

（使用者責任）

第5条 甲は、乙の南部救護倉庫の使用に起因して発生した事故に対する責任は一切負わない。

（使用料等）

第6条 乙が、第1条の目的に従い第3条の範囲内で使用した場合の使用料は無料とする。2 乙の不注意によって南部救護倉庫を著しく破損、汚損した場合は、乙が現状に復するものとする。

（鍵の管理）

第7条 甲は、南部救護倉庫本体2棟の鍵各1本ずつの管理を乙に委託する。

2 乙は、甲から管理を委託された鍵を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

3 乙は、甲から管理を委託された鍵を第三者に譲渡、または貸与してはならない。

（鍵の紛失等の連絡）

第8条 乙は、鍵を紛失し、または盗難にあったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。

(その他)

第9条 この覚書に記載されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有する。

平成29年10月2日

甲 住所 徳島県徳島市庄町三丁目12番地1
氏名 日本赤十字社徳島県支部
事務局長 小 森 将 晴

乙 住所 徳島県海部郡牟岐町
大字中村字本村7番地4
氏名 牟岐町長 福 井 雅 彦

4-43. 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社徳島支店（以下「乙」という。）との間において、津波が発生、又は発生する恐れがある時における一時避難施設（以下「避難ビル」という。）として、乙の所有する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用条件）

第1条 乙の所有する次に掲げる建物を津波襲来の恐れがある時等に、避難ビルとして地域住民に使用させるものとする。

- (1) 所在地 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村128-1
- (2) 所有者 西日本電信電話株式会社 徳島支店
- (3) 名称 NTT牟岐ビル
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造り3階建
- (5) 使用場所 階段・踊り場・屋上

（使用の目的及び期間）

第2条 避難ビルの使用目的及び期間は、地域住民等の避難場所として、牟岐町に地震及び津波が発生、又は発生する恐れがある時から安全を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は、避難ビルを前条の目的以外には使用しないこととする。

（使用料及び原形復旧義務）

第4条 使用料は無料とする。ただし、甲は、避難ビルを使用した後は原形復旧するものとし、避難住民等が建物器物等を破損又は汚損した場合は、原形に回復するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第5条 乙は、避難ビルに地域住民が避難した際に発生した事故等に対し、一切の責任を負わないものとする。

（鍵の管理）

第6条 避難ビルの鍵（ビル出入口、屋上出入口）は、牟岐町総務課長を管理責任者とし、牟岐町総務課が管理する。保管場所については、次のとおりとする。

- ① 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村128-1 NTT牟岐ビル地震解除ボックス内
- ② 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4 牟岐町役場総務課内

甲は、この鍵を善管注意義務をもって保管し、棄損又は紛失した場合には、直ちにその事実を乙へ報告するとともに、鍵の再作成等に係る費用を負担するものとする。

乙は、年一回、この鍵の管理状態について確認を行うものとする。

甲は、この協定が終了した場合には、この鍵を速やかに乙へ返還するものとする。

（門扉暗証番号の共有）

第7条 避難ビル入り口の門扉暗証番号は、牟岐町総務課長を管理責任者とし、牟岐町総務課員（防災担当課員）に共有するとともに、緊急な対応を要することを考慮し、地元本町部落会長、本町自主防災組織代表者、中の島部落会長、中の島自主防災組織代表者にも共有することとする。

甲は、この暗証番号を善管注意義務をもって管理するが、漏えい等が発生した場合、直ちにその事実を乙へ報告する。

（有効期限）

第8条 この協定は、平成29年11月22日から効力を有するものとし、甲または乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して問題が生じた場合は、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成29年11月22日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
牟岐町長 福井 雅彦

乙 徳島県徳島市西大工町二丁目5番地の1
西日本電信電話株式会社 徳島支店
支店長 川口 良浩

4-44. 広告付防災標識看板に関する協定書

牟岐町（以下「甲」という。）と株式会社アクセル徳島（以下「乙」という。）並びに株式会社井内（以下「丙」という。）は、牟岐町内における電柱に設置する広告付防災標識看板（以下「標識看板」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、将来発生することが想定される南海トラフ地震をはじめ、大規模自然災害発生時の迅速かつ的確な避難行動や町民の防災意識の向上を図るため、標識看板の設置について必要な事項を定めるとともに、災害に強い安心・安全なまちづくりに資することを目的とする。

（情報提供）

第2条 甲は、標識看板の設置のために必要な避難所名等の情報を乙及び丙に提供するものとする。また、情報に変更が生じた場合においても、その都度、甲は乙及び丙に情報を提供するものとする。

（協力事項）

第3条 乙及び丙は、この協定に基づき、次の各号に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨にかなう広告主を募り、標識看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）設置された標識看板の修繕・撤去等を含む維持管理に対するの対応を行うこと。
- （3）標識看板を設置するときは、記載内容等について甲と事前協議を行うこと。
- （4）標識看板の記載内容に変更があった場合には、必要な修正を行うこと。

（広告の範囲）

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は標識看板には掲載しない。

- （1）公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの。
- （2）その他、標識看板に掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（報告）

第5条 乙及び丙は、甲に対し、次のとおり報告を行うものとする。

- （1）標識看板の設置前には、設置予定箇所の位置図を作成し提出すること。
- （2）標識看板の設置後には、設置箇所の一覧、数量及び完了写真等の資料を提出すること。

（経費）

第6条 標識看板の設置等に要する一切の経費については、乙及び丙が負担するものとする。

（連絡体制）

第7条 甲乙丙の3者は、この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙丙の3者が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙の3者が各相手方に対し文書による協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和元年9月6日

甲 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
徳島県海部郡牟岐町
牟岐町長 枅 富 治

乙 徳島県徳島市南前川町5丁目1-1
株式会社 アクセル徳島
代表取締役 仁 志 吉 宏

丙 徳島県吉野川市山川町前川62-4
株式会社 井内
代表取締役 井 内 高 志

第5部 様 式

5-1. り災届出証明書

令和 年 月 日

牟岐町長 あて

(申請者) 住所

氏名



電話番号

下記のとおり、災害を受けたことを届出します。

記

り災日時	令和 年 月 日 分頃
り災場所	牟岐町
り災要因	台風(号)・集中豪雨(雷雨等)・風・高潮・地震 その他()
り災住宅等の形態	戸建住宅・共同住宅・店舗・店舗兼住宅 その他()
り災者氏名(名称)	
り災人員(居住建物のみ記入)	(内訳) 人 男 人 女 人
り災者とり災物件との関係	1. 居住者であり、所有者(同居家族の所有・共有を含む) 2. 所有者(1と条件は同じ) 3. 居住者(借家人等) 4. 管理者 5. 使用者
り災状況	
り災種別	全壊・流出・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水 その他()
証明書の使用目的(提出先)	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

牟岐税証第 号

令和 年 月 日

牟岐町長 枅富 治

5-2. 自衛隊派遣要請文書様式

令和 年 月 日
第 号

徳島県知事 殿

徳島県海部郡牟岐町長

災 害 派 遣 に 関 す る 要 請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊派遣を要請して下さるようお願いいたします。

1. 災害の状況及び派遣要請を希望する事由

2. 派遣を希望する期間

令和 年 月 日 時 分から
任務終了まで

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. 着陸適地その他参考となるべき事項

5-3. 自衛隊撤収要請文書様式

令和 年 月 日
第 号

徳島県知事 殿

徳島県海部郡牟岐町長

災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 に つ い て

令和 年 月 日付け第 号で要請を依頼した、災害派遣部隊については要請目的を達成したので、部隊の撤収を下記により要請して下さい。

記

撤収日時 令和 年 月 日 時 分

5-4. 災害報告記入要領

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月末まで治療できる見込みの者とする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが枚数破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することが出来ないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
- (3)「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5)「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12)「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (14)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (15)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林業被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

5-5. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分		受信者		
1 要請機関名	(電話)		受信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援				
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()				
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 着陸現場 : (発生時刻) 年 月 日 時 分頃				
5 現地の 気象条件	天候	風向	風速	m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等(警報・注意報)	
6 現場指揮者	所属・職・氏名				
7 現場との 連絡手段	無線種別(全国波 県波 市町村波) 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)				
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。				
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名	年齢等	歳 男・女	
		氏名	年齢等	歳 男・女	
	症 状				
	着陸現場 の 目 標	出勤先	所在地及び目標		
		搬送先	所在地及び目標		
	同乗者 の 氏 名	医 師	関係者		
		看護師			
	病院への 搬送方法	救急車の 手配	病院の 手配		
受入病院	所在地 名 称	連絡先	(電話)		
	搬送先の消防本部 の担当者職・氏名	消防本部(局) 職・氏名	課	(電話)	
10 必要資機材					
11 他航空機への 要請状況	無 :				
	有 :	要請機関名	要請機数	(機)	
12 その他 必要事項					

※ 以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国波 県波 その他) 現場指揮本部(車)・呼出名(コールサイン)
2 到着予定時刻	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 リットル(ドラム缶 本)
5 その他 必要事項	

5-6. 災害等状況報告書様式

令和 年 月 日
 第 号

運航管理者
 徳島県消防防災航空隊事務所長 殿

徳島県海部郡牟岐町長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時		
発生場所		
災害等の概要		
対応状況	経緯	
	出動機関及び人員	
	出動車両及び機材	
被害の概要		
その他参考となる事項		

5-7. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式

応援等要請のための連絡事項

第					報
令和	年	月	日	時	分

(消防庁長官 又は 都道府県知事) 殿

_____ (市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	令和	年	月	日	時	分頃
災害発生場所	都道府県				市区町村	
災害の種別・状況						
被害状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明		
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明		

応援等要請日時	令和	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要隊数を記入。 隊数が不明の場合は、 ○を付ける。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊			
	指揮支援隊			N災害対応小隊			
	指揮隊			B災害対応小隊			
	消火小隊			C災害対応小隊			
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊				
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊				
	後方支援小隊		特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
その他 ()							
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)							

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

5-8. 火災・災害等即報要領に基づく様式

第 報

第1号様式（火災）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者	重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 部分焼棟 } ぼや	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人
救急・救助活動状況	その他					
災害対策本部等の設置状況						
その他の参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危険施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人()		
			重 症 人() 中 等 症 人() 軽 症 人()		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所		出場機関	出場人員	出場資機材
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消防団	台 人	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
		その他	人		
警戒区域の設定	月 日 時 分				
使用停止命令	月 日 時 分				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)	
	計 人	重症 人(人)	
	不明 人	中等症 人(人)	
		軽症 人(人)	
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 _____（第 報）

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	うち 災害関連死者	重傷	人	住家	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人		軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

- (注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
 (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

279

都道府県				区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村
災害名・報告番号	災害名 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円					
	報告者名				畑	冠水	ha		農林水産業施設	千円				
区 分		被 害		学 校		流失・埋没	ha		公共土木施設	千円				
人的被害	死者	人			そ の 他	冠水	ha		その他の公共施設	千円				
		うち 災害関連死者	人			学 校	箇所		小 計	千円				
		行方不明者	人			病 院	箇所		公共施設被害市町村数	団体				
		負傷者	重傷	人			道 路	箇所		農 業 被 害	千円			
			軽傷	人			橋りょう	箇所		林 業 被 害	千円			
	住家被害	全壊	棟			河 川	箇所		そ の 他	畜産被害	千円			
			世帯			港 湾	箇所			水産被害	千円			
			人			砂 防	箇所			商工被害	千円			
		半壊	棟			清掃施設	箇所							
			世帯			崖くずれ	箇所			そ の 他	千円			
人				鉄道不通	箇所		被 害 総 額	千円						
一部破損		棟		被害船舶	隻									
		世帯		水 道	戸		災害の概況	消防職員出動延人数 人						
		人		電 話	回線						消防団員出動延人数 人			
棟			電 気	戸										
世帯		ガ ス	戸		（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）									
人		ブロック塀等	箇所					消防機関等の活動状況						
棟											自衛隊の災害派遣			
世帯		り災世帯数	世帯		その他									
人		り災者数	人											
棟		建 物	件											
非住家	公共建物	棟		火災発生	危 険 物	件								
	その他	棟			そ の 他	件								

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

5-10. 通行の禁止又は制限するときの標識（様式1）



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

5-11. 緊急通行車両の標章（様式2）



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5-1 2. 緊急通行車両確認証明書（様式3）

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印	
		公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあっては輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

5-13. 避難情報の放送依頼様式（放送に係る申し合わせ）

徳島県と日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざんの各社（以下「放送事業者」という。）とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告、及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から放送事業者への避難情報は放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系等は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
 - (1) この申し合わせの変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
 - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島 様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理部
(徳島県南部総合県民局)

牟岐町長

住民への避難情報(第 号)の周知について(依頼)

当町において避難情報を発令しました(することとしました)ので、貴社(局)より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報の種類 ※注1	□避難準備・高齢者等 避難開始 (□発令 □解除) □避難勧告 (□発令 □解除) □避難指示(緊急) (□発令 □解除)
所 属 名			
発信者職・氏名			
電 話 番 号			
発令・解除日時	令和 年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他()		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区 世帯 人 ()		
	地区 世帯 人 ()		
	地区 世帯 人 ()		
	()		
備 考 (発令理由など)			

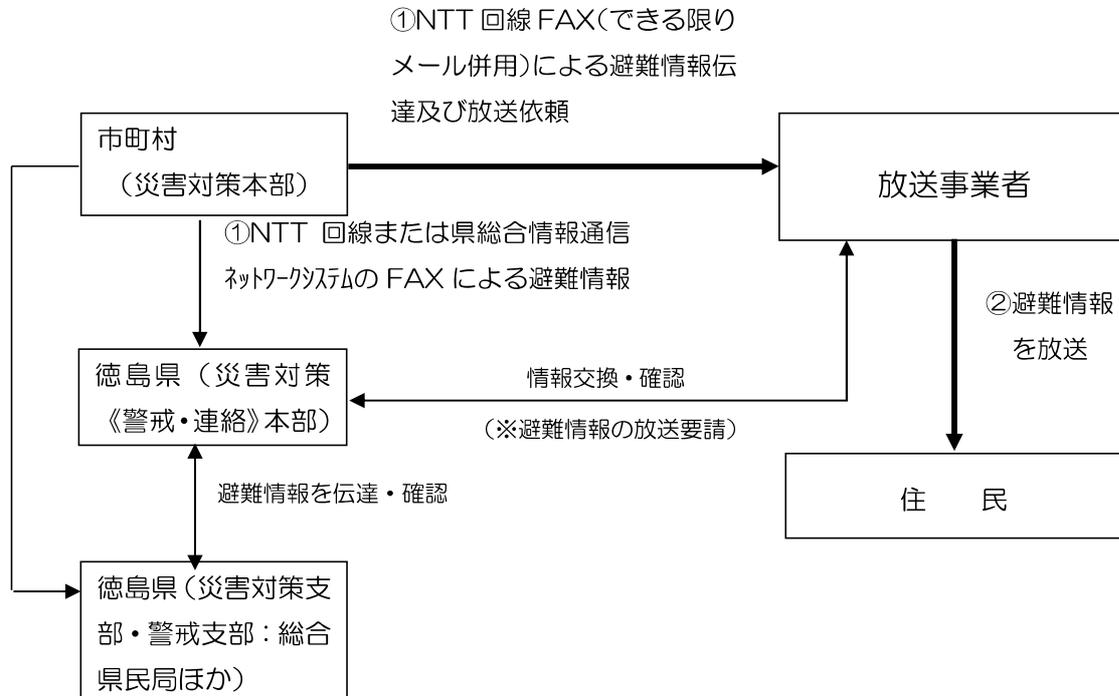
※注1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

※注3 市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者(防災主管課長等)の押印に替えることとする。

(別紙2)

放送事業者との伝達系統



① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業NTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。

また同時に、徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）FAXを送信する。

- ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
- ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。

② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。

その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。

※ 市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。

③ 担当者リストの作成

年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

同意を得るための様式例（２）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分 <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名：（ <input type="text"/> ）等級： <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害者名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものでなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等)及び障害名や病名等を、牟岐町防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
 ※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際にご協力ください。

個別計画の様式例（3）

避難時に 配慮しなくては ならない事項	<input checked="" type="checkbox"/> あてはまるものすべてに <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他	
	[]	
同居家族等		
緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
【特記事項】 （普段いる部屋、 寝室の位置） （不在の時の目印、 避難済みの目印） など		

避難行動要支援者情報

避難支援者情報 ①	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：
避難支援者情報 ②	フリガナ 氏名（団体名） 住所 連絡先	電話番号1： 電話番号2： メールアドレス： その他：

避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

令和△△年□月◇◇日
上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載ないように誤りがないことを確認するとともに、牟岐町に報告することを了承します。

氏名 _____

避難行動要支援者情報

5-15. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙

(その1)

() 川 ()
 水防警報第 () 号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

1 待 機	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の待機を要します。
2 準 備	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の準備を要します。
3 出 動	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、 氾濫注意水位（警戒水位）を () mを超えており なお上昇のおそれがあるので、() から () までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mになり、引き続き減少する見込みです。 () から () までの水防警報を解除します。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

(その2)

()川()
水防情報第()号

令和 年 月 日 時 分
徳島県南部総合県民局

No.	本 文
1	()日()時現在の雨量は、 () { (/ mm) }、() { (/ mm) } () { (/ mm) }、() { (/ mm) } です。
2	()地点の水位は、()日()時()分現在 ()mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	()地点の水位は、()日()時()分に ()水位を超えました。
6	()地点の水位は、()日()時()分最高水位 ()mに達しました。
7	()地点の最高水位は、()日()時頃に起こると予想され ()mに達する見込みです。
8	()地点の、()時間後の水位は、()mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	氾濫注意水位(警戒水位)を相当に上回る恐れがあります。
12	氾濫注意水位(警戒水位)を()日()時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	()地点の、()に()が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	()

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

5-16. 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙

() 川 ()

水防警報（津波）第 () 号

令和 年 月 日 時 分

徳島県南部総合県民局

津波に関する情報に十分注意してください。

1 待 機	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔) 〕では () mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔) から〔) 〕までの 水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2 出 動	<p>() 日 () 時 () 分に（大津波警報・津波警報）が発表され、 〔) 〕では () mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は () 日 () 時 () 分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔) から〔) 〕までの 水防団の出動を要します。</p> <p>なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。</p> <hr/> <p>() 日 () 時 () 分に〔) 〕に発表されていた （大津波警報・津波警報）は、() 日 () 時 () 分に 解除されました。</p> <p>被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、 〔) 〕から〔) 〕までの水防団の出動を要します。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、 〔) 〕から〔) 〕までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	令和 年 月 日 時 分	発信者	
受 信	令和 年 月 日 時 分	受信者	

